

土木工事共通仕様書【農業農村整備編】の制定について (平成23年3月14日農村第2125号農林水産部長通知) 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<b>土木工事共通仕様書【農業農村整備編】</b>	<b>土木工事共通仕様書【農業農村整備編】</b>
目 次	目 次
<p><b>第1編 共 通 編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>1－1－1～1－1－3 [略]</p> <p>1－1－4 請負代金内訳書及び<u>工程表</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p>1－1－5 施工計画書</p> <p>1－1－6 低入札価格調査対象工事の措置</p> <p>1－1－7 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録</p> <p>1－1－8 監督職員</p> <p>1－1－9 現場技術員</p> <p>1－1－10 主任技術者等の資格</p> <p>1－1－11 工事用地等の使用</p> <p>1－1－12 工事の着手</p> <p>1－1－13 工事の下請負</p> <p>1－1－14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1－1－15 受注者相互の協力</p> <p>1－1－16 調査、試験に対する協力</p> <p>1－1－17 工事の一時中止</p> <p>1－1－18 設計図書の変更</p> <p>1－1－19 工期変更</p> <p>1－1－20 支給材料及び貸与品</p> <p>1－1－21 工事現場発生品</p>	<p><b>第1編 共 通 編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>1－1－1～1－1－3 [略]</p> <p>1－1－4 請負代金内訳書及び<u>工事費構成書</u></p> <p><u>1－1－5 工程表</u></p> <p>1－1－6 施工計画書</p> <p>1－1－7 低入札価格調査対象工事の措置</p> <p>1－1－8 工事実績情報サービス（CORINS）への登録</p> <p>1－1－9 監督職員</p> <p>1－1－10 現場技術員</p> <p>1－1－11 主任技術者等の資格</p> <p>1－1－12 工事用地等の使用</p> <p>1－1－13 工事の着手</p> <p>1－1－14 工事の下請負</p> <p>1－1－15 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1－1－16 受注者相互の協力</p> <p>1－1－17 調査・試験に対する協力</p> <p>1－1－18 工事の一時中止</p> <p>1－1－19 設計図書の変更</p> <p>1－1－20 工期変更</p> <p>1－1－21 支給材料及び貸与品</p> <p>1－1－22 工事現場発生品</p>

改 正 後	現 行
<p>1－1－22 建設副産物</p> <p>1－1－23 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置</p> <p>1－1－24 工事材料の品質</p> <p>1－1－25 監督職員による検査、立会等</p> <p>1－1－26 数量の算出及び出来形図</p> <p>1－1－27 工事完成図</p> <p>1－1－28 工事完成図書の納品</p> <p>1－1－29 品質証明</p> <p>1－1－30 検査</p> <p>1－1－31 工事完成検査</p> <p>1－1－32 既済部分検査</p> <p>1－1－33 中間検査</p> <p>1－1－34 施工管理</p> <p>1－1－35 部分使用</p> <p>1－1－36 履行報告</p> <p>1－1－37 使用人等の管理</p> <p>1－1－38 工事中の安全管理</p> <p>1－1－39 爆発及び火災の防止</p> <p>1－1－40 後片づけ</p> <p>1－1－41 事故報告書</p> <p>1－1－42 環境対策</p> <p>1－1－43 文化財の保護</p> <p>1－1－44 交通安全管理</p> <p>1－1－45 諸法令、諸法規の遵守</p> <p>1－1－46 官公庁への手続等</p> <p>1－1－47 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1－1－48 工事測量</p> <p>1－1－49 提出書類</p>	<p>1－1－23 建設副産物</p> <p>1－1－24 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置</p> <p>1－1－25 工事材料の品質</p> <p>1－1－26 監督職員による検査及び立会等</p> <p>1－1－27 数量の算出及び出来形図</p> <p>1－1－28 工事完成図</p> <p>1－1－29 工事完成図書の納品</p> <p>1－1－30 品質証明</p> <p>1－1－31 検査</p> <p>1－1－32 工事完成検査</p> <p>1－1－33 既済部分検査</p> <p>1－1－34 中間検査</p> <p>1－1－35 施工管理</p> <p>1－1－36 部分使用</p> <p>1－1－37 履行報告</p> <p>1－1－38 使用人等の管理</p> <p>1－1－39 工事中の安全管理</p> <p>1－1－40 爆発及び火災の防止</p> <p>1－1－41 後片づけ</p> <p>1－1－42 事故報告書</p> <p>1－1－43 環境対策</p> <p>1－1－44 文化財の保護</p> <p>1－1－45 交通安全管理</p> <p>1－1－46 諸法令、諸法規の遵守</p> <p>1－1－47 官公庁への手続き等</p> <p>1－1－48 施工時期及び施工時間の変更</p> <p>1－1－49 工事測量</p> <p>1－1－50 提出書類</p>

改 正 後	現 行
1－1－50 工事特性等への対応状況の報告 1－1－51 不可抗力による損害 1－1－52 特許権等 1－1－53 保険の付保及び事故の補償 1－1－54 臨機の措置 1－1－55 優先使用等 1－1－56 琉球石灰岩の違法採掘防止	1－1－51 工事特性等への対応状況の報告 1－1－52 不可抗力による損害 1－1－53 特許権等 1－1－54 保険の付保及び事故の補償 1－1－55 臨機の措置 1－1－56 優先使用等 1－1－57 琉球石灰岩の違法採掘防止
<b>第2章 材 料</b>	<b>第2章 材 料</b>
第1節～第12節 [略]	第1節～第12節 [略]
<b>第3章 施工共通事項</b>	<b>第3章 施工共通事項</b>
第1節～第18節 [略]	第1節～第18節 [略]
第19節 構造物撤去工	第19節 構造物撤去工
3－19－1～3－19－2 [略]	3－19－1～3－19－2 [略]
3－19－3 取壊し工	3－19－3 構造物取壊し工
3－19－4～3－19－5 [略]	3－19－4～3－19－5 [略]
第20節～第21節 [略]	第20節～第21節 [略]
<b>第2編 工 事 別 編</b>	<b>第2編 工 事 別 編</b>
<b>第1章 ほ場整備工事</b>	<b>第1章 ほ場整備工事</b>
第1節～第2節 [略]	第1節～第2節 [略]
第3節 整地工	第3節 整地工
1－3－1～1－3－7 [略]	1－3－1～1－3－7 [略]
1－3－8 取壊し工	1－3－8 構造物取壊し工
第4節～第7節 [略]	第4節～第7節 [略]
<b>第2章 農用地造成工事</b>	<b>第2章 農用地造成工事</b>
第1節～第9節 [略]	第1節～第9節 [略]
<b>第3章 補装工事、道路改良工事</b>	<b>第3章 農道工事</b>
第1節～第10節 [略]	第1節～第10節 [略]

改正後	現行
第11節 構造物撤去工 3-11-1 <u>取壊し工</u>	第11節 構造物撤去工 3-11-1 <u>構造物取壊し工</u>
第12節～ 第14節 [略]	第12節～ 第14節 [略]
第4章 水路トンネル工事	第4章 水路トンネル工事
第1節～ 第3節 [略]	第1節～ 第3節 [略]
第4節 構造物撤去工 4-4-1 <u>取壊し工</u>	第4節 構造物撤去工 4-4-1 <u>構造物取壊し工</u>
第5節～ 第8節 [略]	第5節～ 第8節 [略]
第5章 水路工事	第5章 水路工事
第1節～ 第3節 [略]	第1節～ 第3節 [略]
第4節 構造物撤去工 5-4-1 <u>取壊し工</u>	第4節 構造物撤去工 5-4-1 <u>構造物取壊し工</u>
第5節～ 第15節 [略]	第5節～ 第15節 [略]
第6章 排水路工事、河川工事	第6章 河川及び排水路工事
第1節～ 第3節 [略]	第1節～ 第3節 [略]
第4節 構造物撤去工 6-4-1 <u>一般事項</u>	第4節 構造物撤去工 6-4-1 <u>構造物取壊し工</u>
6-4-2 <u>取壊し工</u>	[新設]
第5節～ 第15節 [略]	第5節～ 第15節 [略]
第7章 管水路工事	第7章 管水路工事
第1節～ 第3節 [略]	第1節～ 第3節 [略]
第4節 構造物撤去工 7-4-1 <u>取壊し工</u>	第4節 構造物撤去工 7-4-1 <u>構造物取壊し工</u>
第5節～ 第18節 [略]	第5節～ 第18節 [略]
第8章 畑かん施設工事	第8章 畑かん施設工事
第1節～ 第3節 [略]	第1節～ 第3節 [略]
第4節 構造物撤去工 8-4-1 <u>取壊し工</u>	第4節 構造物撤去工 8-4-1 <u>構造物取壊し工</u>

改 正 後	現 行
<p>第5節～ 第12節 [略]</p> <p>第10章 フィルダム工事</p> <p>第1節～ 第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎堀削工</p> <p>10-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削</u> [削る]</p> <p>第5節～ 第10節 [略]</p> <p>第11節 ボーリンググラウチング工</p> <p>10-11-1 <u>コンソリデーショングラウチング工</u></p> <p>10-11-2 <u>ブランケットグラウチング工</u></p> <p>10-11-3 <u>カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工</u></p> <p>第12節～ 第14節 [略]</p> <p>第11章 コンクリートダム工事</p> <p>第1節～ 第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎堀削</p> <p>11-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削</u> [削る]</p> <p>第5節～ 第6節 [略]</p> <p>第7節 ボーリンググラウチング工</p> <p>11-7-1 <u>コンソリデーショングラウチング工</u></p> <p>11-7-2 <u>コンタクトグラウチング工</u></p> <p>11-7-3 <u>カーテングラウチング工及び補助カーテングラウチング工</u></p> <p>第8節 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節～ 第6節 [略]</p> <p>第13章 橋梁下部工事</p> <p>第1節～ 第7節 [略]</p>	<p>第5節～ 第12節 [略]</p> <p>第10章 フィルダム工事</p> <p>第1節～ 第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎堀削工</p> <p>10-4-1 <u>堤体頂部掘削</u></p> <p><u>10-4-2 堤体部掘削</u></p> <p>第5節～ 第10節 [略]</p> <p>第11節 ボーリンググラウチング工</p> <p>10-11-1 <u>コンソリデーション グラウチング 工</u></p> <p>10-11-2 <u>ブランケット グラウチング 工</u></p> <p>10-11-3 <u>カーテン・補助カーテン グラウチング 工</u></p> <p>第12節～ 第14節 [略]</p> <p>第11章 コンクリートダム工事</p> <p>第1節～ 第3節 [略]</p> <p>第4節 基礎堀削</p> <p>11-4-1 <u>堤体頂部掘削</u></p> <p><u>11-4-2 堤体部掘削</u></p> <p>第5節～ 第6節 [略]</p> <p>第7節 ボーリンググラウチング工</p> <p>11-7-1 <u>コンソリデーション グラウチング 工</u></p> <p>11-7-2 <u>コンタクト グラウチング 工</u></p> <p>11-7-3 <u>カーテン・補助カーテン グラウチング 工</u></p> <p>第8節 [略]</p> <p>第12章 PC橋工事</p> <p>第1節～ 第6節 [略]</p> <p>第13章 橋梁下部工事</p> <p>第1節～ 第7節 [略]</p>

改正後	現行
<b>第14章 頭首工工事</b>	<b>第14章 頭首工工事</b>
第1節～第8節 [略]	第1節～第8節 [略]
第9節 基礎掘削工	第9節 基礎掘削工
14-9-1 [略]	14-9-1 [略]
14-9-2 プレテンション杭の購入	14-9-2 プレテンション杭購入工
14-9-3 [略]	14-9-3 [略]
14-9-4 プレキャストブロック杭の購入	14-9-4 プレキャストブロック杭購入工
14-9-5 ~14-9-12 [略]	14-9-5 ~14-9-12 [略]
<b>第15章 機場下部工事</b>	<b>第15章 機場下部工事</b>
第1節～第5節 [略]	第1節～第5節 [略]
<b>第16章 地すべり防止工事</b>	<b>第16章 地すべり防止工事</b>
第1節～第15節 [略]	第1節～第15節 [略]
<b>第17章 PCタンク工事</b>	<b>第17章 PCタンク工事</b>
第1節～第11節 [略]	第1節～第11節 [略]
<b>第18章 ため池改修工事</b>	<b>第18章 ため池改修工事</b>
第1節～第7節 [略]	第1節～第7節 [略]
<b>第20章 推進工事</b>	<b>第20章 推進工事</b>
第1節～第5節 [略]	第1節～第5節 [略]
<b>第1編 共通編</b>	<b>第1編 共通編</b>
<b>第1章 総則</b>	<b>第1章 総則</b>
<b>第1節 総則</b>	<b>第1節 総則</b>
1-1-1 適用	1-1-1 適用
1_適用工事	1_適用工事
土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、沖縄県農林水産部所管の農業農村整備事業、海岸保全施設整備事業及び地すべり対策事業（以下、「農業農村整備事業等」という。）に関する土木工事の施工に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な	土木工事共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）は、沖縄県農林水産部所管の農業農村整備事業、海岸保全施設整備事業及び地すべり対策事業（以下、「農業農村整備事業等」という。）に関する
土木工事の施工に係る建設工事請負契約書（以下、「契約書」という。）及び設計図書の内容について、	

改 正 後	現 行
<p>解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p>	<p>統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。</p>
<p><b>2 共通仕様書の適用</b></p>	<p><b>2 共通仕様書の適用</b></p>
<p>受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「沖縄県農林水産部工事監督要領」及び「沖縄県農林水産部工事検査要領」による監督・検査体制のもとで、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「建設業法」という。）第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p>	<p>受注者は、共通仕様書の適用に当たり、「沖縄県農林水産部工事監督要領」及び「沖縄県農林水産部工事検査要領」による監督・検査体制のもとで、建設業法第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。</p>
<p>また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当たり、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）（以下「財務規則」という。）第112条、第113条、第114条及び第115条に基づくものであることを認識しなければならない。</p>	<p>また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）に当たり、沖縄県財務規則（昭和47年5月15日規則第12号）（以下「財務規則」という。）第112条、第113条、第114条及び第115条に基づくものであることを認識しなければならない。</p>
<p><b>3 契約図書</b></p>	<p><b>3 契約図書</b></p>
<p>契約図書は相互に補完し合うものであり、これに定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p>	<p>契約図書は相互に補完し合うものであり、これに定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。</p>
<p><b>4 受注者の責による負担</b></p>	<p><b>4 受注者の責による負担</b></p>
<p>受注者の責に帰すべき事由により、復旧、修復及び補修等を要する場合、その費用は受注者の負担とする。</p>	<p>受注者の責に帰すべき事由により、復旧、修復及び補修等を要する場合、その費用は受注者の負担とする。</p>
<p><b>5 契約図書間の不整合</b></p>	<p><b>5 契約図書間の不整合</b></p>
<p><u>特記仕様書</u>、共通仕様書及び図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けるものとする。</p>	<p><u>特別仕様書</u>、共通仕様書及び図面の間に相違がある場合、又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けるものとする。</p>
<p><b>6 工事履行の適用外</b></p>	<p><b>6 工事履行の適用外</b></p>
<p>受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。</p>	<p>受注者は、信義に従って誠実に工事を履行し、監督職員の指示がない限り工事を継続しなければならない。ただし、契約書第27条に定める内容等の措置を行う場合は、この限りではない。</p>
<p><b>7 S I 単位</b></p>	<p><b>7 S I 単位</b></p>
<p>設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位とが併記されている場合、（）内を非S I 単位とする。受注者は、S I 単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合、監督職員と協議しなければならない。なお、非S I 単位の使用が認められているものについては、この限りではない。</p>	<p>設計図書は、S I 単位を使用するものとする。S I 単位については、S I 単位と非S I 単位とが併記されている場合、（）内を非S I 単位とする。受注者は、S I 単位の適用に伴い、数値の丸め方が示されたものと異なる場合、監督職員と協議しなければならない。なお、非S I 単位の使用が認められているものについては、この限りではない。</p>
<p><b>8 各種規格</b></p>	<p><b>8 各種規格</b></p>
<p>J I S 規格や各種協会規格については、本共通仕様書によるものとするが、これら規格が改正した場</p>	<p>J I S 規格や各種協会規格については、本共通仕様書によるものとするが、これら規格が改正した場</p>

改 正 後	現 行
<p>合は、改正後の基準とする。</p> <p>9. 優先事項</p> <p>契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p><b>1－1－2 用語の定義</b></p> <p><u>共通仕様書における用語の定義は、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) 「工事」とは、本体工事及び仮設工事をいう。</p> <p>(2) 「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工する工事をいう。</p> <p>(3) 「仮設工事」とは、工事の施工に必要な各種の仮工事をいう。</p> <p>(4) 「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p>(5) 「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p>(6) 「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を 総称していいう。</p> <p>(7) 「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要件、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。</p> <p>(8) 「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細及び工事に固有の事項を定める図書をいう。</p> <p>(9) 「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件を説明するための書類をいう。</p>	<p>合は、改正後の基準とする。</p> <p>9. 優先事項</p> <p>契約書に添付されている図面、特記仕様書及び工事数量総括表に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。</p> <p><b>1－1－2 用語の定義</b></p> <p><u>[新設]</u></p> <p><u>30. 工事</u></p> <p>「工事」とは、本体工事及び仮設工事をいう。</p> <p><u>31. 本体工事</u></p> <p>「本体工事」とは、設計図書に従って、工事目的物を施工する工事をいう。</p> <p><u>32. 仮設工事</u></p> <p>「仮設工事」とは、工事の施工に必要な各種の仮工事をいう。</p> <p><u>4. 契約図書</u></p> <p>「契約図書」とは、契約書及び設計図書をいう。</p> <p><u>5. 設計図書</u></p> <p>「設計図書」とは、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。</p> <p><u>6. 仕様書</u></p> <p>「仕様書」とは、各工事に共通する共通仕様書と工事ごとに規定される特記仕様書を総称していいう。</p> <p><u>7. 共通仕様書</u></p> <p>「共通仕様書」とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要件、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。</p> <p><u>8. 特記仕様書</u></p> <p>「特記仕様書」とは、共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細及び工事に固有の事項を定める図書をいう。</p> <p><u>9. 現場説明書</u></p> <p>「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件を説明するための書類をいう。</p>

改 正 後	現 行
<p>(10) 「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。</p>	<p><b>10. 質問回答書</b>  「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。</p>
<p>(11) 「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の元となる設計計算書をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあっては契約図書及び監督職員の指示に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。  なお、受注者からの申し出に対し、監督職員が承諾した事項を含むものとする。</p>	<p><b>11. 図面</b>  「図面」とは、入札に際して発注者が交付した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の元となる設計計算書をいう。ただし、詳細設計を含む工事にあっては契約図書及び監督職員の指示に従って作成され、監督職員が認めた詳細設計の成果品の設計図を含むものとする。  なお、受注者からの申し出に対し、監督職員が承諾した事項を含むものとする。</p>
<p>(12) 「工期」とは、契約図書に示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p>	<p><b>27. 工期</b>  「工期」とは、契約図書に示した工事を実施するために要する準備及び跡片づけ期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。</p>
<p>(13) 「工事開始日」とは、工期の始期日又は設計図書において規定する始期日をいう。</p>	<p><b>28. 工事開始日</b>  「工事開始日」とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。</p>
<p>(14) 「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。</p>	<p><b>29. 工事着手</b>  「工事着手」とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作のいずれかに着手することをいう。</p>
<p>(15) 「工事完了」とは、設計図書に示された全ての工事が完了していることをいう。</p>	<p><b>36. 工事完了</b>  「工事完了」とは、設計図書に示された全ての工事が完了していることをいう。</p>
<p>(16) 「工事完成」とは、設計図書に示された全ての工事が完了し、設計図書により提出が義務付けられた工事記録写真等の資料が全て監督職員に提出されていることをいう。</p>	<p><b>37. 工事完成</b>  「工事完成」とは、設計図書に示された全ての工事が完了し、設計図書により提出が義務付けられた工事記録写真等の資料が全て監督職員に提出されていることをいう。</p>
<p>(17) 「監督職員」とは、契約書第9条第1項の規定に基づき発注者が契約の適正な履行を確保するため定めた者であり、主任監督員、現場監督員を総称している。</p>	<p><b>1. 監督職員</b>  「監督職員」とは、契約書第9条第1項に規定に基づき発注者が契約の適正な履行を確保するため定めた者であり、主任監督員、現場監督員を総称している。</p>
<p><b>ア</b>主任監督員  「主任監督員」とは、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成および交付または受注者が作成した図面の承諾を行</p>	<p><b>2.主任監督員</b>  「主任監督員」とは、主に、受注者に対する指示、承諾又は協議（軽易なものを除く）の処理、工事実施のための詳細図等（軽易なものを除く）の作成および交付または受注者が作成した図面の承諾を行</p>

改 正 後	現 行
<p>い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（規則第2条第7号に規定する契約担当者をいう。）への報告を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>	<p>い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、段階確認、工事材料の試験又は検査の実施（他のものに実施させ当該実施を確認することを含む）で重要なものの処理、関連工事の調整、設計図書の変更、一時中止または打切りの必要があると認める場合における契約担当者等（規則第2条第7号に規定する契約担当者をいう。）への報告を行うとともに、現場監督員の指揮監督並びに監督業務のとりまとめを行う者をいう。</p>
<p><u>1 現場監督員</u></p>	<p>3. 現場監督員</p>
<p>「現場監督員」とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施ための詳細図等で軽易なものの作成および交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）を行う者をいう。また、現場監督員は段階確認を行う。</p>	<p>「現場監督員」とは、主に受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施ための詳細図等で軽易なものの作成および交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施（重要なものは除く。）を行う者をいう。また、現場監督員は段階確認を行う。</p>
<p>なお、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行う者をいう。</p>	<p>なお、設計図書の変更、一時中止又は打切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行う者をいう。</p>
<p><u>(18) 「検査職員」</u>とは、契約書<u>第32条第2項</u>の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p>	<p><u>25. 検査職員</u></p>
<p><u>(19) 「協議」</u>とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p>	<p>「検査職員」とは、契約書<u>第32条、第33条、第39条、第40条</u>の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。</p>
<p><u>(20) 「承諾」</u>とは、契約図書で示した事項で、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。</p>	<p><u>12. 協議</u></p>
<p><u>(21) 「指示」</u>とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p>	<p>「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。</p>
<p><u>(22) 「提出」</u>とは、受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p>	<p><u>13. 承諾</u></p>
<p><u>(23) 「提示」</u>とは、監督職員が受注者に対し、<u>又は</u>受注者が監督職員に対し工事に係わる書面<u>又は</u>その</p>	<p>「承諾」とは、契約図書で示した事項で、発注者若しくは監督職員又は受注者が書面により同意することをいう。</p>
<p>ことをいう。</p>	<p><u>14. 指示</u></p>
<p>ことをいう。</p>	<p>「指示」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。</p>
<p>ことをいう。</p>	<p><u>15. 提出</u></p>
<p>ことをいう。</p>	<p>「提出」とは、受注者が監督職員に対し、工事に係わる書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。</p>
<p>ことをいう。</p>	<p><u>16. 提示</u></p>

改 正 後	現 行
<p>他の資料を示し、説明することをいう。</p>	<p>「提示」とは、監督職員が受注者に対し、<u>または</u>受注者が監督職員に対し工事に係わる書面<u>または</u>その他の資料を示し、説明することをいう。</p>
<p>(24) 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。</p>	<p><u>17. 報告</u> 「報告」とは、受注者が監督職員に対し、工事の施工に関する事項について書面をもって知らせることをいう。</p>
<p>(25) 「通知」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について書面で知らせることをいう。</p>	<p><u>18. 通知</u> 「通知」とは、監督職員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について書面で知らせることをいう。</p>
<p>(26) 「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、<u>電子</u>メールなどの手段により互いに知らせることをいう。</p>	<p><u>19. 連絡</u> 「連絡」とは、監督職員と受注者または現場代理人の間で、監督職員が受注者に対し、または受注者が監督職員に対し、契約書第18条に該当しない事項または緊急で伝達すべき事項について、口頭、ファクシミリ、<u>E</u>メールなどの<u>署名または押印が不要な</u>手段により互いに知らせることをいう。 <u>なお、後日書面による連絡内容の伝達は不要とする。</u></p>
<p>(27) 「電磁的記録」とは、電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(28) 「電子契約システム」とは、受発注者間の契約手続を電子的に行うシステムをいう。 <u>なお、本システムを用いて作成し、提出された書面については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(29) 「情報共有システム」とは、受発注者間の情報を電子的に交換、共有することにより業務効率化を実現するシステムをいう。 <u>なお、本システムを用いて作成し、提出された書面については、別途紙に出力して提出しないものとする。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p>(30) 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したもの有効とする。 なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p>	<p><u>20. 書面</u> 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は捺印したもの有効とする。 なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ及びEメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。</p>
<p>(31) 「立会」とは、監督職員が、現場において契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確</p>	<p><u>21. 立会</u></p>

改 正 後	現 行
<p>認することをいう。</p>	<p>「立会」とは、監督職員が、現場において契約図書に示された項目の内容と契約図書との適合を確認することをいう。</p>
<p>(32) 「遠隔確認」とは、監督職員が遠隔地においてウェアラブルカメラ等により撮影されたデータをパソコン等の機器により確認することをいう。</p>	<p>[新設]</p>
<p>(33) 「施工段階確認」とは、設計図書に示した段階において、実施状況、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会又は遠隔確認により工事状況、工事に係る出来形等を確認することをいう。</p>	<p>22. 施工段階確認 「施工段階確認」とは、工事に係る出来形（完成時に不可視となる部分）等を設計図書に示した施工段階において、受注者の測定結果等に基づき、監督職員が立会等により確認することをいう。</p>
<p>(34) 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。</p>	<p>33. 現場 「現場」とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。</p>
<p>(35) 「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督職員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督職員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p>	<p>23. 確認 「確認」とは、契約図書に示した段階又は監督職員の指示した施工途中の段階において、受注者の測定結果等に基づき監督職員が立会等により、出来形、品質、規格、数値等を確認することをいう。</p>
<p>(36) 「工事検査」とは、検査職員が契約書第32条、第38条及び第39条に基づいて給付の確認を行うことをいう。</p>	<p>24. 工事検査 「工事検査」とは、検査職員が契約書第32条、第39条及び第40条に基づいて給付の確認を行うことをいう。</p>
<p>(37) 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、又は特記仕様書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは監督職員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関の確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。</p>	<p>26. 同様以上の品質 「同等以上の品質」とは、特記仕様書で指定する品質、または特記仕様書に指定がない場合には、監督職員が承諾する試験機関の品質の確認を得た品質、若しくは監督職員の承諾した品質をいう。 なお、試験機関の確認のために必要となる費用は受注者の負担とする。</p>
<p>(38) 「S I」とは、国際単位系をいう。</p>	<p>34. S I 「S I」とは、国際単位系をいう。</p>
<p>(39) 「J I S 規格」とは、日本産業規格をいう。</p>	<p>35. J I S 規格 「J I S 規格」とは、日本産業規格をいう。</p>
<p><b>1－1－3 設計図書の照査等</b></p> <p>1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面を貸与することができる。 ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等、市販・公開されているものについては、受注者が備え</p>	<p><b>1－1－3 設計図書の照査等</b></p> <p>1. 図面原図の貸与 受注者からの要求があり、監督職員が必要と認めた場合は、受注者に図面を貸与することができる。 ただし、共通仕様書、土木工事施工管理基準等、市販・公開されているものについては受注者が備える</p>

改 正 後	現 行
<p>るものとする。</p>	<p>ものとする。</p>
<p>2 設計図書の照査</p>	<p>2 設計図書の照査</p>
<p>受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。</p>	<p>受注者は、施工前及び施工途中において、契約書第18条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合、監督職員にその事実の確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。</p>
<p>なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。</p> <p>また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、または資料の追加の要求があった場合は従わなければならぬ。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督職員からの指示によるものとする。</p>	<p>なお、確認できる資料とは、現場地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。</p> <p>また、受注者は監督職員から更に詳細な説明、または資料の追加の要求があった場合は従わなければならぬ。ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条に基づき監督職員からの指示によるものとする。</p>
<p>3 契約図書等の使用制限</p>	<p>3 契約図書等の使用制限</p>
<p>受注者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。</p>	<p>受注者は、契約の目的のために必要とする以外に、契約図書及びその他の図書を監督職員の承諾なくして第三者に使用させ、または伝達してはならない。</p>
<p><b>1－1－4 請負代金内訳書及び工程表</b></p>	<p><b>1－1－4 請負代金内訳書及び工事費構成書</b></p>
<p>1 請負代金内訳書の提出</p>	<p>1 請負代金内訳書の提出</p>
<p>受注者は、契約書第3条に規定する請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、契約書第3条による請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を求められたときは、所定の様式に基づき作成し、監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p>
<p>2 内訳書の説明</p>	<p>2 内訳書の説明</p>
<p>監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができる。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。</p>	<p>監督職員は、内訳書の内容に関し受注者の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。</p>
<p>[削除]</p>	<p>3 工事費構成書の提示</p>
	<p>受注者は、請負代金が1億円以上で、6ヶ月を超える対象工事の場合は内訳書の提出後に主任監督員に対し、当該工事の工事費構成書（以下「構成書」という。）の提示を求めることができる。</p>
	<p>また、発注者が提示する工事費構成書は、請負契約を締結した工事の数量総括表に掲げる各工種、種別及び細別の数量に基づく各費用の工事費総額に占める割合を、当該工事の設計書に基づき有効数字2桁（3桁目又は小数3桁目以下切捨）の百分率で表示した一覧表とする。</p>
<p>[削除]</p>	<p>4 構成書の提出</p>
	<p>主任監督員は、請負者から構成書の提示を求められたときは、その日から14日以内に提出しなければならない。</p>

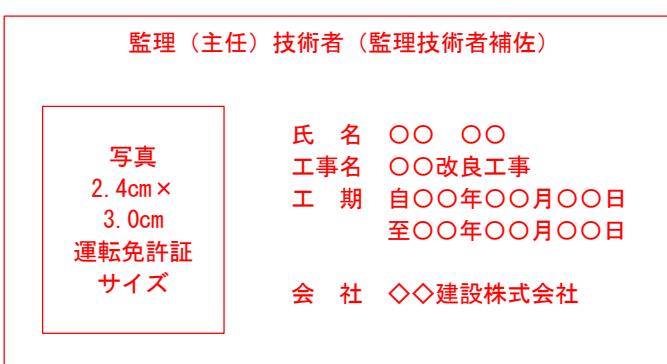
改 �正 後	現 行																												
[削除]																													
[削除]	<p><u>5. 構成書の説明</u></p> <p>受注者は、構成書の内容に関し監督職員の同意を得て、説明を受けることができるものとする。ただし、内容に関する協議等は行わないものとする。なお、構成書は、発注者及び受注者を拘束するものではない。</p>																												
[削除]	<p><b>1－1－5 工程表</b></p> <p>受注者は、契約書第3条に規定する「工程表」を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>																												
<p><b>1－1－5 施工計画書</b></p> <p>1 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならぬ。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならぬ。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table border="0" data-bbox="269 1298 1476 1702"> <tr> <td>(1) 工事概要</td> <td>(8) 緊急時の体制及び対応</td> </tr> <tr> <td>(2) 計画工程表</td> <td>(9) 交通管理</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場組織表</td> <td>(10) 安全管理</td> </tr> <tr> <td>(4) 主要機械</td> <td>(11) 仮設備計画</td> </tr> <tr> <td>(5) 主要資材</td> <td>(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td>(6) 施工方法</td> <td>(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</td> </tr> <tr> <td>(7) 施工管理計画</td> <td>(14) その他</td> </tr> </table> <p>2 记入施工計画書</p> <p>受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、変更に関する事項について、その都度当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならぬ。</p> <p>3 詳細施工計画書</p> <p>受注者は、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならぬ。</p> <p><b>1－1－6 低入札価格調査対象工事の措置</b></p>	(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制及び対応	(2) 計画工程表	(9) 交通管理	(3) 現場組織表	(10) 安全管理	(4) 主要機械	(11) 仮設備計画	(5) 主要資材	(12) 環境対策	(6) 施工方法	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法	(7) 施工管理計画	(14) その他	<p><b>1－1－6 施工計画書</b></p> <p>1 一般事項</p> <p>受注者は、工事着手前又は施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならぬ。</p> <p>受注者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならぬ。この場合、受注者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならぬ。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、簡易な工事においては、監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。</p> <table border="0" data-bbox="1746 1298 2890 1702"> <tr> <td>(1) 工事概要</td> <td>(8) 緊急時の体制及び対応</td> </tr> <tr> <td>(2) 計画工程表</td> <td>(9) 交通管理</td> </tr> <tr> <td>(3) 現場組織表</td> <td>(10) 安全管理</td> </tr> <tr> <td>(4) 主要機械</td> <td>(11) 仮設備計画</td> </tr> <tr> <td>(5) 主要資材</td> <td>(12) 環境対策</td> </tr> <tr> <td>(6) 施工方法</td> <td>(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法</td> </tr> <tr> <td>(7) 施工管理計画</td> <td>(14) その他</td> </tr> </table> <p>2 记入施工計画書</p> <p>受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合、変更に関する事項について、その都度当該工事に着手する前に変更施工計画書を提出しなければならぬ。</p> <p>3 詳細施工計画書</p> <p>受注者は、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならぬ。</p> <p><b>1－1－7 低入札価格調査対象工事の措置</b></p>	(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制及び対応	(2) 計画工程表	(9) 交通管理	(3) 現場組織表	(10) 安全管理	(4) 主要機械	(11) 仮設備計画	(5) 主要資材	(12) 環境対策	(6) 施工方法	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法	(7) 施工管理計画	(14) その他
(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制及び対応																												
(2) 計画工程表	(9) 交通管理																												
(3) 現場組織表	(10) 安全管理																												
(4) 主要機械	(11) 仮設備計画																												
(5) 主要資材	(12) 環境対策																												
(6) 施工方法	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法																												
(7) 施工管理計画	(14) その他																												
(1) 工事概要	(8) 緊急時の体制及び対応																												
(2) 計画工程表	(9) 交通管理																												
(3) 現場組織表	(10) 安全管理																												
(4) 主要機械	(11) 仮設備計画																												
(5) 主要資材	(12) 環境対策																												
(6) 施工方法	(13) 再生資源の利用の促進と建設副産物適正処理方法																												
(7) 施工管理計画	(14) その他																												

改 正 後	現 行
<p>1 施工体制台帳の提出及びそのヒアリング</p> <p>(1) 沖縄県農林水産部低入札価格調査制度要領（平成19年9月10日農企第1504号）に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」という。）第15条第2項の規定にかかわらず、建設業法第24条の第8の1項の規定に準じて施工体制台帳を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(2) 前項（1）の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。</p>	<p>1 施工体制台帳の提出</p> <p>受注者は、当該工事が沖縄県農林水産部低入札価格調査制度要領（平成19年9月10日農企第1504号）に基づく価格を下回る価格で落札した場合の措置として「低入札価格調査制度」の調査対象工事となつた場合にかかわらず、建設業法第24条の第7の1項の規定に準じて施工体制台帳を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>[新設]</p>
<p>2 施工計画書の内容のヒアリング</p> <p>沖縄県農林水産部低入札価格調査制度要領（平成19年9月10日農企第1504号）に基づく価格を下回る価格で落札し契約締結した場合においては、施工計画書の提出に当たり、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。</p>	<p>2 ヒアリングへの対応</p> <p>前項の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを発注者から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等は応じなければならない。</p>
<p><b>1－1－7 工事実績情報システム（コリンズ）への登録</b></p> <p>1 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「J A C I C」という。）が実施している工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注時、変更時、完成時及び訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。</p> <p>2 登録時にJ A C I Cが発行する「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。</p> <p>3 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。 なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 ただし、請負代金額500万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。</p> <p>(3) 完成時の登録は、完成通知書を提出後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p>	<p><b>1－1－8 工事実績情報システム（コリンズ）への登録</b></p> <p>1 受注者は、受注時又は変更時において請負代金額が500万円以上の工事について、一般財団法人日本建設情報総合センター（以下「J A C I C」という。）が実施している工事実績情報システム（以下「コリンズ」という。）の利用に関する規約に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けた上、コリンズに登録しなければならない。</p> <p>2 登録時にJ A C I Cが発行する「登録内容確認書」はコリンズ登録時に監督職員にメール送信される。</p> <p>3 工事実績情報の登録は、原則として以下の期限内に手続きを行うものとする。</p> <p>(1) 受注時の登録は、契約締結後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内とする。</p> <p>(2) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に登録する。 なお、登録変更時は、工期又は技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。 ただし、請負代金額500万円を超えて変更する場合には、変更時登録を行うものとする。</p> <p>(3) 完成時の登録は、完成通知書を提出後土曜日、日曜日及び祝日を除き10日以内に、訂正時の登録は適宜行うものとする。ただし、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p>

改 正 後	現 行
<p>に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p>(4) 完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>	<p>に満たない場合は、変更時の登録を省略できるものとする。</p> <p>(4) 完成後において、訂正又は削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</p>
<h3>1－1－8 監督職員</h3>	<h3>1－1－9 監督職員</h3>
<p>1 監督職員の権限</p> <p>契約書の規定に基づき発注者が監督職員に委任した権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。</p>	<p>1 監督職員の権限</p> <p>契約書の規定に基づき発注者が監督職員に委任した権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。</p>
<p>2 監督職員の権限の行使</p> <p>監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとし、監督職員と受注者が指示内容等を確認し押印するものとする。ただし、緊急を要する場合、<u>又は</u>その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p>	<p>2 監督職員の権限の行使</p> <p>監督職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとし、監督職員と受注者が指示内容等を確認し押印するものとする。ただし、緊急を要する場合、<u>または</u>その他の理由により監督職員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合、受注者は、その指示等に従うものとし、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。</p>
<h3>1－1－9 現場技術員</h3>	<h3>1－1－10 現場技術員</h3>
<p>受注者は、設計図書又は打合せ簿において、建設コンサルタント等の現場技術員の配置が示された場合、次によらなければならない。</p>	<p>受注者は、設計図書又は打合せ簿において、建設コンサルタント等の現場技術員の配置が示された場合、次によらなければならない。</p>
<p>(1) 現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。</p>	<p>(1) 現場技術員が監督職員に代わり現場で立会等を行う場合には、その業務に協力しなければならない。また、書類（施工計画書、報告書、データ、図面等）の提出に関し、説明を求められた場合はこれに応じなければならない。</p>
<p>ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。</p>	<p>ただし、現場技術員は、契約書第9条に規定する監督職員ではなく、指示、承諾、協議及び確認の適否等を行う権限は有しないものである。</p>
<p>(2) 監督職員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがある。この場合、監督職員から直接指示又は通知等があったものと同等である。</p>	<p>(2) 監督職員から受注者に対する指示又は通知等を現場技術員を通じて行うことがある。この場合、監督職員から直接指示又は通知等があったものと同等である。</p>
<p>(3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告及び通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。</p>	<p>(3) 監督職員の指示により、受注者が監督職員に対して行う報告及び通知は、現場技術員を通じて行うことができるものとする。</p>
<h3>1－1－10 主任技術者等の資格</h3>	<h3>1－1－11 主任技術者等の資格</h3>
<p>土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者又は監理技術者（指定建設業を除く。）を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。</p> <p>(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土木</p>	<p>土木施工管理技士等の資格を有する主任技術者又は監理技術者（指定建設業を除く。）を必要とする場合には、次の各号のうち、設計図書で定める者とする。</p> <p>(1) 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定のうち検定種目を1級の建設機械施工、1級の土</p>

改 正 後	現 行
<p>施工管理、管工事では1級管工事施工管理、電気一式工事では1級電気工事施工管理、建築一式工事では1級建築施工管理に合格した者</p> <p>(2) 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）、管工事では管工事施工管理、電気一式工事では電気工事施工管理、建築一式工事では1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>(3) 技術士法（昭和58年法律第25号）による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>(4) (社)畠地農業振興協会に登録された畠地かんがい技士の資格を有する者</p> <p>(5) (社)畠地農業振興協会に登録された畠地かんがい技士若しくは畠地かんがい技士補の資格を有する者</p> <p><b>1－1－11 工事用地等の使用</b></p> <p>1 維持・管理 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合、善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとする。</p> <p>2 用地の確認 受注者は、1に規定する工事用地等について、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 工事用地等の返還するに当たっては、受注者は使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者の確認を受けるとともに、当該返還に立会わなければならない。 なお、発注者が地権者に返還する際には、立会わなければならない。</p> <p>3 受注者が確保すべき用地 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上必要な用地については、受注者の責任で自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上必要な用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物建設のための掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>4 第三者からの調達用地</p>	<p>木施工管理、管工事では1級管工事施工管理、電気一式工事では1級電気工事施工管理、建築一式工事では1級建築施工管理に合格した者</p> <p>(2) 建設業法による技術検定のうち検定種目を建設機械施工、1級の土木施工管理若しくは2級の土木施工管理（種別を「土木」とするものに限る。）、管工事では管工事施工管理、電気一式工事では電気工事施工管理、建築一式工事では1級の建築施工管理若しくは2級の建築施工管理（種別を「建築」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>(3) 技術士法（昭和58年法律第25号）による二次試験のうち技術部門を建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」又は「農業農村工学」とするものに限る。）、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）又は水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）に合格した者</p> <p>(4) (社)畠地農業振興協会に登録された畠地かんがい技士の資格を有する者</p> <p>(5) (社)畠地農業振興協会に登録された畠地かんがい技士若しくは畠地かんがい技士補の資格を有する者</p> <p><b>1－1－12 工事用地等の使用</b></p> <p>1 維持・管理 受注者は、発注者から工事用地等の提供を受けた場合、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。</p> <p>2 用地の確認 受注者は、1に規定する工事用地等について、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ、用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。 また、工事用地等の返還に当たり、使用条件に基づき必要な措置を講じた後、発注者の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、発注者が地権者に返還する際には、立会わなければならない。</p> <p>3 受注者が確保すべき用地 設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上必要な用地については、受注者の責任で自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上必要な用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに構造物建設のための掘削等に伴う借地等をいう。</p> <p>4 第三者からの調達用地</p>

改 正 後	現 行
<p>受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用又は買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p>	<p>受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用または買収した場合、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。</p>
<p>5 用地の返還</p>	<p>5 用地の返還</p>
<p>受注者は、1に規定する工事用地等の使用終了後は設計図書の定め又は監督職員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において、発注者が返還を要求した場合も同様とする。</p>	<p>受注者は、1に規定する工事用地等の使用終了後は設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧のうえ、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前において、発注者が返還を要求した場合も同様とする。</p>
<p>6 復旧費用の負担</p>	<p>6 復旧費用の負担</p>
<p>発注者は、1に規定する工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しない場合、自ら復旧することができるものとし、その費用は請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p>	<p>発注者は、1に規定する工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しない場合、自ら復旧することができるものとし、その費用は請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。</p>
<p><b>1－1－12 工事着手</b></p>	<p><b>1－1－12 工事の着手</b></p>
<p>受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り、工事開始日後30日以内に工事着手しなければならない。</p>	<p>受注者は、設計図書に定めのある場合の他、特別の事情がない限り、工事開始日後30日以内に工事着手しなければならない。</p>
<p><b>1－1－13 工事の下請負</b></p>	<p><b>1－1－13 工事の下請負</b></p>
<p>受注者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>	<p>受注者は、下請負に付する場合、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</li> <li>(2) 下請負人が、沖縄県農林水産部の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。</li> <li>(2) 下請負人が、沖縄県農林水産部の工事指名競争参加資格者である場合、指名停止期間中でないこと。</li> <li>(3) 下請負人は、当該下請工事の施工能力を有すること。</li> </ul>
<p>なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</p>	<p>なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 下請負人（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「1次下請負人」という。）は、契約書第7条の2に基づき、社会保険等の届出を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(4) 下請負人（受注者が直接契約締結するものに限る。以下「1次下請負人」という。）は、契約書第7条の2に基づき、社会保険等の届出を履行していること。ただし、当該届出の義務がない者はこの限りでない。</li> </ul>
<p><b>1－1－14 施工体制台帳及び施工体系図</b></p>	<p><b>1－1－14 施工体制台帳及び施工体系図</b></p>
<p>1 一般事項</p>	<p>1 一般事項</p>
<p>受注者は、建設業法第24条の8第1項の規定に基づき施工体制台帳帳について、公共工事の入札及び</p>	<p>受注者は、建設業法第24条の7第1項の規定に基づき施工体制台帳を作成し、公共工事の入札及び</p>

改 正 後	現 行		
<p>契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>契約の適正化の促進に関する法律第15条第2項に基づき、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。</p>		
<p>2. 施工体系図</p>	<p>2. 施工体系図</p>		
<p>受注者は、建設業法第24条の<u>8</u>第4項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員にその写しを提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、建設業法第24条の<u>7</u>第4項の規定に基づき作成した施工体系図について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条第1項に基づき、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督職員にその写しを提出しなければならない。</p>		
<p>3. 変更</p>	<p>3. 変更</p>		
<p>受注者は、1及び2の施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、1及び2の施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督職員に提出しなければならない。</p>		
<p>4. 点検</p>	<p>4. 点検</p>		
<p>受注者は、発注者から1により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。</p>	<p>受注者は、発注者から1により提出された施工体制台帳と工事現場の施工体制が合致しているかどうかの点検を求められた場合、これに応じなければならない。</p>		
<p>5. 1の受注者は、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者（下請負者を含む。）及び1の受注者の専門技術者（専任している場合に限る。）に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名の入った名札等を着用させなければならない。</p>	<p>[新設]</p>		
<p>なお、名札は図-1-1-1 を標準とする。</p>			
<p>また、監理技術者補佐は、建設業法第26条第3項ただし書きに規定する者をいう。</p>			
 <p>監理（主任）技術者（監理技術者補佐）</p> <table border="1"> <tr> <td>写真 2.4cm× 3.0cm 運転免許証 サイズ</td> <td>氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ◇◇建設株式会社</td> </tr> </table> <p>[注1]用紙の大きさは名刺サイズ以上とする。</p>	写真 2.4cm× 3.0cm 運転免許証 サイズ	氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ◇◇建設株式会社	
写真 2.4cm× 3.0cm 運転免許証 サイズ	氏 名 ○○ ○○ 工事名 ○○改良工事 工 期 自○○年○○月○○日 至○○年○○月○○日 会 社 ◇◇建設株式会社		
<p>図1-1-1 名札の標準図</p>			
<p>6. 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載するものとし、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>5. 受注者は、下請負人の社会保険等加入の有無を施工体制台帳等に記載するものとし、必要書類を添付しその写しを監督職員に提出しなければならない。</p>		

改 正 後	現 行
<p><u>7 提出書類により受注者と直接下請契約を締結する下請負人（以下「1次下請負人」という。）が社会保険等に未加入であることが判明した場合には、受注者は、監督職員からの通知に基づき具体的な理由を記載した書面（以下「特別事情申請書」という。）をおおむね7日以内（土日祝日を除く。）に監督職員に提出しなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>8 前項で提出された特別事情申請書を基に、発注者が記載された事項について詳細の確認を行うために必要と認める場合には、受注者は、ヒアリング等に応じなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>9 契約書第7条の2第2項に規定する社会保険等未加入建設業者を下請契約の相手方とすることができる場合には、受注者は、次の各号に掲げる下請負人の区分に応じた期間内（土日祝日を含む。）に、当該社会保険等未加入建設業者が契約書第7条の2第1項に規定する社会保険等の届出をし、当該事実を確認することのできる書類（以下「確認書類」という。）等を発注者に提出しなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(1) 1次下請負人においては、当該社会保険未加入者建設業者を下請負人としなければ工事の施工が困難となる場合その他の特別な事情があると発注者が認め、その旨を通知した日からおおむね30日以内。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる下請負人以外の下請負人においては、発注者が受注者に対して確認書類又は特別事情申請書の提出を求める通知をした日から30日以内（発注者が、受注者において確認書類又は特別事情申請書を当該期間内に提出することができない相当の理由があると認め、当該期間を延長したときは、その延長後の期間）。</u></p>	
<p><u>10 受注者は、次の各号に掲げる場合は、発注者の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>
<p><u>(1) 当該社会保険等未加入建設業者が契約書第7条の2第2項一に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められなかったとき又は同号ロに定める特別の事情があると認められたにもかかわらず、第8項の（1）に定める期間内に確認書類が提出されなかったとき、受注者が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の10分の1に相当する額。</u></p>	
<p><u>(2) 当該社会保険等未加入建設業者が契約書第7条の2第2項二に掲げる下請負人である場合において、同号イに定める特別の事情があると認められず、かつ、受注者が第8項の（2）に定める期間内に確認書類を提出しなかったとき、当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の100分の5に相当する額。</u></p>	
<p><u>11 下請負人が社会保険等未加入建設業者の場合には、国土交通省建設業担当部局等による社会保険等の加入に係る指導等が行われるため、受注者及び当該下請負人は、適切に対応しなければならない。</u></p>	<p>[新設]</p>

改 正 後	現 行
<p><b>1－1－15 受注者相互の協力</b></p> <p>受注者は、契約書第2条の規定に基づき設計図書に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。</p> <p>また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>	<p><b>1－1－16 受注者相互の協力</b></p> <p>受注者は、契約書第2条の規定に基づき設計図書に示す隣接工事又は関連工事の受注者と相互に協力し、施工しなければならない。</p> <p>また、関連のある電力、通信、水道施設等の工事及び地方公共団体等が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これら関係者と相互に協力しなければならない。</p>
<p><b>1－1－16 調査、試験に対する協力</b></p> <p>1 一般事項</p> <p>受注者は、発注者が自ら<u>又は</u>発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p> <p>2 公共事業労務費調査</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。</li> <li>(2) 調査票等を提出した受注者の事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査、指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。</li> <li>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成とともに賃金台帳を調整、保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</li> <li>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負<u>人</u>を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</li> </ul> <p>3 諸経費動向調査</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事等諸経費動向調査の対象工事となった場合、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p>	<p><b>1－1－17 調査・試験に対する協力</b></p> <p>1 一般事項</p> <p>受注者は、発注者が自ら<u>または</u>発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督職員の指示によりこれに協力しなければならない。</p> <p>2 公共事業労務費調査</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、次の各号に掲げる協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければならない。</li> <li>(2) 調査票等を提出した受注者の事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査、指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。</li> <li>(3) 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い就業規則を作成とともに賃金台帳を調整、保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。</li> <li>(4) 対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負<u>者</u>を含む。）が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</li> </ul> <p>3 諸経費動向調査</p> <p>受注者は、当該工事が発注者の実施する間接工事等諸経費動向調査の対象工事となった場合、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。</p>
<p><b>1－1－17 工事の一時中止</b></p> <p>1 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約書第16条に規定する工事用地が確保されない場合</li> </ul>	<p><b>1－1－18 工事の一時中止</b></p> <p>1 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第20条の規定に基づき次の各号に該当する場合において、受注者に対してあらかじめ書面をもって中止内容を通知したうえで、必要とする期間、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 契約書第16条に規定する工事用地が確保されない場合</li> </ul>

改 正 後	現 行
<p>(2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>(3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合</p> <p>(4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>(5) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>(6) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合</p>	<p>(2) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>(3) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合</p> <p>(4) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>(5) 災害等により工事目的物に損害を生じ又は工事現場の状態が変動し、工事の続行が不適当又は不可能となった場合</p> <p>(6) 第三者、受注者、使用人及び監督職員の安全のため必要があると認めた場合</p>
<p>2 <u>発注者の中止権</u></p> <p>発注者は、受注者が契約図書に違反し<u>又は</u>監督職員の指示に従わない場合等において監督職員が必要と認めた場合、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。</p>	<p>2 <u>発注者の中止権</u></p> <p>発注者は、受注者が契約図書に違反し<u>または</u>監督職員の指示に従わない場合等において監督職員が必要と認めた場合、工事の全部又は一部の施工について一時中止を命じることができる。</p>
<p>3 <u>基本計画書の作成</u></p> <p>1及び2の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の<u>続行</u>に備え、工事現場を保全しなければならない。</p>	<p>3 <u>基本計画書の作成</u></p> <p>1及び2の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、承諾を得るものとする。また、受注者は工事の<u>再開</u>に備え、工事現場を保全しなければならない。</p>
<p><b>1－1－18 設計図書の変更</b></p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p>	<p><b>1－1－19 設計図書の変更</b></p> <p>設計図書の変更とは、入札に際して発注者が示した設計図書を、発注者が指示した内容及び設計変更の対象となることを認めた協議内容に基づき、発注者が修正することをいう。</p>
<p><b>1－1－20 工期変更</b></p> <p>1 <u>一般事項</u></p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条、第<u>22</u>条、第<u>23</u>条<u>第1項</u>及び第<u>44</u>条第2項の規定に基づく工事の変更について、契約書第<u>24</u>条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとする。（以下、「事前協議」という。）</p>	<p><b>1－1－20 工期変更</b></p> <p>1 <u>一般事項</u></p> <p>契約書第15条第7項、第17条第1項、第18条第5項、第19条、第20条<u>第3項</u>、第<u>21</u>条、第<u>22</u>条及び第<u>43</u>条第2項の規定に基づく工事の変更について、契約書第23条の工期変更協議の対象であるか否かを監督職員と受注者との間で確認するものとする。（<u>本条において</u>以下、「事前協議」という。）</p>
<p>2 <u>受注者への通知</u></p> <p>監督職員は、事前協議における工期変更協議の対象であるか否かについて受注者に通知するものとし、受注者はこれを確認しなければならない。</p>	<p>監督職員は、事前協議における工期変更協議の対象であるか否かについて受注者に通知するものとし、受注者はこれを確認しなければならない。</p>
<p>3 <u>条件変更等</u></p> <p>受注者は、契約書第18条第5項に基づき工事内容の変更または設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、</p>	<p>受注者は、契約書第18条第5項に基づき工事内容の変更または設計図書の訂正が行われた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、</p>

改 正 後	現 行
<p>変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第<u>24</u>条第2項に定める協議開始の日までに工期変更について監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第<u>23</u>条第2項に定める協議開始の日までに工期変更について監督職員と協議しなければならない。</p>
<p>4 設計図書の変更及び工事の一時中止</p>	<p>4 設計図書の変更及び工事の一時中止</p>
<p>受注者は、契約書第19条に基づく工事内容の変更又は契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第<u>24</u>条第2項に定める協議開始の日までに工期変更について監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>受注者は、契約書第19条に基づく工事内容の変更又は契約書第20条に基づく工事の全部若しくは一部の施工が一時中止となった場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第<u>23</u>条第2項に定める協議開始の日までに工期変更について監督職員と協議しなければならない。</p>
<p>5 工期の延長</p>	<p>5 工期の延長</p>
<p>受注者は、契約書第<u>22</u>条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第<u>24</u>条第2項に定める協議開始の日までに工期変更について監督職員と協議しなければならない。</p>	<p>受注者は、契約書第<u>21</u>条に基づき工期の延長を求める場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、契約書第<u>23</u>条第2項に定める協議開始の日までに工期変更について監督職員と協議しなければならない。</p>
<p>6 工期の短縮</p>	<p>6 工期の短縮</p>
<p>受注者は、契約書第<u>23</u>条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、<u>協議開始の日までに工期変更について監督職員と協議しなければならない。</u></p>	<p>受注者は、契約書第<u>22</u>条第1項に基づき工期の短縮を求められた場合、事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付のうえ、<u>協議開始日に工期変更の協議書を監督職員に提出しなければならない。</u></p>
<p><b>1－1－20 支給材料及び貸与品</b></p>	<p><b>1－1－21 支給材料及び貸与品</b></p>
<p>1. 一般事項</p>	<p>1. 一般事項</p>
<p>受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>	<p>受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p>
<p>2 受払状況の記録</p>	<p>2 受払状況の記録</p>
<p>受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残数量を明らかにしておかなければならぬ。</p>	<p>受注者は、支給材料及び貸与品について、その受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残数量を明らかにしておかなければならぬ。</p>
<p>3. 支給品清算書、支給材料精算書</p>	<p>3. 支給品清算書、支給材料精算書</p>
<p>受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならぬ。</p>	<p>受注者は、工事完成時（完成前に工事工程上、支給材料の精算が可能な場合は、その時点）に支給品精算書を、監督職員を通じて発注者に提出しなければならぬ。</p>
<p>4 要求書の提出</p>	<p>4 要求書の提出</p>

改 正 後	現 行
<p>受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、契約書第15条第1項の規定に基づき工事材料の支給を受ける場合、材料の品名、数量、規格等を記した支給材料（又は貸与品）請求書を作成し、その使用予定日の前日までに監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>
<p>5 <u>引渡場所</u></p> <p>契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。引渡し場所からの積込み、荷卸しを含む運搬に係る費用と責任は、受注者の負担とする。なお<u>引渡終了後</u>、契約書第15条第3項の規定に基づき、支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書を作成し、引渡の日から7日以内に監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>	<p>5 <u>引渡場所</u></p> <p>契約書第15条第1項に規定する「引渡場所」、「引渡時期」及び「引渡方法」については、設計図書又は監督職員の指示によるものとする。引渡し場所からの積込み、荷卸しを含む運搬に係る費用と責任は、受注者の負担とする。なお引渡終了後、契約書第15条第3項の規定に基づき、支給材料（又は貸与品）受領（又は借用）書を作成し、引渡の日から7日以内に監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。</p>
<p>6 <u>受注者の責任</u></p> <p>受注者は、貸与する機械器具の使用に当たり、十分に整備点検し、事故等のないよう努めなければならない。</p> <p>なお、工事中における機械器具の運転、修理<u>及び</u>管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</p> <p>また、受注者の不注意により、機械器具に故障・破損が生じた場合、受注者の責任において修理しなければならない。</p>	<p>6 <u>受注者の責任</u></p> <p>受注者は、貸与する機械器具の使用に当たり、十分に整備点検し、事故等のないよう努めなければならない。</p> <p>なお、工事中における機械器具の運転、修理<u>、</u>管理は、受注者の責任において実施しなければならない。</p> <p>また、受注者の不注意により、機械器具に故障・破損が生じた場合、受注者の責任において復旧しなければならない。</p>
<p>7 <u>返却</u></p> <p>受注者は、機械器具の返却に当たり、十分整備し、機能に支障がない状態で返却しなければならない。</p> <p>なお、<u>引渡し</u>後であっても、受注者に起因する故障・破損が見つかった場合、受注者の負担により修理しなければならない。</p>	<p>7 <u>返却</u></p> <p>受注者は、機械器具の返却に当たり、十分整備し、機能に支障がない状態で返却しなければならない。</p> <p>なお、<u>工事終了</u>後であっても、受注者に起因する故障・破損が見つかった場合、受注者の負担により修理しなければならない。</p>
<p>8 <u>返還</u></p> <p>受注者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品」に<u>について、支給材料（又は貸与品）返還書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出し、指示に従わなければならぬ</u>。</p> <p>なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p>また、返還に要する費用は、受注者の負担とする。</p>	<p>8 <u>返還</u></p> <p>受注者は、契約書第15条第9項に定める「不用となった支給材料又は貸与品の返還」に基づき返還する場合は監督職員の指示に従わなければならぬ。</p> <p>なお、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。</p> <p>また、返還に要する費用は、受注者の負担とする。</p>
<p>9. 修理</p> <p>受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>10. 流用の禁止</p>	<p>9. 修理</p> <p>受注者は、支給材料及び貸与物件の修理等を行う場合、事前に監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>10. 流用の禁止</p>

改 正 後	現 行
<p>受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</p>	<p>受注者は、支給材料及び貸与物件を他の工事に流用してはならない。</p>
<p>11. 所有権</p>	<p>11. 所有権</p>
<p>支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</p>	<p>支給材料及び貸与物件の所有権は、受注者が管理する場合でも発注者に属するものとする。</p>
<p>12. その他</p>	<p>12. その他</p>
<p>その他については、契約書第15条の規定によるものとする。</p>	<p>その他については、契約書第15条の規定によるものとする。</p>
<p><b>1－1－21 工事現場発生材</b></p>	<p><b>1－1－21 工事現場発生材</b></p>
<p>受注者は、工事施工によって生じた現場発生材について、工事現場発生材報告書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引渡さなければならない。</p>	<p>受注者は、工事施工によって生じた現場発生材について、工事現場発生材報告書を作成し、設計図書又は監督職員の指示する場所で監督職員に引渡さなければならない。</p>
<p><b>1－1－22 建設副産物</b></p>	<p><b>1－1－22 建設副産物</b></p>
<p>1. 一般事項</p>	<p>1. 一般事項</p>
<p>受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。</p>	<p>受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとする。</p>
<p>なお、設計図書に示されていない場合で、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事にあっては、監督職員の承諾を得るものとする。</p>	<p>なお、設計図書に示されていない場合で、本体工事又は設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に示されていない任意の仮設工事にあっては、監督職員の承諾を得るものとする。</p>
<p>2. 建設発生土については、設計図書で指定する受入れ地へ搬出するものとする。なお、搬出に当たっては、関係法令及び設計図書の規定等を遵守しなければならない。</p>	<p>2. 建設発生土については、設計図書で指定する受入れ地へ搬出するものとする。なお、搬出に当たっては、関係法令及び設計図書の規定等を遵守しなければならない。</p>
<p>3. マニュフェスト</p>	<p>3. マニュフェスト</p>
<p>受注者は、建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は廃棄物管理票（紙マニュフェスト）又は電子マニュフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に関係資料を提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、建設副産物が搬出される工事施工に当たり、建設発生土は搬出帳票、産業廃棄物は廃棄物管理票（紙マニュフェスト）又は電子マニュフェストにより、適正に処理されていることを確認するとともに監督職員に関係資料を提出しなければならない。</p>
<p>4. 法令遵守</p>	<p>4. 法令遵守</p>
<p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならぬ。</p>	<p>受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（農林水産大臣官房地方課長通知、最終改正平成14年6月18日）、建設工事の発注における再生資源の利用の促進について（平成3年12月6日付け農林水産大臣官房地方課長通知）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならぬ。</p>
<p><u>また、受注者は、工事間の利用の促進に努めるため建設副産物情報交換システムを活用するものとし、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに建設副産物情報交換シス</u></p>	

改 正 後	現 行
<p><u>ムにデータの入力を行うものとする。</u></p> <p><u>なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。</u></p>	
<p>5 <u>再生資源利用計画</u></p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p><u>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p>	<p>5 <u>再生資源利用計画</u></p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p>
<p>6 <u>再生資源利用促進計画</u></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊<u>建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合</u><u>には</u>、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p><u>また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</u></p>	<p>6 <u>再生資源利用促進計画</u></p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊<u>又は</u><u>建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</u></p>
<p>7 <u>実施書の提出</u></p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録し<u>監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>[削除]</u></p>	<p>7 <u>実施書の提出</u></p> <p>受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合、工事完了後速やかに実施状況を記録した「<u>再生資源利用実施書</u>」及び「<u>再生資源利用促進実施書</u>」を監督職員に提出しなければならない。</p>
<p><b>1－1－23 特定建設資材の分別解体、再資源化等の適正な措置</b></p> <p>1 <u>一般事項</u></p> <p>受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に</p>	<p><b>1－1－24 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置</b></p> <p>1 <u>一般事項</u></p> <p>受注者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に</p>

改 正 後	現 行
<p>基づき、特定建設資材の分別解体、再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。</p>	<p>基づき、特定建設資材の分別解体<u>等及び</u>再資源化等の実施について適正な措置を講じなければならない。</p>
<p>2 報告</p>	<p>2 報告</p>
<p>受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。</p>	<p>受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再資源化が完了した場合、建設リサイクル法第18条第1項の規定に基づき、次の事項等を書面に記載し、監督職員に報告しなければならない。</p>
<p>なお、この書面は本章1－1－<u>22</u>建設副産物6に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。</p>	<p>なお、この書面は本章1－1－<u>23</u>建設副産物6に記載する工事完了後に提出しなければならない再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況記録を兼ねるものとする。</p>
<p>(1) 再資源化等が完了した年月日 (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (3) 再資源化等に要した費用</p>	<p>(1) 再資源化等が完了した年月日 (2) 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (3) 再資源化等に要した費用</p>
<p><b>1－1－24 工事材料の品質</b></p>	<p><b>1－1－25 工事材料の品質</b></p>
<p>1 一般事項</p> <p>契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p>	<p>1 一般事項</p> <p>契約書第13条第1項に規定する「中等の品質」とは、JIS規格に適合したもの、又はこれと同等以上の品質を有するものをいう。</p>
<p>2 品質証明書等</p> <p>受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合、速やかに提示するとともに、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</p>	<p>2 品質証明書等</p> <p>受注者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を受注者の責任において整備、保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合、速やかに提示するとともに、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</p>
<p>また、設計図書において事前に監督職員の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督職員に提出して承諾を得るものとする。</p>	<p>また、設計図書において事前に監督職員の承諾を得なければならない材料の使用に当たり、その外観及び品質証明書等を照合、確認した後、監督職員に提出して承諾を得るものとする。</p>
<p><b>1－1－25 監督職員による検査、立会等</b></p>	<p><b>1－1－26 監督職員による検査及び立会等</b></p>
<p>1 立会願の提出</p> <p>受注者は、設計図書に従い工事の施工について監督職員の立会を求める場合、立会願を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1 立会願の提出</p> <p>受注者は、設計図書に従い工事の施工について監督職員の立会を求める場合、立会願を監督職員に提出しなければならない。</p>
<p>2 監督職員の立会</p> <p>監督職員は、工事が設計図書どおりに行われていることを確認するため、必要に応じて工事現場又は製作工場に立ち入り立会し、資料の提供を請求できるものとする。なお、受注者は、これに協力しなければならない。</p>	<p>2 監督職員の立会</p> <p>監督職員は、工事が設計図書どおりに行われていることを確認するため、必要に応じて工事現場又は製作工場に立ち入り立会し、資料の提供を請求できるものとする。なお、受注者は、これに協力しなければならない。</p>

改 正 後	現 行
<p>3 檢査、立会の準備等</p> <p>受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料の整備をしなければならない。</p> <p>なお、監督職員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。</p>	<p>3 檢査、立会の準備等</p> <p>受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他の資料の整備をしなければならない。</p> <p>なお、監督職員が製作工場において確認を行う場合、受注者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。</p>
<p>4 確認の臨場</p> <p>監督職員は、設計図書に定められた確認を机上により行うことができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督職員にこれらを提出しなければならない。</p>	<p>4 確認の臨場</p> <p>監督職員は、設計図書に定められた確認を机上により行うことができる。この場合において、受注者は、施工管理記録、写真等の資料を整理し、監督職員にこれらを提出しなければならない。</p>
<p>5 確認及び立会時間</p> <p>監督職員による確認及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</p>	<p>5 確認及び立会時間</p> <p>監督職員による確認及び立会の時間は、発注者の勤務時間内とする。ただし、監督職員がやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りではない。</p>
<p>6 遵守義務</p> <p>受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。</p>	<p>6 遵守義務</p> <p>受注者は、契約書第9条第2項第3号、第13条第2項又は第14条第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督職員の立会を受け、材料の確認を受けた場合にあっても、契約書第17条及び第32条に規定する義務を免れないものとする。</p>
<p>7 施工段階確認</p> <p>段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、<u>発注者が設計図書において施工段階確認の実施を指定した場合、監督職員の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載<u>しなければならない。</u>  <u>また、遠隔確認により実施する場合は、適用種別、機器仕様等を施工計画書に記載して、監督職員の確認を受けなければならない。</u></p> <p>(3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、立会願を監督職員に提出しなければならない。<u>なお、監督職員は施工段階確認を机上で行う場合、又は現場技術員に行わせる場合は、受注者にあらかじめ連絡するものとする。</u></p>	<p>7 施工段階確認</p> <p>段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。</p> <p>(1) 受注者は、<u>設計図書に示す施工段階において、立会いによる検測又は確認を受けなければならない。</u></p> <p>(2) 受注者は、施工段階確認の具体的な実施方法について、施工計画書に記載<u>するものとする。</u></p>
<p>(3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、立会願を監督職員に提出しなければならない。<u>なお、監督職員は施工段階確認を机上で行う場合、又は現場技術員に行わせる場合は、受注者にあらかじめ連絡するものとする。</u></p> <p>(4) 受注者は、<u>立会又は遠隔確認</u>により施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。</p>	<p>(3) 受注者は、施工段階確認を受けようとする場合は、立会願を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、<u>監督職員の立会い</u>により施工段階確認を受ける場合は、施工段階確認簿をその都度作成し、速やかに監督職員へ提出するものとする。なお、この場合受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付する必要はない。</p>

改 正 後	現 行
<p>(5) 監督職員が施工段階確認を机上により行う場合、受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付し監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(6) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行なわなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。</p> <p><u>ア</u> 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。</p> <p><u>イ</u> 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。なお、手直しした箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。</p> <p>(7) 施工段階確認の工種、確認内容等</p> <p>下表は標準的な事例を示したものであり、工種、工事規模等により適宜判断して追加・削除する等して、当該工事に必要な段階確認を行うものとする。</p> <p>なお、下表の「重点監督」は、工事の品質を確保するため、確認の頻度を増やす必要がある工事とする。「一般監督」は「重点監督」以外の工事とする。</p> <p>1) 土木工事 [略]</p> <p>2) 施設機械工事等</p> <p>①施設機械工事等における施工段階確認の確認内容及び確認時期は、出来形確認にあっては施設機械工事等施工管理基準第2項「直接測定による出来形管理」の分類A、品質確認にあっては同基準第4項「品質管理」の分類Aによるものとする。</p> <p>②なお、「重点監督」の場合は次表に掲げる確認を前項と併せ実施するものとする。 [略]</p> <p><b>1－1－26 数量の算出及び出来形図</b></p> <p>1 一般事項 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2 出来形数量の提出 受注者は、出来形測量の結果を基に、土木工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3 出来形図の提出 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、監督職員に提出しなければな</p>	<p>(5) 監督職員が施工段階確認を机上により行う場合、受注者は、確認状況写真を施工段階確認簿に添付し監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(6) 施工段階確認結果において、管理基準値及び規格値から外れたものが確認された場合、受注者は以下の対応を行なわなければならない。なお、詳細については、監督職員の指示によるものとする。</p> <p><u>1)</u> 管理基準値から外れた場合、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。</p> <p><u>2)</u> 規格値から外れた場合、手直し工事を行うとともに、施工方法の改善策を監督職員に報告しなければならない。なお、手直しした箇所については、再度施工段階確認を受けるものとする。</p> <p>(7) 施工段階確認の工種、確認内容等</p> <p>下表は標準的な事例を示したものであり、工種、工事規模等により適宜判断して追加・削除する等して、当該工事に必要な段階確認を行うものとする。</p> <p>なお、下表の「重点監督」は、工事の品質を確保するため、確認の頻度を増やす必要がある工事とする。「一般監督」は「重点監督」以外の工事とする。</p> <p>1) 土木工事 [略]</p> <p>2) 施設機械工事等</p> <p>①施設機械工事等における施工段階確認の確認内容及び確認時期は、出来形確認にあっては施設機械工事等施工管理基準第2項「直接測定による出来形管理」の分類A、品質確認にあっては同基準第4項「品質管理」の分類Aによるものとする。</p> <p>②なお、「重点監督」の場合は次表に掲げる確認を前項と併せ実施するものとする。 [略]</p> <p><b>1－1－27 数量の算出及び出来形図</b></p> <p>1 一般事項 受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。</p> <p>2 出来形数量の提出 受注者は、出来形測量の結果を基に、土地改良工事数量算出要領（案）及び設計図書に従って、出来形数量を算出し、その結果を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>3 出来形図の提出 受注者は、出来形測量の結果及び設計図書に従って出来形図を作成し、監督職員に提出しなければな</p>

改 �正 後	現 行
<p>らない。</p>	<p>らない。</p>
<p><b>1－1－27 工事完成図</b></p>	<p><b>1－1－28 工事完成図</b></p>
<p>1 一般事項 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1 一般事項 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>
<p>2 工事完成図 工事完成図とは、最終の設計図に受注者からの申し出に対し、監督職員が承諾した事項（施工承諾の内容等）が反映された図面をいう。</p>	<p>2 工事完成図 工事完成図とは、最終の設計図に受注者からの申し出に対し、監督職員が承諾した事項（施工承諾の内容等）が反映された図面をいう。</p>
<p>3 管水路工事においては、管割図についても工事完成図として提出しなければならない。</p>	<p>3 管水路工事においては、管割図についても工事完成図として提出しなければならない。</p>
<p><b>1－1－28 工事完成図書の納品</b></p>	<p><b>1－1－29 工事完成図書の納品</b></p>
<p>1 提出書類 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。</p>	<p>1 提出書類 受注者は、工事完成図書として以下の書類を提出しなければならない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）</li> <li>② 施工計画書</li> <li>③ 完成図面</li> <li>④ 工事写真</li> <li>⑤ 工事履行報告書</li> <li>⑥ 段階確認書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 工事打合せ簿（出来形、品質管理資料を含む）</li> <li>② 施工計画書</li> <li>③ 完成図面</li> <li>④ 工事写真</li> <li>⑤ 工事履行報告書</li> <li>⑥ 段階確認書</li> </ul>
<p>2 受注者は、農林水産省制定「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）【工事編】」、「電子化図面データの作成要領（案）」、「電子化写真データの作成要領（案）」、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」（それぞれ農林水産省制定）、沖縄県農林水産部制定「電子納品に関する手引き（案）【農業農村整備事業等編】」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。</p>	<p>2 受注者は、農林水産省制定「工事完成図書等の電子納品要領（案）」に基づいて作成した電子データを、電子媒体で提出しなければならない。電子納品にあたっては、「電子納品運用ガイドライン（案）【工事編】」、「電子化図面データの作成要領（案）」、「電子化写真データの作成要領（案）」、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」（それぞれ農林水産省制定）、沖縄県農林水産部制定「電子納品に関する手引き（案）【農業農村整備事業等編】」等を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。</p>
<p>3 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」(<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html</a>)によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。</p>	<p>3 受注者は、電子納品に際して、「電子納品チェックシステム（農林水産省農業農村整備事業版）」(<a href="http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html">http://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/densi.html</a>)によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで電子媒体を提出しなければならない。</p>
<p>4 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示され、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」</p>	<p>4 受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示され、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）」</p>

改 正 後	現 行
<p>に基づいて電子媒体を提出することとなった場合は、地質・土質調査業務共通仕様書の第1－17条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</p>	<p>に基づいて電子媒体を提出することとなった場合は、地質・土質調査業務共通仕様書の第1－17条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</p>
<p><b>1－1－29 品質証明</b></p>	<p><b>1－1－30 品質証明</b></p>
<p>受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。</p> <p>(2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として、品質証明員は検査に立会わなければならない。</p> <p>(3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。</p> <p>(4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。</p>	<p>受注者は、設計図書で品質証明の対象工事と明示された場合には、次の各号によるものとする。</p> <p>(1) 品質証明に従事する者（以下「品質証明員」という。）が工事施工途中において必要と認める時期及び検査（完成、既済部分、中間検査をいう。以下同じ。）の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出しなければならない。</p> <p>(2) 品質証明員は、当該工事に従事していない社内の者とする。また、原則として、品質証明員は検査に立会わなければならない。</p> <p>(3) 品質証明は、契約図書及び関係図書に基づき、出来形、品質及び写真管理はもとより、工事全般にわたり行うものとする。</p> <p>(4) 品質証明員の資格は10年以上の現場経験を有し、技術士もしくは1級土木施工管理技士の資格を有するものとする。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りでない。</p> <p>(5) 品質証明員を定めた場合、受注者は書面により氏名、資格（資格証書の写しを添付）、経験及び経歴書を監督職員に提出しなければならない。なお、品質証明員を変更した場合も同様とする。</p>
<p><b>1－1－30 検査</b></p>	<p><b>1－1－31 検査</b></p>
<p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、沖縄県農林水産部工事検査要領に基づく、検査を受けなければならぬ。</p> <p>2. 完成検査・既成部分検査の適用</p> <p>完成検査、既成部分検査は、沖縄県財務規則第113条及び第114条の検査を実施するときに行うものとする。</p>	<p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、沖縄県農林水産部工事検査要領に基づく、検査を受けなければならぬ。</p> <p>2. 完成検査・既成部分検査の適用</p> <p>完成検査、既成部分検査は、沖縄県財務規則第113条及び第114条の検査を実施するときに行うものとする。</p>
<p><b>1－1－31 工事完成検査</b></p>	<p><b>1－1－32 工事完成検査</b></p>
<p>1. 工事完成検査の要件</p> <p>受注者は、契約書第32条第1項の完成通知書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資</p>	<p>1. 工事完成検査の要件</p> <p>受注者は、契約書第32条の完成通知書を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。なお、提出する際に、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。</p> <p>(1) 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完成していること。</p> <p>(2) 契約書第17条第1項の規定に基づき、監督職員の請求した改造が完了していること。</p> <p>(3) 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資</p>

改正後	現行
<p>料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していること。</p>	<p>料の整備がすべて完了し、監督職員に提出していること。</p>
<p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約書を発注者と締結していること。</p>	<p>(4) 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約書を発注者と締結していること。</p>
<p>2. 檢査日の通知</p>	<p>2. 檢査日の通知</p>
<p>発注者は、工事完成検査に先立って、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。</p>	<p>発注者は、工事完成検査に先立って、受注者に対して書面をもって検査日及び検査職員名を通知するものとする。</p>
<p>3. 檢査内容</p>	<p>3. 檢査内容</p>
<p>検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p>	<p>検査職員は、監督職員及び受注者の立会により、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p>
<p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p>	<p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p>
<p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p>	<p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p>
<p>4. 修補の指示</p>	<p>4. 修補の指示</p>
<p>検査職員は、修補の必要があると認めた場合、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことが<u>出来る</u>ものとする。</p>	<p>検査職員は、修補の必要があると認めた場合、受注者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことが<u>できる</u>ものとする。</p>
<p>5. 製作工場における完成検査</p>	<p>5. 製作工場における完成検査</p>
<p>受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-<u>25</u>監督職員による確認及び立会等3に準じなければならない。</p>	<p>受注者は、製作工場における完成検査に当たり、本章1-1-<u>26</u>監督職員による確認及び立会等3に準じなければならない。</p>
<p><b>1-1-32 既済部分検査</b></p>	<p><b>1-1-33 既済部分検査</b></p>
<p>1. 一般事項</p>	<p>1. 一般事項</p>
<p>受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認請求を行った場合、又は契約書第39条第1項の工事完成の通知を行った場合、既済部分に係る検査を受けなければならない。</p>	<p>受注者は、契約書第38条第2項の部分払の確認請求を行った場合、又は契約書第39条第1項の工事完成の通知を行った場合、既済部分に係る検査を受けなければならない。</p>
<p>2. 部分払いの請求</p>	<p>2. 部分払いの請求</p>
<p>受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行う場合、本条1の検査を受ける前に監督職員の指示により、工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>受注者は、契約書第38条に基づく部分払いの請求を行う場合、本条1の検査を受ける前に監督職員の指示により、工事の出来高に関する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>
<p>3. 検査日の通知</p>	<p>3. 検査日の通知</p>
<p>発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p>	<p>発注者は、既済部分検査に先立って、監督職員を通じて受注者に対して検査日を通知するものとする。</p>
<p>4. 検査内容</p>	<p>4. 検査内容</p>
<p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p>	<p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p>	<p>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</p> <p>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</p>
<p>5. 中間前払金の請求</p> <p>受注者は、契約書第35条の2に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあっては工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>5. 中間前払金の請求</p> <p>受注者は、契約書第35条の2に基づく中間前払金の請求を行うときは、認定を受ける前に土木工事にあっては工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p>
<p>6. 修補</p> <p>受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-31工事完成検査4の規定に従うものとする。</p>	<p>6. 修補</p> <p>受注者は、検査職員の指示による修補について、本章1-1-32工事完成検査4の規定に従うものとする。</p>
<p>7. 製作工場での検査</p> <p>受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-31監督職員による検査及び立会等3に準じなければならない。</p>	<p>7. 製作工場での検査</p> <p>受注者は、製作工場における検査に当たり、本章1-1-26監督職員による検査及び立会等3に準じなければならない。</p>
<p><b>1-1-33 中間検査</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。</p> <p>2. 検査時期</p> <p>中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。</p> <p>3. 検査の通知</p> <p>中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して、監督職員を通じて、中間検査を実施する旨及び検査日を事前に通知するものとする。</p> <p>4. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</li> <li>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</li> </ul> <p>5. 資料の整備</p> <p>受注者は、当該検査については、本章1-1-26監督職員による確認及び立会等3に準じなければならない。</p>	<p><b>1-1-34 中間検査</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>中間検査は、設計図書において対象工事と定められた工事について実施するものとする。</p> <p>2. 検査時期</p> <p>中間検査は、設計図書において定められた段階において行うものとする。</p> <p>3. 検査の通知</p> <p>中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は受注者に対して、監督職員を通じて、中間検査を実施する旨及び検査日を事前に通知するものとする。</p> <p>4. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として設計図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。</li> <li>(2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。</li> </ul> <p>5. 資料の整備</p> <p>受注者は、当該検査については、本章1-1-26監督職員による確認及び立会等3に準じなければならない。</p>
<p><b>1-1-34 施工管理</b></p>	<p><b>1-1-35 施工管理</b></p>

改 正 後	現 行
<p><b>1 一般事項</b></p> <p>受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、土木工事施工管理基準（平成 29 年 3 月 27 日農計第 1839 号最終改正）により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。</p>	<p><b>1 一般事項</b></p> <p>受注者は、施工計画書に示される作業手順に従って施工し、土木工事施工管理基準（平成 22 年 9 月 17 日農村第 1271 号最終改正）により施工管理を行い、その記録を監督職員に提出しなければならない。</p>
<p><b>2 定めのない工種</b></p> <p>受注者は、本条 1 の施工管理基準及び設計図書に定めのない工種について、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。</p>	<p><b>2 定めのない工種</b></p> <p>受注者は、本条 1 の施工管理基準及び設計図書に定めのない工種について、監督職員と協議のうえ、施工管理を行うものとする。</p>
<p><b>3 施工管理体制</b></p> <p>受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するため、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。</p>	<p><b>3 施工管理体制</b></p> <p>受注者は、契約図書に適合するよう工事を施工するため、自らの責任において、施工管理体制を確立しなければならない。</p>
<p><b>4 受注者は、監督職員と受注者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。</b></p> <p>また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システムを活用することとし、工事及び業務における受発注者間の情報共有システムの活用について（令和 3 年 9 月 7 日付け 3 農振第 1453 号）の別紙（URL 「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf</a>」）に基づくこととする。</p>	<p>[新設]</p>
<p><b>5 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、又は、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。</b></p>	<p>[新設]</p>
<p><b>1－1－35 部分使用</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。</p>	<p><b>1－1－36 部分使用</b></p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。</p>
<p>2. 監督職員による検査</p> <p>受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、契約担当者が必要と認めたときは、中間検査による検査（確認）でもよい。</p>	<p>2. 監督職員による検査</p> <p>受注者は、発注者が契約書第 34 条の規定に基づく当該工事に係わる部分使用を行う場合、監督職員による品質及び出来形等の検査（確認を含む）を受けるものとする。なお、契約担当者が必要と認めたときは、中間検査による検査（確認）でもよい。</p>
<p><b>1－1－36 履行報告</b></p> <p>受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、契約の履行状況について工事履行報告書により監督職員に報告するものとする。</p>	<p><b>1－1－37 履行報告</b></p> <p>受注者は、契約書第 11 条の規定に基づき、契約の履行状況について工事履行報告書により監督職員に報告するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<b>1－1－37 使用人等の管理</b>	<b>1－1－38 使用人等の管理</b>
1 一般事項	1 一般事項
受注者は、使用人等（下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払状況及び宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。	受注者は、使用人等（下請負人又はその代理人若しくはその使用人その他これに準じる者を含む。以下「使用人等」という。）の雇用条件、賃金の支払状況及び宿舎環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。
2 使用人等の指導及び教育	2 使用人等の指導及び教育
受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。	受注者は、使用人等に適時、安全対策、環境対策、衛生管理、地域住民に対する対応等の指導及び教育を行うとともに、工事が適正に遂行されるように管理及び監督しなければならない。
<b>1－1－38 工事中の安全管理</b>	<b>1－1－39 工事中の安全管理</b>
1 安全指針の遵守	1 安全指針の遵守
受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。	受注者は、土木工事等施工技術安全指針（20 農振第 2236 号平成 21 年 3 月 30 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考に常に工事の安全に留意して工事関係者及び公衆の生命、身体、財産に関する危害及び迷惑の防止に努めなければならない。
2 支障行為等の防止	2 支障行為等の防止
受注者は、監督職員及び管理者の承諾なくして流水又は水陸交通の支障となるような行為等公衆に迷惑を及ぼす施工方法を採用してはならない。	受注者は、監督職員及び管理者の承諾なくして流水又は水陸交通の支障となるような行為等公衆に迷惑を及ぼす施工方法を採用してはならない。
3 公衆災害防止対策要綱の遵守	3 公衆災害防止対策要綱の遵守
受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 2 月 1 日付け 5 地第 72 号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。	受注者は、建設工事公衆災害防止対策要綱（平成 5 年 2 月 1 日付け 5 地第 72 号農林水産大臣官房地方課長通知）を遵守して災害の防止を図らなければならない。
4 建設機械の選定・使用	4 建設機械の選定・使用
受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により指定されている場合、これに適合した建設機械を使用しなければならない。	受注者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用等について、設計図書により指定されている場合、これに適合した建設機械を使用しなければならない。
ただし、より条件にあった建設機械がある場合は、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。	ただし、より条件にあった建設機械がある場合は、監督職員の承諾を得て、それを使用することができる。
5 周辺への支障防止	5 周辺への支障防止
受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。特に重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置や適切な誘導員の配置等、架空線に支障	受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないよう防護工事等必要な措置を講じなければならない。特に重機械等が、架空線等上空施設の下を通過する箇所では、高さ制限を確認するための安全対策施設（簡易ゲート）の設置や適切な誘導員の配置等、架空線に支障

改 正 後	現 行
を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。	を及ぼさないよう十分に注意しなければならない。
6 <u>防災体制</u>  受注者は、豪雨、出水及びその他の天災に対し、気象予報等に十分な注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。	6 <u>防災体制</u>  受注者は、豪雨、出水及びその他の天災に対し、気象予報等に十分な注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならぬ。
7 <u>第三者の立入り禁止措置</u>  受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合、その区域を板囲、ロープ等で囲うとともに、「立入禁止」の標示をしなければならない。	7 <u>第三者の立入り禁止措置</u>  受注者は、工事現場に工事関係者以外の者の立ち入りを禁止する場合、その区域を板囲、ロープ等で囲うとともに、「立入禁止」の標示をしなければならぬ。
8 <u>安全巡視</u>  受注者は、工事期間中、安全巡視を行うとともに、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。	8 <u>安全巡視</u>  受注者は、工事期間中、安全巡視を行うとともに、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならぬ。
9 <u>標示板の設置</u>  受注者は、公衆の見やすいところに工事内容、工事期間、発注者名、受注者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならない。	9 <u>標示板の設置</u>  受注者は、公衆の見やすいところに工事内容、工事期間、発注者名、受注者名及び連絡先を標示する標示板を設置しなければならぬ。
10 <u>安全対策</u>  (1) 受注者は、土地改良事業等における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づき、工事着手後、原則として 作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全・訓練等を実施しなければならない。  <u>ア</u> 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 <u>イ</u> 工事内容の周知徹底 <u>ウ</u> 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底 <u>エ</u> 工事における災害訓練 <u>オ</u> 工事現場で予想される事故対策 <u>カ</u> その他、安全、訓練として必要な事項  (2) 施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画について記載しなければならない。  (3) 安全・訓練等の実施状況は、写真、ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。  11 <u>関係機関との連絡</u>	10. <u>定期安全訓練等</u>  (1) 受注者は、土地改良事業等における工事の安全対策について（平成4年5月27日付け4構改D第308号農林水産省構造改善局長通知）に基づき、工事着手後、原則として 作業員全員の参加により月当たり半日以上の時間を割当て、次の項目から実施内容を選択し、工事の内容に応じた安全・訓練等を実施しなければならぬ。  <u>1)</u> 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 <u>2)</u> 工事内容の周知徹底 <u>3)</u> 土木工事等施工技術安全指針等の周知徹底 <u>4)</u> 工事における災害訓練 <u>5)</u> 工事現場で予想される事故対策 <u>6)</u> その他、安全、訓練として必要な事項  (2) 施工に先立ち作成する施工計画書には、工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画について記載しなければならぬ。  (3) 安全・訓練等の実施状況は、写真、ビデオ又は実施状況報告書等により提示するものとする。  11. <u>関係機関との連絡</u>

改 正 後	現 行
<p>受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p>	<p>受注者は、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。</p>
<p>12. <u>工事関係者の連絡会議</u></p>	<p>12. <u>工事関係者の連絡会議</u></p>
<p>受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。</p>	<p>受注者は、工事現場が隣接し又は同一場所において別途工事がある場合、受注業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。</p>
<p>13. <u>安全衛生協議会の設置</u></p>	<p>13. <u>安全衛生協議会の設置</u></p>
<p>監督職員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合においては、受注者はこれに従うものとする。</p>	<p>監督職員が、労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合においては、受注者はこれに従うものとする。</p>
<p>14. <u>安全優先</u></p>	<p>14. <u>安全優先</u></p>
<p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならぬ。</p>	<p>受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じておかなければならぬ。</p>
<p>15. <u>防災対策の熟慮</u></p>	<p>15. <u>防災対策の熟慮</u></p>
<p>受注者は、施工計画の立案に当たり、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならぬ。</p> <p>特に、梅雨、台風等の出水期の施工に当たり、工法及び工程について十分に配慮しなければならぬ。</p>	<p>受注者は、施工計画の立案に当たり、既往の気象記録及び洪水記録並びに地形等現地の状況を勘案し、防災対策を考慮のうえ、施工方法及び施工時期を決定しなければならぬ。</p> <p>特に、梅雨、台風等の出水期の施工に当たり、工法及び工程について十分に配慮しなければならぬ。</p>
<p>16. <u>人命の安全確保優先</u></p>	<p>16. <u>人命の安全確保優先</u></p>
<p>災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。</p>	<p>災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとする。</p>
<p>17. <u>地下埋設物等の調査</u></p>	<p>17. <u>地下埋設物等の調査</u></p>
<p>受注者は、工事の施工箇所に地下埋設物等を発見した場合、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督職員に報告しなければならぬ。</p>	<p>受注者は、工事の施工箇所に地下埋設物等を発見した場合、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督職員に報告しなければならぬ。</p>
<p>18. <u>不明の地下埋設物等の処置</u></p>	<p>18. <u>不明の地下埋設物等の処置</u></p>
<p>受注者は、施工中管理者不明の地下埋設物等を発見した場合、監督職員に報告し、その処置について監督職員の指示により行うものとする。</p>	<p>受注者は、施工中管理者不明の地下埋設物等を発見した場合、監督職員に報告し、その処置について監督職員の指示により行うものとする。</p>
<p>19. <u>地下埋没物件等損害時の措置</u></p>	<p>19. <u>地下埋没物件等損害時の措置</u></p>
<p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急処置を取るとともに、その補修について、関係機関及び発注者と協議のうえ、行うものとする。</p>	<p>受注者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡し、応急処置を取るとともに、その補修について、関係機関及び発注者と協議のうえ、行うものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>20. 不発弾発見時の処理</p> <p>本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督職員を通して関連市町村（防災主管課）に報告しなければならない。</p> <p>また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存しなければならない。上記については、下請業者へも周知するものとする。</p>	<p>20. 不発弾発見時の処理</p> <p>本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署（交番、駐在所）に報告すると共に、監督職員を通して関連市町村（防災主管課）に報告しなければならない。</p> <p>また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存しなければならない。上記については、下請業者へも周知するものとする。</p>
<p><b>1－1－39 爆発及び火災の防止</b></p>	<p><b>1－1－40 爆発及び火災の防止</b></p>
<p>1 爆発等の防止措置</p> <p>受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</p>	<p>1 爆発等の防止措置</p> <p>受注者は、爆発物等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</p>
<p>2 火薬類の使用</p> <p>受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用計画について施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>2 火薬類の使用</p> <p>受注者は、火薬類を使用し工事を施工する場合、使用計画について施工計画書に記載しなければならない。</p>
<p>3 野焼きの原則禁止</p> <p>受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、根株、草等を野焼きしてはならない。</p>	<p>3 野焼きの原則禁止</p> <p>受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、根株、草等を野焼きしてはならない。</p>
<p>4 火気の使用</p> <p>受注者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。</p>	<p>4 火気の使用</p> <p>受注者は、使用人等の喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用は禁止しなければならない。</p>
<p>5 可燃物周辺の火気使用禁止</p> <p>受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p>	<p>5 可燃物周辺の火気使用禁止</p> <p>受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。</p>
<p><b>1－1－40 後片付け</b></p>	<p><b>1－1－41 後片付け</b></p>
<p>受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事のかかる部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。</p> <p>ただし、設計図書において存置するものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。</p>	<p>受注者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去し、現場及び工事のかかる部分を清掃し、整然とした状態にするものとする。</p> <p>ただし、設計図書において存置するものを除く。また、工事検査に必要な足場、はしご等は、監督職員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。</p>
<p><b>1－1－41 事故報告書</b></p>	<p><b>1－1－42 事故報告書</b></p>
<p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保し、関係機関と監督職員に通報しなければならない。この場合において、受注者は、監督職員が指示する期日までに</p>	<p>受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合、直ちに人命、身体、財産の安全を確保し、関係機関と監督職員に通報するとともに、別に定める事故報告書を監督職員が指示する期日までに、監督職員に</p>

改 正 後	現 行
<p><u>別に定める事故報告書を監督職員に提出しなければならない。</u></p> <p><b>1－1－42 環境対策</b></p> <p>1 環境保全</p> <p>受注者は、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）等、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 苦情対応</p> <p>受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。</p> <p>第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1－1－43官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。</p> <p>3 注意義務</p> <p>監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合、受注者に対して、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を提出しなければならない。</p> <p>4 資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物</p> <p>(1) 受注者は、資材（材料及び機材を含む。）、工法、建設機械及び目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」第10条の規定に基づく「沖縄県グリーン購入調達方針」に定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、(1)の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。</p> <p>(3) 受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。</p>	<p><u>提出しなければならない。</u></p> <p><b>1－1－43 環境対策</b></p> <p>1 環境保全</p> <p>受注者は、沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年沖縄県条例第36号）等、関連法令及び条例並びに仕様書の規定を遵守のうえ、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の問題について、施工計画及び工事の実施の各段階において十分に検討し、周辺地域の環境保全に努めなければならない。</p> <p>2 苦情対応</p> <p>受注者は、環境への影響が予知され又は発生した場合、直ちに監督職員に報告し、監督職員の指示があればそれに応じなければならない。</p> <p>第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、受注者は、本章1－1－47官公庁への手続き等6及び7の規定により対応しなければならない。</p> <p>3 注意義務</p> <p>監督職員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合、受注者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかつたか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、受注者は、必要な資料を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4 特定調達品目</p> <p>(1) 受注者は、資材、工法、建設機械又は目的物の使用に当たっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境部品等の調達の推進等に関する法律（平成15年7月改正法律第119号。「グリーン購入法」という。）」第10条の規定に基づく「沖縄県グリーン購入調達方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。</p> <p>(2) 受注者は、(1)の特定調達品目を使用する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目ごとの判断の基準（以下「特定調達品目の判断の基準」という。）を満たすものとする。</p> <p>(3) 受注者は、使用する資材（材料及び機材を含む。）の梱包及び容器について、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の不可低減に配慮されたものの使用を積極的に推進するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>5 <u>排出ガス対策型建設機械</u></p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表 1-1-1 に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適當と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。</p> <p>(2) 受注者は、工事の施工に当たり表 1-1-2 に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用出来ない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適當と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することが出来る。</p>	<p>5 <u>排出ガス対策型建設機械</u></p> <p>(1) 受注者は、工事の施工に当たり表 1-1-1 に示す一般工事用建設機械を使用する場合には、原則として、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用できない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適當と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することができる。</p> <p>(2) 受注者は、工事の施工に当たり表 1-1-2 に示すトンネル工事用建設機械表を使用する場合には、2011 年以降の排出ガス基準に適合するものとして、特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成 17 年法律第 51 号）に基づき省令で定められた特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則（平成 18 年経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）第 2 条及び第 11 条に規定する技術基準に適合する特定特殊自動車、「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 3 年 10 月 8 日付け建設省経機第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」（平成 18 年 3 月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）若しくは「第 3 次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成 18 年 3 月 17 日付け国総施第 215 号）に基づき指定された排出ガス対策型建設機械、平成 7 年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、これと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、又はこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用しなければならない。</p> <p>ただし、やむを得ない事情により、これらの機械を使用出来ない場合には、監督職員と協議し、監督職員が適當と認めるときは、これらの機械以外の機械を使用することが出来る。</p>

表1-1-1 排出ガス対策型適用の一般工事用建設機械

表1-1-1

改正後		現行	
一般工事用建設機械	摘要	一般工事用建設機械	摘要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・トラクタシャベル(車輪式)</li> <li>・ブルドーザ</li> <li>・発動発電機(可搬式)</li> <li>・空気圧縮機(可搬式)</li> <li>・油圧ニット</li> <li>(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式銅管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機)</li> <li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>・ホイールクレーン</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・トラクタシャベル(車輪式)</li> <li>・ブルドーザ</li> <li>・発動発電機(可搬式)</li> <li>・空気圧縮機(可搬式)</li> <li>・油圧ニット</li> <li>(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式銅管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転オールケーシング掘削機)</li> <li>・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ</li> <li>・ホイールクレーン</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力 7.5kw 以上 260kw 以下)を搭載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。</p>

表1-1-2 排出ガス対策型適用のトンネル工事用建設機械

トンネル工事用建設機械	摘要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・トラクタシャベル</li> <li>・大型ブレーカ</li> <li>・コンクリート吹付機</li> <li>・ドリルジャンボ</li> <li>・ダンプトラック</li> <li>・トラックミキサ</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下)を載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。</p>

トンネル工事用建設機械	摘要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バックホウ</li> <li>・トラクタシャベル</li> <li>・大型ブレーカ</li> <li>・コンクリート吹付機</li> <li>・ドリルジャンボ</li> <li>・ダンプトラック</li> <li>・トラックミキサ</li> </ul>	<p>ディーゼルエンジン(エンジン出力 30kw 以上 260kw 以下)を載した建設機械に限る。</p> <p>ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準を定められている自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。</p>

改 正 後	現 行
<p>受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p>	<p>受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用に当たっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。</p>
7. 赤土流出防止対策	7. 赤土流出防止対策
<p>受注者は、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき、本工事の土砂流出防止対策を講じるものとする。 対策にあたっては、「土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計指針」の基本的事項をまとめた「赤土等流出防止の手引き」を参考にするものとし、工事に起因すると想定される土砂流出が認められた場合は工事を中止し、監督員と協議を行うものとする。</p>	<p>受注者は、「沖縄県赤土等流出防止条例」に基づき、本工事の土砂流出防止対策を講じるものとする。 対策にあたっては、「土地改良事業等における赤土等流出防止対策設計指針」の基本的事項をまとめた「赤土等流出防止の手引き」を参考にするものとし、工事に起因すると想定される土砂流出が認められた場合は工事を中止し、監督員と協議を行うものとする。</p>
8. 土取場の選定	8. 土取場の選定
<p>土取場の選定にあたって、「農地法」「県土保全条例」「赤土等流出防止条例」等の関係法令・条例を遵守すること。</p>	<p>土取場の選定にあたって、「農地法」「県土保全条例」「赤土等流出防止条例」等の関係法令・条例を遵守すること。</p>
<b>1－1－43 文化財の保護</b>	<b>1－1－44 文化財の保護</b>
1 一般事項	1 一般事項
<p>受注者は、工事の施工に当たり文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。</p>	<p>受注者は、工事の施工に当たり文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。</p>
2 文化財等発見時の処理	2 文化財等発見時の処理
<p>受注者は、工事の施工に当たり文化財その他の埋蔵物を発見した場合、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者は、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p>	<p>受注者は、工事の施工に当たり文化財その他の埋蔵物を発見した場合、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者は、当該埋蔵物の発見者としての権利を保有するものである。</p>
<b>1－1－44 交通安全管理</b>	<b>1－1－45 交通安全管理</b>
1 一般事項	1 一般事項
<p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する場合、積載物の落下等により路面を損傷、又は汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようにしなければならない。 なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。</p>	<p>受注者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用する場合、積載物の落下等により路面を損傷、又は汚損することのないようにするとともに、第三者に損害を与えないようにしなければならない。 なお、第三者に損害を及ぼした場合は、契約書第29条によって処置するものとする。</p>
2 輸送災害の防止	2 輸送災害の防止
<p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事について関係機関と打</p>	<p>受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材及び機械などの輸送を伴う工事について関係機関と打</p>

改 正 後	現 行
<p>合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通警備誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を樹立し、災害の防止を図らなければならない。</p>	<p>合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当業者、交通警備誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を樹立し、災害の防止を図らなければならない。</p>
<p>3. 交通安全等輸送計画</p>	<p>3. 交通安全等輸送計画</p>
<p>受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。</p>	<p>受注者は、ダンプトラック等の大型輸送機械で大量の土砂、工事用資材等の輸送をともなう工事は、事前に関係機関と打合せのうえ、交通安全等輸送に関する必要な事項の計画を立て、施工計画書に記載しなければならない。</p>
<p>4 <u>交通安全法令の遵守</u></p>	<p>4 <u>交通安全法令の遵守</u></p>
<p>受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たり、交通の安全につき講じるべき必要な措置について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、安全対策を講じなければならない。</p>	<p>受注者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たり、交通の安全につき講じるべき必要な措置について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い、安全対策を講じなければならない。</p>
<p>5 <u>工事用道路の使用</u></p>	<p>5 <u>工事用道路の使用</u></p>
<p>受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合、設計図書の定めにより、工事用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行わなければならない。</p>	<p>受注者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合、設計図書の定めにより、工事用道路の新設、改良、維持管理及び補修を行わなければならない。</p>
<p>6 <u>工事用道路使用方法の提出</u></p>	<p>6 <u>工事用道路使用方法の提出</u></p>
<p>受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置、その他の必要な措置を行わなければならない。</p>	<p>受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の新設、改良、維持管理、補修及び使用方法等の施工計画書を監督職員に提出しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続きをとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置、その他の必要な措置を行わなければならない。</p>
<p>7 <u>工事用道路使用の責任</u></p>	<p>7 <u>工事用道路使用の責任</u></p>
<p>発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p>	<p>発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、受注者の責任において使用するものとする。</p>
<p>8 <u>工事用道路共用時の処置</u></p>	<p>8 <u>工事用道路共用時の処置</u></p>
<p>受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合において、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p>	<p>受注者は、設計図書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合において、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。</p>
<p>9 <u>公衆交通の確保</u></p>	<p>9 <u>公衆交通の確保</u></p>
<p>受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業が中断する場合は、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。</p>	<p>受注者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に、材料又は設備を保管してはならない。また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業が中断する場合は、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなければならない。</p>
<p>10 <u>水上輸送</u></p>	

改 正 後	現 行																																				
<p>工事の性質上、受注者が水上輸送による必要とする場合には、「道路」は、水門、又は水路に関する他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用されるものとする。</p>	<p>10. 水上輸送</p> <p>工事の性質上、受注者が水上輸送による必要とする場合には、「道路」は、水門、又は水路に関する他の構造物と読み替え、「車両」は船舶と読み替えるものとし、それに従って運用されるものとする。</p>																																				
<p>11. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>	<p>11. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（平成16年12月8日改正 政令第387号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させる場合、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p>																																				
<p style="text-align: center;"><u>表1-1-3 車両の一般的制限値</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th><th>一 般 的 制 限 値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td><td>2.5m</td></tr> <tr> <td>長さ</td><td>12.0m</td></tr> <tr> <td>高さ</td><td>3.8m</td></tr> <tr> <td>重量 総重量</td><td>20.0 t (但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大 25.0 t )</td></tr> <tr> <td>軸重</td><td>10.0 t</td></tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td><td>隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t )、1.8m以上の場合は 20 t</td></tr> <tr> <td>輪荷重</td><td>5.0 t</td></tr> <tr> <td>最小回転半径</td><td>12.0m</td></tr> </tbody> </table>	車両の諸元	一 般 的 制 限 値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m	重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大 25.0 t )	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t )、1.8m以上の場合は 20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径	12.0m	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車両の諸元</th><th>一 般 的 制 限 値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>幅</td><td>2.5m</td></tr> <tr> <td>長さ</td><td>12.0m</td></tr> <tr> <td>高さ</td><td>3.8m</td></tr> <tr> <td>重量 総重量</td><td>20.0 t (但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大 25.0 t )</td></tr> <tr> <td>軸重</td><td>10.0 t</td></tr> <tr> <td>隣接軸重の合計</td><td>隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t )、1.8m以上の場合は 20 t</td></tr> <tr> <td>輪荷重</td><td>5.0 t</td></tr> <tr> <td>最小回転半径</td><td>12.0m</td></tr> </tbody> </table>	車両の諸元	一 般 的 制 限 値	幅	2.5m	長さ	12.0m	高さ	3.8m	重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大 25.0 t )	軸重	10.0 t	隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t )、1.8m以上の場合は 20 t	輪荷重	5.0 t	最小回転半径	12.0m
車両の諸元	一 般 的 制 限 値																																				
幅	2.5m																																				
長さ	12.0m																																				
高さ	3.8m																																				
重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大 25.0 t )																																				
軸重	10.0 t																																				
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t )、1.8m以上の場合は 20 t																																				
輪荷重	5.0 t																																				
最小回転半径	12.0m																																				
車両の諸元	一 般 的 制 限 値																																				
幅	2.5m																																				
長さ	12.0m																																				
高さ	3.8m																																				
重量 総重量	20.0 t (但し、高速自動車国道、指定道路については、軸距、長さに応じ最大 25.0 t )																																				
軸重	10.0 t																																				
隣接軸重の合計	隣り合う車軸に係る軸距 1.8m未満の場合は 18 t (隣り合う車軸に係る軸距 1.3m以上で、かつ、当該隣り合う車軸に係る軸重が 9.5 t 以下の場合は 19 t )、1.8m以上の場合は 20 t																																				
輪荷重	5.0 t																																				
最小回転半径	12.0m																																				
<p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p>	<p>ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含む。</p>																																				

改 正 後	現 行																																																
<p>12. ダンプトラック過積載の防止</p> <p>ダンプトラックの過積載による違法運行の防止等については、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、さし枠を装着し、あるいは物品積載装置を不正に改造して過積載による違法運行を行う車両を、工事現場に立ち入らせないようにするものとする。</p> <p>(2) 受注者は、ダンプトラックを使用する工事施工に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進するよう配慮するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p>	<p>12. ダンプトラック過積載の防止</p> <p>ダンプトラックの過積載による違法運行の防止等については、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 受注者は、さし枠を装着し、あるいは物品積載装置を不正に改造して過積載による違法運行を行う車両を、工事現場に立ち入らせないようにするものとする。</p> <p>(2) 受注者は、ダンプトラックを使用する工事施工に当たっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下法という。）の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体への加入者の使用を促進するよう配慮するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。</p>																																																
<p><b>1－1－45 諸法令、諸法規の遵守</b></p> <p>1．諸法令の遵守</p> <p>受注者は、<u>工事の実施に当たっては、当該工事に関連する法令を遵守するものとし、受注者の法令違反又は法令の不遵守により生じた損害その他の事項に対する一切の責任は受注者が負うものとする。</u></p> <p>なお、<u>工事の実施に関連すると考えられる</u>主な法令は、<u>次の掲げる法律及びこれらに関連する法令</u>である。</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 沖縄県財務規則</td> <td>(昭和47年規則第 12号)</td> </tr> <tr> <td>(2) 建設業法</td> <td>(昭和24年法律第 100号)</td> </tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td> <td>(昭和31年法律第 120号)</td> </tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td> <td>(昭和22年法律第 49号)</td> </tr> <tr> <td>(5) 労働安全衛生法</td> <td>(昭和47年法律第 57号)</td> </tr> <tr> <td>(6) 作業環境測定法</td> <td>(昭和50年法律第 28号)</td> </tr> <tr> <td>(7) じん肺法</td> <td>(昭和35年法律第 30号)</td> </tr> <tr> <td>(8) 雇用保険法</td> <td>(昭和49年法律第 116号)</td> </tr> <tr> <td>(9) 労働者災害補償保険法</td> <td>(昭和22年法律第 50号)</td> </tr> <tr> <td>(10) 健康保険法</td> <td>(大正11年法律第 70号)</td> </tr> <tr> <td>(11) 中小企業退職金共済法</td> <td>(昭和34年法律第 160号)</td> </tr> <tr> <td>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td> <td>(昭和51年法律第 33号)</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 沖縄県財務規則	(昭和47年規則第 12号)	(2) 建設業法	(昭和24年法律第 100号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(昭和31年法律第 120号)	(4) 労働基準法	(昭和22年法律第 49号)	(5) 労働安全衛生法	(昭和47年法律第 57号)	(6) 作業環境測定法	(昭和50年法律第 28号)	(7) じん肺法	(昭和35年法律第 30号)	(8) 雇用保険法	(昭和49年法律第 116号)	(9) 労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第 50号)	(10) 健康保険法	(大正11年法律第 70号)	(11) 中小企業退職金共済法	(昭和34年法律第 160号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年法律第 33号)	<p><b>1－1－46 諸法令、諸法規の遵守</b></p> <p>1．諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に<u>関する諸法令及び諸法規</u>を遵守し、<u>工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令・諸法規の適用は、受注者の責任において行わなければならない。</u></p> <p>なお、主な法令・法規は、<u>以下に示すとおり</u>である。</p> <table> <tbody> <tr> <td>(1) 沖縄県財務規則</td> <td>(昭和47年規則第 12号)</td> </tr> <tr> <td>(2) 建設業法</td> <td>(昭和24年法律第 100号)</td> </tr> <tr> <td>(3) 下請代金支払遅延等防止法</td> <td>(昭和31年法律第 120号)</td> </tr> <tr> <td>(4) 労働基準法</td> <td>(昭和22年法律第 49号)</td> </tr> <tr> <td>(5) 労働安全衛生法</td> <td>(昭和47年法律第 57号)</td> </tr> <tr> <td>(6) 作業環境測定法</td> <td>(昭和50年法律第 28号)</td> </tr> <tr> <td>(7) じん肺法</td> <td>(昭和35年法律第 30号)</td> </tr> <tr> <td>(8) 雇用保険法</td> <td>(昭和49年法律第 116号)</td> </tr> <tr> <td>(9) 労働者災害補償保険法</td> <td>(昭和22年法律第 50号)</td> </tr> <tr> <td>(10) 健康保険法</td> <td>(大正11年法律第 70号)</td> </tr> <tr> <td>(11) 中小企業退職金共済法</td> <td>(昭和34年法律第 160号)</td> </tr> <tr> <td>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律</td> <td>(昭和51年法律第 33号)</td> </tr> </tbody> </table>	(1) 沖縄県財務規則	(昭和47年規則第 12号)	(2) 建設業法	(昭和24年法律第 100号)	(3) 下請代金支払遅延等防止法	(昭和31年法律第 120号)	(4) 労働基準法	(昭和22年法律第 49号)	(5) 労働安全衛生法	(昭和47年法律第 57号)	(6) 作業環境測定法	(昭和50年法律第 28号)	(7) じん肺法	(昭和35年法律第 30号)	(8) 雇用保険法	(昭和49年法律第 116号)	(9) 労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第 50号)	(10) 健康保険法	(大正11年法律第 70号)	(11) 中小企業退職金共済法	(昭和34年法律第 160号)	(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年法律第 33号)
(1) 沖縄県財務規則	(昭和47年規則第 12号)																																																
(2) 建設業法	(昭和24年法律第 100号)																																																
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(昭和31年法律第 120号)																																																
(4) 労働基準法	(昭和22年法律第 49号)																																																
(5) 労働安全衛生法	(昭和47年法律第 57号)																																																
(6) 作業環境測定法	(昭和50年法律第 28号)																																																
(7) じん肺法	(昭和35年法律第 30号)																																																
(8) 雇用保険法	(昭和49年法律第 116号)																																																
(9) 労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第 50号)																																																
(10) 健康保険法	(大正11年法律第 70号)																																																
(11) 中小企業退職金共済法	(昭和34年法律第 160号)																																																
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年法律第 33号)																																																
(1) 沖縄県財務規則	(昭和47年規則第 12号)																																																
(2) 建設業法	(昭和24年法律第 100号)																																																
(3) 下請代金支払遅延等防止法	(昭和31年法律第 120号)																																																
(4) 労働基準法	(昭和22年法律第 49号)																																																
(5) 労働安全衛生法	(昭和47年法律第 57号)																																																
(6) 作業環境測定法	(昭和50年法律第 28号)																																																
(7) じん肺法	(昭和35年法律第 30号)																																																
(8) 雇用保険法	(昭和49年法律第 116号)																																																
(9) 労働者災害補償保険法	(昭和22年法律第 50号)																																																
(10) 健康保険法	(大正11年法律第 70号)																																																
(11) 中小企業退職金共済法	(昭和34年法律第 160号)																																																
(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年法律第 33号)																																																

改正後	現行
(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成3年法律第 94号)	(13) 出入国管理及び難民認定法 (平成3年法律第 94号)
(14) 道路法 (昭和27年法律第 180号)	(14) 道路法 (昭和27年法律第 180号)
(15) 道路交通法 (昭和35年法律第 105号)	(15) 道路交通法 (昭和35年法律第 105号)
(16) 道路運送法 (昭和26年法律第 183号)	(16) 道路運送法 (昭和26年法律第 183号)
(17) 道路運送車両法 (昭和26年法律第 186号)	(17) 道路運送車両法 (昭和26年法律第 186号)
(18) 砂防法 (明治30年法律第 29号)	(18) 砂防法 (明治30年法律第 29号)
(19) 地すべり等防止法 (昭和33年法律第 30号)	(19) 地すべり等防止法 (昭和33年法律第 30号)
(20) 河川法 (昭和39年法律第 167号)	(20) 河川法 (昭和39年法律第 167号)
(21) 海岸法 (昭和31年法律第 101号)	(21) 海岸法 (昭和31年法律第 101号)
(22) 港湾法 (昭和25年法律第 218号)	(22) 港湾法 (昭和25年法律第 218号)
(23) 港則法 (昭和23年法律第 174号)	(23) 港則法 (昭和23年法律第 174号)
(24) 漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号)	(24) 漁港漁場整備法 (昭和25年法律第 137号)
(25) 下水道法 (昭和33年法律第 79号)	(25) 下水道法 (昭和33年法律第 79号)
(26) 航空法 (昭和27年法律第 231号)	(26) 航空法 (昭和27年法律第 231号)
(27) 公有水面埋立法 (大正10年法律第 57号)	(27) 公有水面埋立法 (大正10年法律第 57号)
(28) 軌道法 (大正10年法律第 76号)	(28) 軌道法 (大正10年法律第 76号)
(29) 森林法 (昭和26年法律第 249号)	(29) 森林法 (昭和26年法律第 249号)
(30) 環境基本法 (平成5年法律第 91号)	(30) 環境基本法 (平成5年法律第 91号)
(31) 火薬類取締法 (昭和25年法律第 149号)	(31) 火薬類取締法 (昭和25年法律第 149号)
(32) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第 97号)	(32) 大気汚染防止法 (昭和43年法律第 97号)
(33) 騒音規制法 (昭和43年法律第 98号)	(33) 騒音規制法 (昭和43年法律第 98号)
(34) 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第 138号)	(34) 水質汚濁防止法 (昭和45年法律第 138号)
(35) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第 61号)	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (昭和59年法律第 61号)
(36) 振動規制法 (昭和51年法律第 64号)	(36) 振動規制法 (昭和51年法律第 64号)
(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号)	(37) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号)
(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成12年法律第 113号)	(38) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成12年法律第 113号)
(39) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第 104号)	(39) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成12年法律第 104号)
(40) 文化財保護法 (昭和25年法律第 214号)	(40) 文化財保護法 (昭和25年法律第 214号)

改正後	現行
(41) 砂利採取法 (昭和43年法律第 74号)	(41) 砂利採取法 (昭和43年法律第 74号)
(42) 電気事業法 (昭和39年法律第 170号)	(42) 電気事業法 (昭和39年法律第 170号)
(43) 消防法 (昭和23年法律第 186号)	(43) 消防法 (昭和23年法律第 186号)
(44) 測量法 (昭和24年法律第 188号)	(44) 測量法 (昭和24年法律第 188号)
(45) 建築基準法 (昭和25年法律第 20号)	(45) 建築基準法 (昭和25年法律第 20号)
(46) 都市公園法 (昭和31年法律第 79号)	(46) 都市公園法 (昭和31年法律第 79号)
(47) 自然公園法 (昭和32年法律第 131号)	(47) 自然公園法 (昭和32年法律第 131号)
(48) 漁業法 (昭和24年法律第 267号)	(48) 漁業法 (昭和24年法律第 267号)
(49) 電波法 (昭和25年法律第 131号)	(49) 電波法 (昭和25年法律第 131号)
(50) 土壤汚染対策法 (平成14年法律第 53号)	(50) 土壤汚染対策法 (平成14年法律第 53号)
(51) 地方公共団体の関係諸条例	(51) 地方公共団体の関係諸条例
(52) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第 18号)	(52) 公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年法律第 18号)
(53) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年法律第 51号)	(53) 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年法律第 51号)
(54) 職業安定法 (昭和22年法律第 141号)	(54) 職業安定法 (昭和22年法律第 141号)
(55) 農薬取締法 (昭和23年法律第 82号)	(55) 農薬取締法 (昭和23年法律第 82号)
(56) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第 303号)	(56) 毒物及び劇物取締法 (昭和25年法律第 303号)
(57) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第 115号)	(57) 厚生年金保険法 (昭和29年法律第 115号)
(58) 最低賃金法 (昭和34年法律第 137号)	(58) 最低賃金法 (昭和34年法律第 137号)
(59) 所得税法 (昭和40年法律第 33号)	(59) 所得税法 (昭和40年法律第 33号)
(60) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の 防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第 131号)	(60) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の 防止等に関する特別措置法 (昭和42年法律第 131号)
(61) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第 84号)	(61) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44年法律第 84号)
(62) 著作権法 (昭和45年法律第 48号)	(62) 著作権法 (昭和45年法律第 48号)
(63) 自然環境保全法 (昭和47年法律第 85号)	(63) 自然環境保全法 (昭和47年法律第 85号)
(64) 警備業法 (昭和47年法律第 117号)	(64) 警備業法 (昭和47年法律第 117号)
(65) 産業標準化法 (昭和24年法律第 185号)	(65) 産業標準化法 (昭和24年法律第 185号)
(66) 計量法 (平成4年法律第 51号)	(66) 計量法 (平成4年法律第 51号)
(67) 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第 127号)	(67) 公共事業の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第 127号)

改 正 後	現 行
(68) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第 100号)  (69) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第 58号)  (70) 農地法 (昭和27年法律第 229号)  (71) 技術士法 (昭和58 年法律第 25号)  (72) 肥料取締法 (昭和25 年法律第127号)	(68) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (平成12年法律第 100号)  (69) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第 58号)  (70) 農地法 (昭和27年法律第 229号)  (71) 技術士法 (昭和58 年法律第 25号)  (72) 肥料取締法 (昭和25 年法律第127号)
2. 法令違反の処置	2. 法令違反の処置
受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ぼないようにしなければならない。	受注者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合発生するであろう責務が、発注者に及ぼないようにしなければならない。
3. 不適当な契約図書の処置	3. 不適当な契約図書の処置
受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが本条1の諸法令に照らして不適当であったり、矛盾していることが判明した場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。	受注者は、当該工事の設計図書及び契約そのものが本条1の諸法令に照らして不適当であったり、矛盾していることが判明した場合、直ちに監督職員に報告しなければならない。
<b>1－1－46 官公庁への手続き等</b>	<b>1－1－47 官公庁への手続き等</b>
1 一般事項	1 一般事項
受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。	受注者は、工事期間中、関係官公庁及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
2 関係機関への届出	2 関係機関への届出
受注者は、工事施工に当たり関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において、法令、条例又は設計図書の規定により迅速に処理しなければならない。	受注者は、工事施工に当たり関係官公庁及びその他の関係機関に対する諸手続きを自らの責任において、法令、条例又は設計図書の規定により迅速に処理しなければならない。
ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を得るものとする。	ただし、これによることが困難な場合は、監督職員の指示を得るものとする。
3 諸手続きの提出	3 諸手続きの提出
受注者は、2に規定する届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提出しなければならない。	受注者は、2に規定する届出等の諸手続きにおいて、許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督職員に提出しなければならない。
4 交渉時の注意	4 交渉時の注意
受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責任において行うものとする。	受注者は、地方公共団体、地域住民等と工事の施工上必要な交渉を行う場合、自らの責任において行うものとする。
受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前連絡のうえ、これらの交渉に当たり、誠意をもって対応しなければならない。	受注者は、交渉に先立ち、監督職員に事前連絡のうえ、これらの交渉に当たり、誠意をもって対応しなければならない。
5 コミュニケーション	5 コミュニケーション
受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。	受注者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。

改 正 後	現 行
<p>6 <u>苦情対応</u> 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意を持ってその解決に当たらなければならない。</p>	<p>6 <u>苦情対応</u> 受注者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があった場合、誠意を持ってその解決に当たらなければならない。</p>
<p>7 <u>交渉内容明確化</u> 受注者は、交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を隨時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>	<p>7 <u>交渉内容明確化</u> 受注者は、交渉等の内容について、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を隨時監督職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。</p>
<p><b>1－1－47 施工時期及び施工時間の変更</b></p>	<p><b>1－1－48 施工時期及び施工時間の変更</b></p>
<p>1 <u>休日又は夜間の作業連絡</u> 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を<u>作成し</u>、監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>1 <u>休日又は夜間の作業連絡</u> 受注者は、設計図書に施工時期が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合、事前に理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。</p>
<p>2 <u>施工時間の変更</u> 受注者は、設計図書に施工時期又は施工時間が定められている場合で、それを変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。</p>	<p>2 <u>施工時間の変更</u> 受注者は、設計図書に施工時期又は施工時間が定められている場合で、それを変更する必要がある場合、あらかじめ監督職員の承諾を得るものとする。</p>
<p><b>1－1－48 工事測量</b></p>	<p><b>1－1－49 工事測量</b></p>
<p>1 <u>一般事項</u> 受注者は、工事着手後<u>速やか</u>に測量を実施し、測量標（仮B.M.）・工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合、監督職員の指示を受けなければならぬ。 なお、測量標（仮B.M.）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならぬ。また、測量結果を監督職員に提出しなければならぬ。</p>	<p>1 <u>一般事項</u> 受注者は、工事着手後<u>直ち</u>に測量を実施し、測量標（仮B.M.）・工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合、監督職員に<u>測量結果を速やかに提出し</u>指示を受けなければならぬ。 なお、測量標（仮B.M.）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならぬ。また、測量結果を監督職員に提出しなければならぬ。</p>
<p>2 <u>測量票の設置</u> 受注者は、測量標（仮B.M.）の設置に当たり、位置及び高さの変動のないようにしなければならぬ。</p>	<p>2 <u>測量票の設置</u> 受注者は、測量標（仮B.M.）の設置に当たり、位置及び高さの変動のないようにしなければならぬ。</p>
<p>3 <u>工事用測量標の取扱い</u> 受注者は、用地幅杭、測量標（仮B.M.）・工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならぬ。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。 なお、用地幅杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならぬ。</p>	<p>3 <u>工事用測量標の取扱い</u> 受注者は、用地幅杭、測量標（仮B.M.）・工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならぬ。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。 なお、用地幅杭を移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならぬ。</p>
<p>4 <u>仮設標識の設置</u></p>	<p>4 <u>仮設標識の設置</u></p>

改 正 後	現 行
受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を設置しなければならない。
5 既存杭の保全 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含め、発注者の設置した既存杭の保存に対し、責任を負わなければならない。	5 既存杭の保全 受注者は、工事の施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含め、発注者の設置した既存杭の保存に対し、責任を負わなければならない。
6 工事測量の受注者責任 工事測量は、受注者の責任において行わなければならない。	6 工事測量の受注者責任 工事測量は、受注者の責任において行わなければならない。
<p><b>1－1－49 提出書類</b></p> <p>1 一般事項 提出書類は、工事請負契約に係る提出書類の書式等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>2 設計図書に定めるもの 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。</p>	<p><b>1－1－50 提出書類</b></p> <p>1 一般事項 提出書類は、工事請負契約に係る提出書類の書式等に基づいて、監督職員に提出しなければならない。これに定めのないものは、監督職員の指示する様式によらなければならない。</p> <p>2 設計図書に定めるもの 契約書第9条第5項に規定する「設計図書に定めるもの」とは、請負代金額に係る請求書、代金代理受領承諾申請書、遅延利息請求書、監督職員に関する措置請求に係る書類及びその他現場説明の際指定した書類をいう。</p>
<p><b>1－1－50 工事特性等への対応状況の報告</b></p> <p>1 受注者は、工事施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。</p> <p>2 なお、本報告事項については、工事成績評定の参考とする。</p> <p>3 情報化施工とは、情報通信技術（ICT）を工事の施工等に活用することにより、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムである。</p> <p>4 新技術とは、農業農村整備民間技術情報データ（以下「NNTD」という。）及び新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されている技術、NNTD又はNETISには登録されていないものの、従来の標準的な技術に比べて活用の効果が同等以上の技術又は同等以上と見込まれる技術、及び特殊な現場条件下における独自の工法による技術等である。</p>	<p><b>1－1－51 工事特性等への対応状況の報告</b></p> <p>1 受注者は、工事施工に関し、工事特性を踏まえ特に必要と認めて実施した事項、創意工夫を図った事項、情報化施工を実施した事項、新技術を活用した事項、地域社会への貢献を図った事項その他契約図書に定められた事項以外の事項であって、特に報告すべきものがある場合には、別に定める様式に基づき作成し、工事完成時までにこれらを監督職員に報告することができる。</p> <p>2 なお、本報告事項については、工事成績評定の参考とする。</p> <p>3 情報化施工とは、情報通信技術（ICT）を工事の施工等に活用することにより、従来の施工技術と比べ、高い生産性と施工品質を実現する施工システムである。</p> <p>4 新技術とは、農業農村整備民間技術情報データ（以下「NNTD」という。）及び新技術情報提供システム（以下「NETIS」という。）に登録されている技術、NNTD又はNETISには登録されていないものの、従来の標準的な技術に比べて活用の効果が同等以上の技術又は同等以上と見込まれる技術、及び特殊な現場条件下における独自の工法による技術等である。</p>
<p><b>1－1－51 不可抗力による損害</b></p> <p>1. 工事災害の報告</p>	<p><b>1－1－52 不可抗力による損害</b></p> <p>1. 工事災害の報告</p>

改 正 後	現 行
<p>受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに天災その他不可抗力による損害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。</p>	<p>受注者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第30条の規定の適用を受けると思われる場合には、直ちに天災その他不可抗力による損害通知書を監督職員を通じて発注者に通知しなければならない。</p>
<p>2 設計図書で定めた基準</p>	<p>2 設計図書で定めた基準</p>
<p>契約書第30条第1項に規定する「設計図書で<u>基準を定めたもの</u>」とは、次の各号に定めるものをいう。</p>	<p>契約書第30条第1項に規定する「設計図書で<u>定める基準</u>」とは、次の各号に定めるものをいう。</p>
<p>(1) 降雨に起因する場合</p>	<p>(1) 降雨に起因する場合</p>
<p>次のいずれかに該当する場合</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p>
<p><u>ア</u> 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上</p>	<p><u>1)</u> 24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上</p>
<p><u>イ</u> 1時間雨量（任意の60分間における雨量をいう。）が20mm以上</p>	<p><u>2)</u> 1時間雨量（任意の60分間における雨量をいう。）が20mm以上</p>
<p>(2) 強風に起因する場合</p>	<p>(2) 強風に起因する場合</p>
<p>最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m／秒以上あった場合</p>	<p>最大風速（10分間の平均風速で最大のもの）が15m／秒以上あった場合</p>
<p>(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合</p>	<p>(3) 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合</p>
<p>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p>	<p>地震、津波、高潮及び豪雪により生じた災害にあっては、周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められる場合</p>
<p>3 その他</p>	<p>3 その他</p>
<p>契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1－1－<u>34</u>工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>	<p>契約書第30条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、本章1－1－<u>38</u>工事中の安全管理及び契約書第27条に規定する臨機の措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。</p>
<p><b>1－1－52 特許権等</b></p>	<p><b>1－1－53 特許権等</b></p>
<p>1 保全措置</p>	<p>1 保全措置</p>
<p>受注者は、業務の遂行により発明又は考案したとき、監督職員にするとともに、これを保全するため必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p>	<p>受注者は、業務の遂行により発明又は考案したとき、監督職員にするとともに、これを保全するため必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議するものとする。</p>
<p>2 著作権法に規定される著作物</p>	<p>2 著作権法に規定される著作物</p>
<p>発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（昭和45年法律48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。</p>	<p>発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（昭和45年法律48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。なお、出願及び権利が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>
<p>なお、出願及び権利が発注者に帰属する著作物については、発注者がこれを自由に加除又は編集して利用することができる。</p>	

改 正 後	現 行
<b>1－1－53 保険の付保及び事故の補償</b>	<b>1－1－54 保険の付保及び事故の補償</b>
1 保険加入の義務	1 保険加入の義務
受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
<u>2 受注者は、法定外の労災保険に付さなければならぬ。</u>	[新設]
3 補償	2. 補償
受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。	受注者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
4 掛金収納書の提出	3. 掛金収納書の提出
受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を別に定める様式に基づき作成し、工事請負契約締結後1箇月以内及び工事完了後速やかに監督職員を経由して発注者へ提出しなければならない。	受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その発注者用掛金収納書を別に定める様式に基づき作成し、工事請負契約締結後1箇月以内及び工事完了後速やかに監督職員を経由して発注者へ提出しなければならない。
<b>1－1－54 臨機の措置</b>	<b>1－1－55 臨機の措置</b>
1 一般事項	1 一般事項
受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。受注者は、措置をとった場合には、その内容を速やかに監督職員に報告しなければならない。
2 天災等	2 天災等
監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。	監督職員は、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的事象に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
<b>1－1－55 優先使用等</b>	<b>1－1－56 優先使用等</b>
1. 県産建設資材使用状況報告書の提出	1. 県産建設資材使用状況報告書の提出
受注者は、本工事に使用する資材等の内、沖縄県内で生産・製造され、かつ規格・品質・価格等が適正である場合は、これを優先して使用するものとする。また、完成届に添付して、「県産建設資材使用状況報告書」を提出しなければならない。	受注者は、本工事に使用する資材等の内、沖縄県内で生産・製造され、かつ規格・品質・価格等が適正である場合は、これを優先して使用するものとする。また、完成届に添付して、「県産建設資材使用状況報告書」を提出しなければならない。
2. 建設業退職共済制度への加入	2. 建設業退職共済制度への加入
受注者は、建設業退職共済制度に加入するとともに、当該工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。	受注者は、建設業退職共済制度に加入するとともに、当該工事現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示しなければならない。

改 正 後	現 行
<p>3. 事業用ダンプカー優先使用 受注者は、ダンプカーを使用する場合は、事業用ダンプカーを優先的に使用する。</p>	<p>3. 事業用ダンプカー優先使用 受注者は、ダンプカーを使用する場合は、事業用ダンプカーを優先的に使用する。</p>
<p><b>1－1－56 琉球石灰岩の違法採掘防止</b> 工事用資材として琉球石灰岩を使用する場合は、「石灰石違法採掘防止の協力要請及び認可稼行鉱山の名簿の送付について（平成24年11月29日付け農企第2027号）」に基づき、出鉱証明書（原本）を提出すること。琉球石灰岩とは、捨石、栗石、クラッシャーラン等をいう。</p>	<p><b>1－1－57 琉球石灰岩の違法採掘防止</b> 工事用資材として琉球石灰岩を使用する場合は、「石灰石違法採掘防止の協力要請及び認可稼行鉱山の名簿の送付について（平成24年11月29日付け農企第2027号）」に基づき、出鉱証明書（原本）を提出すること。琉球石灰岩とは、捨石、栗石、クラッシャーラン等をいう。</p>
<p><b>第2章 材 料</b></p> <p><b>第1節 一般事項</b></p> <p><b>2－1－1 ~ 2－1－2 [略]</b></p> <p><b>2－1－3 材料の試験及び検査</b></p> <p>1 [略] 2 [略]</p> <p><b>2－1－4 [略]</b></p>	<p><b>第2章 材 料</b></p> <p><b>第1節 一般事項</b></p> <p><b>2－1－1 ~ 2－1－2 [略]</b></p> <p><b>2－1－3 材料の試験及び検査</b></p> <p>1 [略] 2 [略]</p> <p><b>2－1－4 [略]</b></p>
<p><b>第2節 [略]</b></p>	<p><b>第2節 [略]</b></p>
<p><b>第3節 木 材</b></p> <p><b>2－3－1 一般事項</b></p> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略]</p>	<p><b>第3節 木 材</b></p> <p><b>2－3－1 一般事項</b></p> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略]</p>
<p><b>第4節 石材及び骨材</b></p> <p><b>2－4－1 ~ 2－4－8 [略]</b></p> <p><b>2－4－9 その他の砂利、砂、碎石類</b></p> <p>1 [略] 2 [略]</p>	<p><b>第4節 石材及び骨材</b></p> <p><b>2－4－1 ~ 2－4－8 [略]</b></p> <p><b>2－4－9 その他の砂利、砂、碎石類</b></p> <p>1 [略] 2 [略]</p>

改正後	現行
3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>2-4-10 コンクリート用骨材</b>	<b>2-4-10 コンクリート用骨材</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]
<b>2-4-11 アスファルト舗装用骨材等</b>	<b>2-4-11 アスファルト舗装用骨材等</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略]
<b>第5節 鋼材</b>	<b>第5節 鋼材</b>
<b>2-5-1 一般事項</b>	<b>2-5-1 一般事項</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>2-5-2 鋼材</b>	<b>2-5-2 鋼材</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> 鑄鉄品、鑄鋼品及び鍛鋼品 (1) ~ (9) [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> 鑄鉄品、鑄鋼品及び鍛鋼品 (1) ~ (9) [略]

改 正 後	現 行
(10) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) (11) ~ (15) [略] <u>(16) J D P A G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管)</u> 記号 <u>A L 1、A L 2、A W</u> 5 [略]	(10) J I S G 5526 (ダクタイル鋳鉄管) (11) ~ (15) [略] [新設] 5 [略]
<b>2-5-3 ~ 2-5-4 [略]</b>	<b>2-5-3 ~ 2-5-4 [略]</b>
<b>2-5-5 鋼材二次製品</b>	<b>2-5-5 鋼材二次製品</b>
1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略]	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略]
<b>2-5-6 鉄線じやかご</b>	<b>2-5-6 鉄線じやかご</b>
鉄線じやかごの規格及び品質は、以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率 10%、めっき付着量 <u>42 μm</u> 以上のめっき鉄線を使用するものとする。	鉄線じやかごの規格及び品質は、以下の規格に準ずるものとする。亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率 10%、めっき付着量 <u>300 g/m<sup>2</sup></u> 以上のめっき鉄線を使用するものとする。
(1) J I S A 5513 (じやかご)	(1) J I S A 5513 (じやかご)
<b>2-5-7 ガードレール等</b>	<b>2-5-7 ガードレール等</b>
1 ガードレール (1) ビーム (袖ビーム含む) <u>ア</u> [略]	1 ガードレール (1) ビーム (袖ビーム含む) <u>1)</u> [略]
(2) 支柱 <u>ア</u> [略]	(2) 支柱 <u>1)</u> [略]
(3) ブラケット <u>ア</u> [略]	(3) ブラケット <u>1)</u> J I S G 3101 (一般構造用圧延鋼材)
(4) ボルトナット	(4) ボルトナット

改正後	現行
<u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略]	<u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略]
2 <u>ガードケーブル</u> (1) ケーブル <u>ア</u> [略]	2 <u>ガードケーブル</u> (1) ケーブル <u>1)</u> [略]
(2) 支柱 <u>ア</u> [略]	(2) 支柱 <u>1)</u> [略]
(3) ブラケット <u>ア</u> [略]	(3) ブラケット <u>1)</u> [略]
(4) [略] (5) [略]	(4) [略] (5) [略]
(6) ボルトナット <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略]	(6) ボルトナット <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略]
3 <u>ガードパイプ</u> (1) パイプ <u>ア</u> [略]	3 <u>ガードパイプ</u> (1) パイプ <u>1)</u> [略]
(2) 支柱 <u>ア</u> [略]	(2) 支柱 <u>1)</u> [略]
(3) ブラケット <u>ア</u> [略]	(3) ブラケット <u>1)</u> [略]
(4) 繰手 <u>ア</u> [略]	(4) 繰手 <u>1)</u> [略]
(5) ボルトナット <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略]	(5) ボルトナット <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略]

改正後	現行
<b>第6節 セメント及びセメント混和材料</b>	<b>第6節 セメント及びセメント混和材料</b>
2-6-1 ~ 2-6-2 [略]	2-6-1 ~ 2-6-2 [略]
<b>2-6-3 混和材料</b>	<b>2-6-3 混和材料</b>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 [略]	4 [略]
5 [略]	5 [略]
6 [略]	6 [略]
7 [略]	7 [略]
8 [略]	8 [略]
2-6-4 [略]	2-6-4 [略]
<b>第7節 プレキャストコンクリート製品</b>	<b>第7節 プレキャストコンクリート製品</b>
<b>2-7-1 一般事項</b>	<b>2-7-1 一般事項</b>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
2-7-2 [略]	2-7-2 [略]
<b>第8節 [略]</b>	<b>第8節 [略]</b>
<b>第9節 合成樹脂製品等</b>	<b>第9節 合成樹脂製品等</b>
<b>2-9-1 一般事項</b>	<b>2-9-1 一般事項</b>
1 [略]	1 [略]
(1) ~ (12) [略]	(1) ~ (12) [略]
<u>(13) F R P M K 111L (強化プラスチック複合管内挿用内圧管)</u>	[新設]
2 [略]	2 [略]

改正後	現行
<p><b>第10節 芝及びそだ</b></p> <p>2-10-1 [略]</p> <p>2-10-2 芝</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]</p> <p>2-10-3 [略]</p>	<p><b>第10節 芝及びそだ</b></p> <p>2-10-1 [略]</p> <p>2-10-2 芝</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]</p> <p>2-10-3 [略]</p>
<p><b>第11節 目地及び止水材料</b></p> <p>2-11-1 [略]</p> <p>2-11-2 注入目地材</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]</p> <p>2-11-3 [略]</p> <p>2-11-4 止水板</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>第11節 目地及び止水材料</b></p> <p>2-11-1 [略]</p> <p>2-11-2 注入目地材</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]</p> <p>2-11-3 [略]</p> <p>2-11-4 止水板</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>第12節 塗料</b></p> <p>2-12-1 一般事項</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]</p> <p>2-12-2 [略]</p> <p>2-12-3 鋼管塗装</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>第12節 塗料</b></p> <p>2-12-1 一般事項</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]</p> <p>2-12-2 [略]</p> <p>2-12-3 鋼管塗装</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]</p>

改 正 後	現 行
<b>2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装</b>	<b>2-12-4 ダクタイル鋳鉄管塗装</b>
1 直管部	1 直管部
内 面 J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)  <u>J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)</u>  <u>J WWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)</u>  <u>J WWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u>	内 面 J I S A 5314 (ダクタイル鋳鉄管モルタルライニング)  [新設]  [新設]  [新設]
外 面 J WWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)  J WWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)	外 面 J WWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)  J WWA G 113 (水道用ダクタイル鋳鉄管)
2 異形管部	2 異形管部
内 面 J WWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)  J WWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)  <u>J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)</u>  <u>J WWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)</u>  <u>J WWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u>	内 面 J WWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)  J WWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)  [新設]  [新設]  [新設]
外 面 J WWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)  J WWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)	外 面 J WWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)  J WWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)
3 継手部	3 継手部
J WWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)  J WWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)  <u>J I S G 5528 (エポキシ樹脂粉体塗料)</u>  <u>J WWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗料)</u>  <u>J WWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗料)</u>	J WWA K 139 (水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料)  J D P A Z 2010 (ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗装)  J WWA G 114 (水道用ダクタイル鋳鉄異形管)  [新設]  [新設]  [新設]

改 正 後	現 行
<b>第1節 適用</b> <b>3－1－1 適用</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	<b>第1節 適用</b> <b>3－1－1 適用</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>第2節 一般事項</b> <b>3－2－1 適用すべき諸基準</b> (1)～(48) [略] <u>(49) 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン</u> <u>流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会</u> (50) 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	<b>第2節 一般事項</b> <b>3－2－1 適用すべき諸基準</b> (1)～(48) [略] <u>[新設]</u> <u>(49) 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン</u> 機械式鉄筋継手工法技術検討委員会
<b>3－2－2 一般事項</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]	<b>3－2－2 一般事項</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]
<b>第3節 土工</b> <b>3－3－1 一般事項</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	<b>第3節 土工</b> <b>3－3－1 一般事項</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>3－3－2 挖削工</b> 1 <u>  </u> [略]	<b>3－3－2 挖削工</b> 1 <u>  </u> [略]

改正後	現行
2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]
<b>3－3－3 盛土工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	<b>3－3－3 盛土工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>3－3－4 路体盛土工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略]	<b>3－3－4 路体盛土工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略]
<b>3－3－5 路床盛土工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略]	<b>3－3－5 路床盛土工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略]

改正後	現行
<p><b>3-3-6 整形仕上げ工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>3-3-6 整形仕上げ工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>3-3-7 作業土工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>3-3-7 作業土工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>3-3-8 作業残土処理工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>3-3-8 作業残土処理工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>第4節 基礎工</b></p> <p><b>3-4-1</b> [略]</p> <p><b>3-4-2 既製杭工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> 鋼杭工 (1) ~ (2) [略] (3) [略]</p> <p><u>ア</u> 溶接工は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）又はJIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。</p> <p>なお、同等以上の検定試験とは、WES 8106（基礎杭溶接技能者の資格認証基準：一般社団法人日本溶接協会）をいう。</p> <p><u>イ</u> [略]</p>	<p><b>第4節 基礎工</b></p> <p><b>3-4-1</b> [略]</p> <p><b>3-4-2 既製杭工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> 鋼杭工 (1) ~ (2) [略] (3) [略]</p> <p><u>1)</u> 溶接工は、JIS Z 3801（手溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験のうち、その作業に該当する試験（又は同等以上の検定試験）に合格した者で、かつ現場溶接の施工経験が6ヶ月以上の者でなければならない。</p> <p><u>ただし、半自動溶接を行う場合は、JIS Z 3841（半自動溶接技術検定における試験方法及び判定基準）に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験（又はこれと同等以上の検定試験）に合格した者でなければならない。</u>なお、同等以上の検定試験とは、WES 8106（基礎杭溶接技能者の資格認証基準：一般社団法人日本溶接協会）をいう。</p> <p><u>2)</u> [略]</p>

改正後	現行																								
<u>之</u> [略] <u>工</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略]	<u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略]																								
表 3-4-1 現場円周溶接部の目違いの許容値	表 3-4-1 現場円周溶接部の目違いの許容値																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容値</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を <math>2\text{mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を <math>3\text{mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1,016mm を越え <u>2,000</u>mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を <math>4\text{mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容値	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1,016mm を越え <u>2,000</u> mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>外 径</th> <th>許容値</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>700mm 未満</td> <td>2mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を <math>2\text{mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>700mm 以上 1,016mm 以下</td> <td>3mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を <math>3\text{mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> <tr> <td>1,016mm を越え <u>1,524</u>mm 以下</td> <td>4mm 以下</td> <td>上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を <math>4\text{mm} \times \pi</math> 以下とする。</td> </tr> </tbody> </table>	外 径	許容値	摘 要	700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。	1,016mm を越え <u>1,524</u> mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。
外 径	許容値	摘 要																							
700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							
700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							
1,016mm を越え <u>2,000</u> mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							
外 径	許容値	摘 要																							
700mm 未満	2mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $2\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							
700mm 以上 1,016mm 以下	3mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $3\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							
1,016mm を越え <u>1,524</u> mm 以下	4mm 以下	上杭と下杭の外周長の差で表し、その差を $4\text{mm} \times \pi$ 以下とする。																							
<u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略] <u>ケ</u> 受注者は、上記の <u>力</u> 、 <u>キ</u> のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等を監督職員に報告するものとする。  なお、報告前においても当該記録を常に整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	<u>7)</u> [略] <u>8)</u> [略] <u>9)</u> 受注者は、上記の <u>6)</u> 、 <u>7)</u> のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等を監督職員に報告するものとする。  なお、報告前においても当該記録を常に整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。																								
<u>ニ</u> [略]  (4) 受注者は、中掘杭工法の先端処理について、本条 1. コンクリート杭に準じて施工しなければならない。	<u>10)</u> [略]  (4) 受注者は、中掘杭工法の先端処理について、本条 1. コンクリート杭に準じて施工しなければならない。																								
<u>3</u> [略] <h3>3-4-3 場所打杭工</h3> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略]</p>	<u>3</u> [略] <h3>3-4-3 場所打杭工</h3> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略]</p>																								

改 正 後	現 行
6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略]
<b>3－4－4 土台木</b>	<b>3－4－4 土台木</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]
<b>3－4－5 オープンケーション基礎工</b>	<b>3－4－5 オープンケーション基礎工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略] 11 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略] 11 <u>  </u> [略]
<b>3－4－6 ニューマチックケーション基礎工</b>	<b>3－4－6 ニューマチックケーション基礎工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>3－4－7 矢板工</b>	<b>3－4－7 矢板工</b>

改 正 後	現 行
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>3－4－8</b> [略]	<b>3－4－8</b> [略]
<b>3－4－9 碎石基礎工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	<b>3－4－9 碎石基礎工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>3－4－10</b> [略]	<b>3－4－10</b> [略]
<b>第5節 石・ブロック積（張）工</b>	<b>第5節 石・ブロック積（張）工</b>
<b>3－5－1 ~ 3－5－2</b> [略]	<b>3－5－1 ~ 3－5－2</b> [略]
<b>3－5－3 コンクリートブロック工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	<b>3－5－3 コンクリートブロック工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>3－5－4 緑化ブロック工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	<b>3－5－4 緑化ブロック工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>3－5－5 石積（張）工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略]	<b>3－5－5 石積（張）工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略]

改正後	現行
8 <u>  </u> [略]	8 <u>  </u> [略]
9 <u>  </u> [略]	9 <u>  </u> [略]
10 <u>  </u> [略]	10 <u>  </u> [略]
<b>第6節 法面工</b>	<b>第6節 法面工</b>
3-6-1 ~ 3-6-2 [略]	3-6-1 ~ 3-6-2 [略]
<b>3-6-3 植生工</b>	<b>3-6-3 植生工</b>
1 <u>  </u> 一般事項	1 <u>  </u> 一般事項
(1) [略]	(1) [略]
(2) 筋芝、張芝に関する一般事項は、次によるものとする。  ア [略] イ [略]	(2) 筋芝、張芝に関する一般事項は、次によるものとする。  1) [略] 2) [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
<b>3-6-4 法面吹付工</b>	<b>3-6-4 法面吹付工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]
8 <u>  </u> [略]	8 <u>  </u> [略]
9 <u>  </u> [略]	9 <u>  </u> [略]
10 <u>  </u> 受注者は、二層以上に分けて吹付ける場合、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。 また、打継面を良く清掃して、吹付けなければならない。	10 <u>  </u> 受注者は、2層以上に分けて吹付ける場合、層間にはく離が生じないように施工しなければならない。 また、打継面を良く清掃して、吹付けなければならない。

改正後	現行
11 <u> </u> [略] 12 <u> </u> [略]	11 <u> </u> [略] 12 <u> </u> [略]
<b>3-6-5 法枠工</b>	<b>3-6-5 法枠工</b>
1 <u> </u> [略] (1)～(4) <u> </u> [略] (5) 中詰め <u>ア</u> <u> </u> [略] <u>イ</u> <u> </u> [略] <u>ウ</u> <u> </u> [略] <u>エ</u> <u> </u> [略] <u>オ</u> <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略] (1)～(4) <u> </u> [略] (5) 中詰め <u>1)</u> <u> </u> [略] <u>2)</u> <u> </u> [略] <u>3)</u> <u> </u> [略] <u>4)</u> <u> </u> [略] <u>5)</u> <u> </u> [略]
2 <u> </u> プレキャスト法枠 (1) 基面処理 <u>ア</u> <u> </u> [略] <u>イ</u> <u> </u> [略] <u>ウ</u> <u> </u> [略]	2 <u> </u> プレキャスト法枠 (1) 基面処理 <u>1)</u> <u> </u> [略] <u>2)</u> <u> </u> [略] <u>3)</u> <u> </u> [略]
(2) 基礎及び枠の組立て <u>ア</u> <u> </u> [略] <u>イ</u> <u> </u> [略]	(2) 基礎及び枠の組立て <u>1)</u> <u> </u> [略] <u>2)</u> <u> </u> [略]
(3) 中詰め	(3) 中詰め
受注者は、中詰めの施工について、本条1 <u> </u> 現場打法枠（5）中詰めの規定によるものとする。	受注者は、中詰めの施工について、本条1 <u> </u> 現場打法枠（5）中詰めの規定によるものとする。
3 <u> </u> 吹付枠 (1) 基面処理と型枠の組立て <u>ア</u> <u> </u> [略] <u>イ</u> <u> </u> [略] <u>ウ</u> <u> </u> [略] <u>エ</u> <u> </u> [略]	3 <u> </u> 吹付枠 (1) 基面処理と型枠の組立て <u>1)</u> <u> </u> [略] <u>2)</u> <u> </u> [略] <u>3)</u> <u> </u> [略] <u>4)</u> <u> </u> [略]
(2) 吹付けの施工	(2) 吹付けの施工

改 正 後	現 行
<u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略]	<u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略]
(3) 中詰め	(3) 中詰め
<p>受注者は、中詰め施工について、本条1 現場打法枠（5）中詰めに準じるが、耐水性ダンボール製、板製、プラスチック製などの型枠を使用した場合、これらの型枠を完全に除去したうえで中詰めを施工しなければならない。</p> <p>また、受注者は、枠内をモルタル吹付や厚層基材吹付などで施工する場合、枠内をよく清掃した後、枠との間に隙間のできないように施工しなければならない。</p>	<p>受注者は、中詰め施工について、本条1 現場打法枠（5）中詰めに準じるが、耐水性ダンボール製、板製、プラスチック製などの型枠を使用した場合、これらの型枠を完全に除去したうえで中詰めを施工しなければならない。</p> <p>また、受注者は、枠内をモルタル吹付や厚層基材吹付などで施工する場合、枠内をよく清掃した後、枠との間に隙間のできないように施工しなければならない。</p>
<b>3－6－6 アンカーエ</b>	<b>3－6－6 アンカーエ</b>
1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略]	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略]
<b>3－6－7 かごエ</b>	<b>3－6－7 かごエ</b>
1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略]	1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略]

改 正 後	現 行
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]
8 <u>  </u> [略]	8 <u>  </u> [略]
9 <u>  </u> [略]	9 <u>  </u> [略]
10 <u>  </u> [略]	10 <u>  </u> [略]
11 <u>  </u> [略]	11 <u>  </u> [略]
12 <u>  </u> [略]	12 <u>  </u> [略]
13 <u>  </u> 受注者は、ふとんかご、その他の異形かごについて、本条1 <u>  </u> から5 <u>  </u> に準じて施工しなければならない。	13 <u>  </u> 受注者は、ふとんかご、その他の異形かごについて、本条1 <u>  </u> から5 <u>  </u> に準じて施工しなければならない。
14 <u>  </u> [略]	14 <u>  </u> [略]
<b>第7節 コンクリート</b>	<b>第7節 コンクリート</b>
<b>3－7－1 一般事項</b>	<b>3－7－1 一般事項</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
<b>3－7－2 レディーミクストコンクリート</b>	<b>3－7－2 レディーミクストコンクリート</b>
1 <u>  </u> 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、 <u>産業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</u>	1 <u>  </u> 受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合には、 <u>工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定し、JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）に適合するものを用いなければならない。</u>
2 <u>  </u> 受注者は、 <u>本条第1に規定する工場</u> で製造され、 <u>JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合</u> 、 <u>工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書</u> を整備及び保管し、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。	2 <u>  </u> 受注者は、 <u>工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）</u> で製造され、 <u>JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）</u> により粗骨材最大寸法、空気量、スランプ、水セメント比及び呼び強度等が指定される <u>レディーミクストコンクリート</u> については、 <u>配合に臨場するとともに、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する確認資料</u> を整備・保管し、監督職員から請求があった場合は遅滞なく提示するとともに、検査時までに監督職員へ提出しなければならない。
3 <u>  </u> 受注者は、本条第1に規定するレディーミクストコンクリートを用いることが困難な場合には、 <u>配合試験に立会するとともに、選定する工場が、設計図書に指定する品質が得られることを確認出来る資料</u> を監督職員に提出し、確認を得なければならない。	3 <u>  </u> 受注者は、本条第1 <u>  </u> に規定するレディーミクストコンクリートを用いることが困難な場合には、選

改 正 後	現 行
<p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査、<u>管理等</u>の技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐し、配合設計、品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>	<p>定する工場が、設計図書に指定する品質が得られることを確認出来る資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査<u>及び</u><u>管理など</u>の技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計<u>及び</u>品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p>
<p>4 受注者は、<u>本条第1に規定する工場</u>でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及び本条1に規定する工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合、設計図書、本章「3-7-3 配合」及び「3-7-4 材料の計量」の規定によるとともに、配合試験に立会し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	<p>4 受注者は、<u>工業標準化法に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JISマーク表示認証製品を製造している工場）</u>でない工場で製造したレディーミクストコンクリート及び本条1に規定する工場であってもJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）以外のレディーミクストコンクリートを用いる場合には、設計図書<u>及び</u>本章「3-7-3 配合」及び「3-7-4 材料の計量」の規定によるとともに、配合に臨場し、製造工場の材料試験結果、配合の決定に関する資料を監督職員に提出し、確認を得なければならない。</p>
<p>5 [略]</p>	<p>5 [略]</p>
<p>6 [略]</p>	<p>6 [略]</p>
<p><b>3-7-3 配合</b></p>	<p><b>3-7-3 配合</b></p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 [略]</p>	<p>3 [略]</p>
<p><b>3-7-4 材料の計量</b></p>	<p><b>3-7-4 材料の計量</b></p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 受注者は、各材料を<u>バッチ分ずつ</u>質量で計量しなければならない。</p>	<p>3 受注者は、各材料を<u>一練り分毎に</u>質量で計量しなければならない。</p>
<p>ただし、水及び混和剤溶液は、<u>表3-7-1に示した許容差内である場合</u>、容積で計量してもよい。</p>	<p>ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。なお、<u>一練り</u>の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p>
<p>なお、<u>バッチ</u>の量は、工事の種類、コンクリートの打込み量、練り混ぜ設備、運搬方法等を考慮して、これを定めなければならない。</p>	
<p><b>3-7-5 材料の貯蔵</b></p>	<p><b>3-7-5 材料の貯蔵</b></p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p><b>3-7-6 練り混ぜ</b></p>	<p><b>3-7-6 練り混ぜ</b></p>
<p>1 [略]</p>	<p>1 [略]</p>

改 正 後	現 行
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
<b>3－7－7 塩化物含有量の限度</b>	<b>3－7－7 塩化物含有量の限度</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
<b>3－7－8 打込み準備</b>	<b>3－7－8 打込み準備</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
<b>3－7－9 アルカリ骨材抑制対策</b>	<b>3－7－9 アルカリ骨材抑制対策</b>
(1)～(2) [略]	(1)～(2) [略]
(3) 安全と認められる骨材の使用	(3) 安全と認められる骨材の使用
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<b>3－7－10 コンクリート打込み</b>	<b>3－7－10 コンクリート打込み</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]
8 <u>  </u> [略]	8 <u>  </u> [略]
9 <u>  </u> 受注者は、コンクリートを <u>二</u> 層以上に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、 <u>上下層</u> が一体となるように施工しなければならない。	9 <u>  </u> 受注者は、コンクリートを <u>2</u> 層以上に分けて打込む場合、原則、下層のコンクリートが固まり始める前に上層のコンクリートを打込み、 <u>上層と下層</u> が一体となるように施工しなければならない。
10 <u>  </u> [略]	10 <u>  </u> [略]
11 <u>  </u> [略]	11 <u>  </u> [略]
<b>3－7－11 養 生</b>	<b>3－7－11 養 生</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]

改 �正 後	現 行																																
<p style="text-align: center;">表 3-7-2 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>高炉セメントB種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15°C以上</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10°C以上</td> <td>9日</td> <td>7日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5°C以上</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2寒中コンクリートによる。</p> <p style="color: red; text-align: center;"><u>3 中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-7-2に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p><b>3-7-12 繼目</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]      5 <u>  </u> [略]      6 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-7-13 表面仕上げ</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-7-14 [略]</b></p> <p><b>第8節 型枠及び支保</b></p> <p><b>3-8-1 一般事項</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-8-2 型枠</b></p>	日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	15°C以上	7日	5日	3日	10°C以上	9日	7日	4日	5°C以上	12日	9日	5日	<p style="color: red; text-align: center;"><u>3. 中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-7-2に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">表 3-7-2 コンクリートの標準養生期間</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>日平均気温</th> <th>高炉セメントB種</th> <th>普通ポルトランドセメント</th> <th>早強ポルトランドセメント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15°C以上</td> <td>7日</td> <td>5日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>10°C以上</td> <td>9日</td> <td>7日</td> <td>4日</td> </tr> <tr> <td>5°C以上</td> <td>12日</td> <td>9日</td> <td>5日</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">注) 寒中コンクリートの場合は、本章3-10-2寒中コンクリートによる。</p> <p><b>3-7-12 繼目</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]      5 <u>  </u> [略]      6 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-7-13 表面仕上げ</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-7-14 [略]</b></p> <p><b>第8節 型枠及び支保</b></p> <p><b>3-8-1 一般事項</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-8-2 型枠</b></p>	日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	15°C以上	7日	5日	3日	10°C以上	9日	7日	4日	5°C以上	12日	9日	5日
日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント																														
15°C以上	7日	5日	3日																														
10°C以上	9日	7日	4日																														
5°C以上	12日	9日	5日																														
日平均気温	高炉セメントB種	普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント																														
15°C以上	7日	5日	3日																														
10°C以上	9日	7日	4日																														
5°C以上	12日	9日	5日																														

改 正 後	現 行
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。  なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面に残してはならない。	3 <u>  </u> 受注者は、型枠を締付けるに当たり、ボルト又は棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。  なお、これらの締付け金物を型枠取り外し後、コンクリート表面( <u>コンクリート表面から2.5cmの間にあるボルト、棒鋼等を含む</u> )に残してはならない。
4 <u>  </u> 受注者は、型枠穴の補修に当たり、本体コンクリートと同等以上の品質を有するモルタル等で埋める 鋼材腐食防止対策を講ずるものとし、特に水密性を要する構造物では弱点とならないように入念に施工を行う。その内容は施工計画書に記載しなければならない。	[新設]
5 <u>  </u> 受注者は、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編1－1－39 環境対策4 <u>  </u> (2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督職員へ提出しなければならない。  なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。	4 <u>  </u> 受注者は、「グリーン購入法」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に定める特定調達品目の合板型枠を積極的に使用するものとし、これを使用する場合には、第1編1－1－39 環境対策4 <u>  </u> (2)に示す「特定調達品目の判断の基準」の要件を満たしていることを示す認証マーク等の写真を撮影し、工事完了までに監督職員へ提出しなければならない。  なお、流用等により認証マーク等が確認できない合板型枠を使用する場合は、監督職員と協議するものとする。
<b>3－8－3 支 保</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]	<b>3－8－3 支 保</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]
<b>第9節 鉄 筋</b>	<b>第9節 鉄 筋</b>
<b>3－9－1 鉄筋の加工</b>	<b>3－9－1 鉄筋の加工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]
<b>3－9－2 鉄筋の組立</b>	<b>3－9－2 鉄筋の組立</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]

改 正 後	現 行
<p>3 <u>  </u> [略]          4 <u>  </u> [略]          5 <u>  </u> [略]          6 <u>  </u> [略]          7 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3－9－3 鉄筋の継手</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]          2 <u>  </u> [略]          3 <u>  </u> [略]          4 <u>  </u> [略]          5 <u>  </u> [略]          6 <u>  </u> [略]          7 <u>  </u> 受注者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。          (1) [略]          (2) 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部<u>を切断する場合</u>、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を<u>使用しなければならない</u>。              自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。              ただし、既に直角かつ平滑である場合<u>又は</u>鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の<u>汚損</u>を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、鏽、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。          (3) [略]          (4) 鉄筋軸方向の最終加圧力は、母材断面積当たり30Mpa以上とする。              圧接部の膨らみの直径は、鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋径）の1.4倍以上、膨らみの長さは<u>1.1倍以上とし、その形状はなだらかとなるようにしなければならない</u>。              なお、SD490の圧接を行う場合、圧接部の膨らみの直径は鉄筋径の1.5倍以上、膨らみの長さは1.2倍以上とし、その形状はなだらかとなるようにしなければならない。          (5)～(7) [略]          8 <u>  </u> [略]</p>	<p>3 <u>  </u> [略]          4 <u>  </u> [略]          5 <u>  </u> [略]          6 <u>  </u> [略]          7 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3－9－3 鉄筋の継手</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]          2 <u>  </u> [略]          3 <u>  </u> [略]          4 <u>  </u> [略]          5 <u>  </u> [略]          6 <u>  </u> [略]          7 <u>  </u> 受注者は、圧接に当たり、次によるほか、有害な欠陥のないようにしなければならない。          (1) [略]          (2) 受注者は、圧接しようとする鉄筋の両端部<u>は</u>、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を<u>使用して切断しなければならない</u>。自動ガス圧接の場合、チップソーを合わせて使用するものとする。ただし、既に直角かつ平滑である場合<u>や</u>鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の<u>汚損等</u>を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、<u>さび、油脂圧接面は、圧接作業前にグラインダー等でその端部が直角で平滑となるように仕上げるとともに</u>、鏽、油脂、塗料、セメントペースト、その他の有害な付着物を完全に除去しなければならない。          (3) [略]          (4) 鉄筋軸方向の最終加圧力は、母材断面積当たり30Mpa以上とする。              圧接部の膨らみの直径は、鉄筋径（径の異なる場合は細い方の鉄筋径）の1.4倍以上、膨らみの長さはなお、SD490の圧接を行う場合、圧接部の膨らみの直径は鉄筋径の1.5倍以上、膨らみの長さは1.2倍以上とし、その形状はなだらかとなるようにしなければならない。</p>

改 正 後	現 行
9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略]	9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略]
11 <u>  </u> 受注者は、ガス圧接部の検査について、本条7 <u>  </u> (4)から(6)までの圧接部及び折れ曲がり、その他有害と認められる欠陥による再圧接部について外観検査及び超音波深傷検査を鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事に基づき実施するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。  なお、超音波深傷試験の方法は、J I S Z 3062 鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波深傷試験方法及び判定基準によるものとする。  ただし、この方法によりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。	11 <u>  </u> 受注者は、ガス圧接部の検査について、本条7 <u>  </u> (4)から(6)までの圧接部及び折れ曲がり、その他有害と認められる欠陥による再圧接部について外観検査及び超音波深傷検査を鉄筋継手工事標準仕様書 ガス圧接継手工事に基づき実施するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。  なお、超音波深傷試験の方法は、J I S Z 3062 鉄筋コンクリート用異形棒鋼ガス圧接部の超音波深傷試験方法及び判定基準によるものとする。  ただし、この方法によりがたい場合は、監督職員の承諾を得るものとする。
<b>第10 節 特殊コンクリート</b>	<b>第10 節 特殊コンクリート</b>
<b>3-10-1 暑中コンクリート</b>	<b>3-10-1 暑中コンクリート</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>3-10-2 寒中コンクリート</b>	<b>3-10-2 寒中コンクリート</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]
<b>3-10-3 水中コンクリート</b>	<b>3-10-3 水中コンクリート</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート</b>	<b>3-10-4 海水の作用を受けるコンクリート</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>3-10-5 [略]</b>	<b>3-10-5 [略]</b>

改正後	現行
<b>3-10-6 マスコンクリート</b> 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略]	<b>3-10-6 マスコンクリート</b> 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略]
<b>第11節 一般舗装工</b>	<b>第11節 一般舗装工</b>
<b>3-11-1 一般事項</b> 1 <u> </u> [略]	<b>3-11-1 一般事項</b> 1 <u> </u> [略]
<b>3-11-2 舗装準備工</b> 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略]	<b>3-11-2 舗装準備工</b> 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略]
<b>3-11-3 アスファルト舗装工</b> 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略]	<b>3-11-3 アスファルト舗装工</b> 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 (1)～(7) [略] (8) 気象条件による施工制約は、本章3-13-2路床安定処理工9 <u> </u> の規定によるものとする。 (9) 受注者は、本項(2)から(7)により決定したセメント及び石灰の配合量に基づき、設計図書に示す次のいずれかの方式により混合を行うものとするが、いずれによるかは設計図書によるものとする。 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略]	3 <u> </u> セメント及び石灰安定処理工の施工は、次によるものとする。 (1)～(7) [略] (8) 気象条件による施工制約は、本章3-13-2路床安定処理工9 <u> </u> の規定によるものとする。 (9) 受注者は、本項(2)から(7)により決定したセメント及び石灰の配合量に基づき、設計図書に示す次のいずれかの方式により混合を行うものとするが、いずれによるかは設計図書によるものとする。 <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略]
(10)～(18) [略] 4 <u> </u> 瀝青安定処理工は、次に示すほか本条3.に準じて施工しなければならない。 (1) 受注者は、設計図書に示す次のいずれかの各方式により混合を行うものとする。	(10)～(18) [略] 4 <u> </u> 瀝青安定処理工は、次に示すほか本条3.に準じて施工しなければならない。 (1) 受注者は、設計図書に示す次のいずれかの各方式により混合を行うものとする。

改正後	現行
<u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略]	<u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略]
(2) ~ (4) [略]	(2) ~ (4) [略]
5 <u>基層及び表層</u> (1) [略] (2) 加熱混合式	5 <u>基層及び表層</u> (1) [略] (2) 加熱混合式
<u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略]	<u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> 受 [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] <u>7)</u> [略]
(3) 常温混合式 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略]	(3) 常温混合式 <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略]
(4) 浸透式 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略]	(4) 浸透式 <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>④</u> [略]

改 正 後	現 行
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
<u>オ</u> [略]	<u>5)</u> [略]
<u>カ</u> [略]	<u>6)</u> [略]
<u>キ</u> シールコートの施工は、本項（3）常温混合式 <u>カ</u> に準じて行わなければならない。	<u>7)</u> シールコートの施工は、本項（3）常温混合式 <u>6)</u> に準じて行わなければならない。
(5) プライムコート	(5) プライムコート
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
<u>オ</u> [略]	<u>5)</u> [略]
<u>カ</u> [略]	<u>6)</u> [略]
<u>キ</u> [略]	<u>7)</u> [略]
<u>ク</u> [略]	<u>8)</u> [略]
(6) タックコート	(6) タックコート
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
(7) シールコート	(7) シールコート
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
<u>オ</u> [略]	<u>5)</u> [略]
<u>カ</u> [略]	<u>6)</u> [略]
<u>キ</u> [略]	<u>7)</u> [略]
<u>ク</u> [略]	<u>8)</u> [略]

改 正 後	現 行
<u>ケ</u> [略]	<u>9)</u> [略]
(8) 受注者は、以下のように混合物の敷均しを行わなければならない。	(8) 受注者は、以下のように混合物の敷均しを行わなければならない。
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
(9) [略]	(9) [略]
<b>3-11-4 コンクリート舗装工</b>	<b>3-11-4 コンクリート舗装工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]
8 <u>  </u> [略]	8 <u>  </u> [略]
9 <u>  </u> [略]	9 <u>  </u> [略]
10 <u>  </u> [略]	10 <u>  </u> [略]
11 <u>  </u> [略]	11 <u>  </u> [略]
12 <u>  </u> [略]	12 <u>  </u> [略]
13 <u>  </u> [略]	13 <u>  </u> [略]
14 <u>  </u> [略]	14 <u>  </u> [略]
15 <u>  </u> [略]	15 <u>  </u> [略]
16 <u>  </u> [略]	16 <u>  </u> [略]
17 <u>  </u> [略]	17 <u>  </u> [略]
18 <u>  </u> [略]	18 <u>  </u> [略]
19 <u>  </u> [略]	19 <u>  </u> [略]
20 <u>  </u> [略]	20 <u>  </u> [略]
21 <u>  </u> [略]	21 <u>  </u> [略]

改正後	現行								
22 <u>  </u> [略] 23 <u>  </u> [略] 24 <u>  </u> [略] 25 <u>  </u> [略] 26 <u>  </u> [略] 27 <u>  </u> [略]	22 <u>  </u> [略] 23 <u>  </u> [略] 24 <u>  </u> [略] 25 <u>  </u> [略] 26 <u>  </u> [略] 27 <u>  </u> [略]								
<b>3-11-5 砂利舗装工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	<b>3-11-5 砂利舗装工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]								
<b>第12節 安全施設工</b>  <b>3-12-1 [略]</b>  <b>3-12-2 安全施設工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> 受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト <u>  </u> ナットで十分締付けなければならない。 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> 受注者は、ボルト <u>  </u> ナット等の金具類の規格、塗装等が設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> 受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛めっき仕様等が設計図書に示されていない場合、表3-12-1 又は同等以上の製品とする。	<b>第12節 安全施設工</b>  <b>3-12-1 [略]</b>  <b>3-12-2 安全施設工</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> 受注者は、ガードレールのビームを取付ける場合、自動車進行方向に対してビーム端の小口が見えないように重ね合わせ、ボルト <u>  </u> ナットで十分締付けなければならない。 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> 受注者は、ボルト <u>  </u> ナット等の金具類の規格、塗装等が設計図書に示されていない場合は、監督職員と協議しなければならない。 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> 受注者は、ネットフェンス設置に当たり、胴材、胴縁、金具、網材の溶融亜鉛めっき仕様等が設計図書に示されていない場合、表3-12-1 又は同等以上の製品とする。								
表 3-12-1 溶融亜鉛めっき等の仕様									
塗装仕様	柱材、胴縁	金 具	網線材径	網目	塗装仕様	柱材、胴縁	金 具	網線材径	網目

改 正 後					現 行				
			mm	mm				mm	mm
溶融亜鉛めつき	HD Z <u>T 56-56 μm</u>	HD Z <u>T 49</u>	3.2	56	溶融亜鉛めつき	HD Z <u>40-400 g/m<sup>2</sup></u>	HD Z <u>35</u>	3.2	56
塩ビ被覆	HD Z <u>T 56-56 μm</u>	HD Z <u>T 49</u>	3.2	50	塩ビ被覆	HD Z <u>40-400 g/m<sup>2</sup></u>	HD Z <u>35</u>	3.2	50
めっき着色塗装	HD Z <u>T 56-56 μm</u>	HD Z <u>T 49</u>	3.2	56	めっき着色塗装	HD Z <u>40-400 g/m<sup>2</sup></u>	HD Z <u>35</u>	3.2	56

### 第13節 地盤改良工

#### 3-13-1 一般事項

- 1    [略]  
2    [略]  
3    [略]

#### 3-13-2 路床安定処理工

- 1    [略]  
2    [略]  
3    [略]  
4    [略]  
5    [略]  
6    [略]  
7    [略]  
8    [略]  
9    [略]

#### 3-13-3 サンドマット工

- 1    [略]  
2    [略]

#### 3-13-4 パーチカルドレーン工

- 1    [略]

### 第13節 地盤改良工

#### 3-13-1 一般事項

- 1    [略]  
2    [略]  
3    [略]

#### 3-13-2 路床安定処理工

- 1    [略]  
2    [略]  
3    [略]  
4    [略]  
5    [略]  
6    [略]  
7    [略]  
8    [略]  
9    [略]

#### 3-13-3 サンドマット工

- 1    [略]  
2    [略]

#### 3-13-4 パーチカルドレーン工

- 1    [略]

改 正 後	現 行
2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]
<b>3-13-5 締固め改良工</b>	<b>3-13-5 締固め改良工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]
<b>3-13-6 固結工</b>	<b>3-13-6 固結工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略]
10 <u>  </u> 受注者は、薬液注入を行う前に、工法及び材料について、監督職員の承諾を得るものとする。	10 <u>  </u> 受注者は、薬液注入を行う前に、工法及び材料について、監督職員の承諾を得るものとする。
(1) 工法関係	(1) 工法関係
<u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略]	<u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略]
(2) 材料関係	(2) 材料関係
<u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略]	<u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略]

改正後	現行
<b>3-13-7 置換工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略] 3 ____ [略]	<b>3-13-7 置換工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略] 3 ____ [略]
<b>第14節 防食対策工</b> <b>3-14-1 一般事項</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略] 3 ____ [略]	<b>第14節 防食対策工</b> <b>3-14-1 一般事項</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略] 3 ____ [略]
<b>3-14-2 防食対策工</b> 1 ____ [略] 2 ____ コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、 <a href="#">長寿命形水道用ジョイントコート（WSP 012）</a> 又は、 <a href="#">水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）</a> によるものとする。 3 ____ [略] 4 ____ [略] 5 ____ [略] 6 ____ [略]	<b>3-14-2 防食対策工</b> 1 ____ [略] 2 ____ コンクリート構造物より10m以内における埋設鋼管の現場溶接部の外面塗覆装は、 <a href="#">水道用塗覆装鋼管</a> <a href="#">ジョイントコート（WSP 012）</a> 又は、 <a href="#">水輸送用塗覆装鋼管－第3部：長寿命形外面プラスチック被覆（JIS G 3443-3）</a> によるものとする。 3 ____ [略] 4 ____ [略] 5 ____ [略] 6 ____ [略]
<b>第15節 耕地復旧工</b> <b>3-15-1 一般事項</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略] 3 ____ [略]	<b>第15節 耕地復旧工</b> <b>3-15-1 一般事項</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略] 3 ____ [略]
<b>3-15-2 水田復旧工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略]	<b>3-15-2 水田復旧工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略]

改正後	現行
<p>3 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-15-3 煙地復旧工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> [略]</p>	<p>3 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-15-3 煙地復旧工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>第16節 水路復旧工</b></p> <p><b>3-16-1 [略]</b></p> <p><b>3-16-2 土水路工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-16-3 プレキャスト水路工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> [略]</p> <p>3 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>第16節 水路復旧工</b></p> <p><b>3-16-1 [略]</b></p> <p><b>3-16-2 土水路工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> 受 [略]</p> <p><b>3-16-3 プレキャスト水路工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> [略]</p> <p>3 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>第17節 道路復旧工</b></p> <p><b>3-17-1 ~ 3-17-7 [略]</b></p> <p><b>3-17-8 道路用側溝工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-17-9 安全施設工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-17-10 [略]</b></p> <p><b>3-17-11 縁石工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>第17節 道路復旧工</b></p> <p><b>3-17-1 ~ 3-17-7 [略]</b></p> <p><b>3-17-8 道路用側溝工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-17-9 安全施設工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-17-10 [略]</b></p> <p><b>3-17-11 縁石工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]</p> <p>2 <u>  </u> [略]</p>

改正後	現行
<b>第18節 用地境界杭工</b>	<b>第18節 用地境界杭工</b>
<b>3-18-1 一般事項</b>	<b>3-18-1 一般事項</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>3-18-2 境界杭</b>	<b>3-18-2 境界杭</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>第19節 構造物撤去工</b>	<b>第19節 構造物撤去工</b>
<b>3-19-1 ~ 3-19-2 [略]</b>	<b>3-19-1 ~ 3-19-2 [略]</b>
<b>3-19-3 取壊し工</b>	<b>3-19-3 構造物取壊し工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]
<b>3-19-4 道路施設撤去工</b>	<b>3-19-4 道路施設撤去工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>3-19-5 運搬処理工</b>	<b>3-19-5 運搬処理工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]

改正後	現行
<b>第20節 仮設工</b>	<b>第20節 仮設工</b>
<b>3-20-1 一般事項</b>	<b>3-20-1 一般事項</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>3-20-2 仮設道路工</b>	<b>3-20-2 仮設道路工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略]
<b>3-20-3 仮橋工</b>	<b>3-20-3 仮橋工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]
<b>3-20-4 仮廻し水路工</b>	<b>3-20-4 仮廻し水路工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]

改 正 後	現 行
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]
8 <u>  </u> [略]	8 <u>  </u> [略]
<b>3-20-5 仮設土留、仮締切工</b>	<b>3-20-5 仮設土留、仮締切工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]
8 <u>  </u> [略]	8 <u>  </u> [略]
9 <u>  </u> [略]	9 <u>  </u> [略]
10 <u>  </u> [略]	10 <u>  </u> [略]
11 <u>  </u> [略]	11 <u>  </u> [略]
12 <u>  </u> [略]	12 <u>  </u> [略]
13 <u>  </u> [略]	13 <u>  </u> [略]
14 <u>  </u> [略]	14 <u>  </u> [略]
15 <u>  </u> [略]	15 <u>  </u> [略]
16 <u>  </u> [略]	16 <u>  </u> [略]
17 <u>  </u> [略]	17 <u>  </u> [略]
18 <u>  </u> [略]	18 <u>  </u> [略]
19 <u>  </u> [略]	19 <u>  </u> [略]
20 <u>  </u> [略]	20 <u>  </u> [略]
21 <u>  </u> [略]	21 <u>  </u> [略]
22 <u>たて込み簡易土留の施工</u>	22 <u>たて込み簡易土留の施工</u>
(1) [略]	(1) [略]
(2) 受注者は、スライドレール方式により施工する場合、次の手順で施工しなければならない。	(2) 受注者は、スライドレール方式により施工する場合、次の手順で施工しなければならない。

改 正 後	現 行
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> 前 <u>イ</u> から <u>ウ</u> を所定の掘削深まで繰り返し施工する。	<u>4)</u> 前 <u>2)</u> から <u>3)</u> を所定の掘削深まで繰り返し施工する。
(3) 受注者は、縦梁プレート方式により施工する場合、次の手順で施工しなければならない。	(3) 受注者は、縦梁プレート方式により施工する場合、次の手順で施工しなければならない。
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> 前 <u>ア</u> から <u>ウ</u> を所定の掘削深まで繰り返し施工する。	<u>3)</u> 前 <u>1)</u> から <u>2)</u> を所定の掘削深まで繰り返し施工する。
(4) ~ (11) [略]	(4) ~ (11) [略]
(12) 受注者は、たて込み簡易土留による掘削部の埋戻しについて、埋戻し <u>一層ごとに</u> に、埋戻し土の投入敷均し、パネルの引抜き、締固めの順に繰り返し施工しなければならない。	(12) 受注者は、たて込み簡易土留による掘削部の埋戻しについて、埋戻し <u>1層毎に</u> に、埋戻し土の投入敷均し、パネルの引抜き、締固めの順に繰り返し施工しなければならない。
(13) ~ (14) [略]	(13) ~ (14) [略]
23_ [略]	23_ [略]
24_ [略]	24_ [略]
25_ [略]	25_ [略]
26_ [略]	26_ [略]
<b>3-20-6 排水処理工</b>	<b>3-20-6 排水処理工</b>
1_ [略]	1_ [略]
2_ 受注者は、本条1_の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。	2_ 受注者は、本条1_の現象による法面や掘削地盤面の崩壊を招かぬように管理しなければならない。
3_ [略]	3_ [略]
4_ [略]	4_ [略]
5_ [略]	5_ [略]
6_ [略]	6_ [略]
<b>3-20-7 電力設備工</b>	<b>3-20-7 電力設備工</b>
1_ [略]	1_ [略]
2_ [略]	2_ [略]
3_ [略]	3_ [略]
4_ [略]	4_ [略]

改 �正 後	現 行
<p><b>3-20-8 橋梁仮設工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]      5 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-20-9 トンネル仮設備工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]      5 <u>  </u> [略]      6 <u>  </u> [略]      7 <u>  </u> [略]      8 <u>  </u> [略]</p> <p>9 <u>受注者は、粉じん作業を行う坑内作業場（ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業を行うものに限る。）について、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。</u>      この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（厚生労働省令和2年7月）」に定める「空気中の粉じん濃度等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レベルは<u>2mg/m<sup>3</sup></u>以下とする。  <u>ただし、中小断面のトンネル等で2mg/m<sup>3</sup>を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督職員と協議のうえ可能な限り、2mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。</u>      なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置（より効果的な換気方式への変更、集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。</p>	<p><b>3-20-8 橋梁仮設工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]      5 <u>  </u> [略]</p> <p><b>3-20-9 トンネル仮設備工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]      5 <u>  </u> [略]      6 <u>  </u> [略]      7 <u>  </u> [略]      8 <u>  </u> [略]</p> <p>9 <u>受注者は、換気の実施等の効果を確認するに当たり、ずい道等の長さが短いこと等により、空気中の粉じん濃度の測定が著しく困難である場合を除き、半月以内ごとに1回、定期に定められた方法に従って、空気中の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度の測定は「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（厚生労働省平成20年2月）」に定める「換気の実施等の効果を確認するための空気の粉じん濃度、風速等の測定方法」によるものとし、粉じん濃度（吸入性粉じん濃度）の目標レベルは3mg/m<sup>3</sup>以下とするが、中小断面のトンネル等で3mg/m<sup>3</sup>を達成するために必要な大きさ（口径）の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、監督職員と協議のうえ可能な限り、3mg/m<sup>3</sup>に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定することとする。</u>      なお、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、換気装置の風量の増加その他必要な措置（集じん装置による集じんの実施、作業工程又は作業方法の改善、風管の設置方法の改善、粉じん抑制剤の使用等）を講じなければならない。</p>

改 正 後	現 行
また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。	また、粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。
10 <u>  </u> [略]	10 <u>  </u> [略]
11 <u>  </u> [略]	11 <u>  </u> [略]
12 <u>  </u> [略]	12 <u>  </u> [略]
13 <u>  </u> [略]	13 <u>  </u> [略]
14 <u>  </u> [略]	14 <u>  </u> [略]
15 <u>  </u> [略]	15 <u>  </u> [略]
16 <u>  </u> [略]	16 <u>  </u> [略]
17 受注者は、 <u>坑内作業場で</u> 労働者を従事させる場合には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（動力 <u>及び発破</u> を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあっては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させなければならない。	17 受注者は、 <u>坑内の作業に</u> 労働者を従事させる場合には、坑内において、常時、防じんマスク、電動ファン付き呼吸用保護具等有効な呼吸用保護具（動力を用いて掘削する場所における作業、動力を用いてずりを積み込み若しくは積み卸す場所における作業又はコンクリート等を吹き付ける場所における作業にあっては、電動ファン付き呼吸用保護具に限る。）を使用させなければならない。
<b>3-20-10 防塵対策工</b>	<b>3-20-10 防塵対策工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
<b>3-20-11 足場工</b>	<b>3-20-11 足場工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
<b>第21節 共通仮設費</b>	<b>第21節 共通仮設費</b>
<b>3-21-1 一般事項</b>	<b>3-21-1 一般事項</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
<b>3-21-2 事業損失防止費</b>	<b>3-21-2 事業損失防止費</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]

改 正 後	現 行
5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]
<b>3-21-3 技術管理費</b>	<b>3-21-3 技術管理費</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> パイプラインの管継目試験  (1) 受注者は、呼び径900 mm以上のソケットタイプの継手について、管の接合と並行し埋戻完了後に、 テストバンドによる継目試験を全ての箇所で行わなければならない。  なお、以下に示す箇所等、通常の試験の実施が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。	3 <u>  </u> パイプラインの管継目試験  (1) 受注者は、呼び径900 mm以上のソケットタイプの継手について、管の接合と並行し埋戻完了後に、 テストバンドによる継目試験を全ての箇所で行わなければならない。  なお、以下に示す箇所等、通常の試験の実施が困難な場合は、監督職員と協議するものとする。
ア <u>  </u> [略]	1) <u>  </u> [略]
イ <u>  </u> [略]	2) <u>  </u> [略]
ウ <u>  </u> [略]	3) <u>  </u> [略]
エ <u>  </u> [略]	4) <u>  </u> [略]
(2) ~ (3) [略]	(2) ~ (3) [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]

改 正 後	現 行
(1) [略]	(1) [略]
(2) 整地工における作業工程は、以下の工程を標準とする。	(2) 整地工における作業工程は、以下の工程を標準とする。
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
3 石礫等の処理	3 石礫等の処理
(1) 受注者は、ほ場面に露出している石礫の処理について、次により行うものとし、やむを得ず地区外に処理しなければならないときは、監督職員の承諾を得るものとする。	(1) 受注者は、ほ場面に露出している石礫の処理について、次により行うものとし、やむを得ず地区外に処理しなければならないときは、監督職員の承諾を得るものとする。
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
(2) [略]	(2) [略]
4 [略]	4 [略]
<b>第3節 整地工</b>	<b>第3節 整地工</b>
<b>1－3－1 整地工</b>	<b>1－3－1 整地工</b>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 [略]	4 [略]
5 [略]	5 [略]
6 [略]	6 [略]
<b>1－3－2 ~ 1－3－3 [略]</b>	<b>1－3－2 ~ 1－3－3 [略]</b>
<b>1－3－4 暗渠排水工</b>	<b>1－3－4 暗渠排水工</b>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
<b>1－3－5 ~ 1－3－7 [略]</b>	<b>1－3－5 ~ 1－3－7 [略]</b>
<b>1－3－8 取壊し工</b>	<b>1－3－8 構造物取壊し工</b>

改 正 後	現 行
構造物の取壊しの施工に当たっては、第1編3-19-3 取壊し工の規定によるものとする。	構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。
<b>第4節 用水路工（開水路）</b>	<b>第4節 用水路工（開水路）</b>
1-4-1 ~ 1-4-3 [略]	1-4-1 ~ 1-4-3 [略]
<b>1-4-4 用水路工</b>	<b>1-4-4 用水路工</b>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 [略]	4 [略]
5 [略]	5 [略]
6 [略]	6 [略]
7 [略]	7 [略]
1-4-5 ~ 1-4-6 [略]	1-4-5 ~ 1-4-6 [略]
<b>第5節 [略]</b>	<b>第5節 [略]</b>
<b>第6節 排水路工</b>	<b>第6節 排水路工</b>
1-6-1 ~ 1-6-3 [略]	1-6-1 ~ 1-6-3 [略]
<b>1-6-4 排水路工</b>	<b>1-6-4 排水路工</b>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 [略]	4 [略]
5 [略]	5 [略]
6 [略]	6 [略]
7 [略]	7 [略]
1-6-5 [略]	1-6-5 [略]

改正後	現行
<b>第7節 [略]</b>	<b>第7節 [略]</b>
<b>第2章 農用地造成工事</b>	<b>第2章 農用地造成工事</b>
<b>第1節 [略]</b>	<b>第1節 [略]</b>
<b>第2節 一般事項</b>	<b>第2節 一般事項</b>
2-2-1 [略]	2-2-1 [略]
<b>2-2-2 一般事項</b>	<b>2-2-2 一般事項</b>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 [略]	4 [略]
<b>第3節 基盤工</b>	<b>第3節 基盤工</b>
2-3-1 暗渠排水工	2-3-1 暗渠排水工
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
<b>2-3-2 造成土工</b>	<b>2-3-2 造成土工</b>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 基盤整地 (1) ~ (4) [略]	4 基盤整地 (1) ~ (4) [略]
(5) 受注者は、基盤造成中に次の事項が生じた場合、監督職員と協議のうえ処理しなければならない。 ア [略] イ [略] ウ [略]	(5) 受注者は、基盤造成中に次の事項が生じた場合、監督職員と協議のうえ処理しなければならない。 1) [略] 2) [略] 3) [略]
<b>2-3-3 整形仕上げ工</b>	<b>2-3-3 整形仕上げ工</b>

改正後	現行
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>2－3－4</b> [略]	<b>2－3－4</b> [略]
<b>2－3－5 法止工</b>	<b>2－3－5 法止工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>2－3－6</b> [略]	<b>2－3－6</b> [略]
<b>第4節</b> [略]	<b>第4節</b> [略]
<b>第5節 煙面工</b>	<b>第5節 煙面工</b>
<b>2－5－1 煙面工</b>	<b>2－5－1 煙面工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>2－5－2</b> [略]	<b>2－5－2</b> [略]
<b>2－5－3 煙面暗渠排水工</b>	<b>2－5－3 煙面暗渠排水工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>第6節～第7節</b> [略]	<b>第6節～第7節</b> [略]
<b>第8節 ほ場内沈砂池工</b>	<b>第8節 ほ場内沈砂池工</b>
<b>2－8－1 ほ場内沈砂池工</b>	<b>2－8－1 ほ場内沈砂池工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]

改正後	現行
4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]
<b>第9節 防災施設工</b>	<b>第9節 防災施設工</b>
2-9-1 [略]	2-9-1 [略]
2-9-2 ほ場外沈砂池工	2-9-2 ほ場外沈砂池工
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
2-9-3 洪水調整池工	2-9-3 洪水調整池工
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]
2-9-4 ~ 2-9-6 [略]	2-9-4 ~ 2-9-6 [略]
<b>第3章 補装工事、道路改良工事</b>	<b>第3章 農道工事</b>
第1節 ~ 第2節 [略]	第1節 ~ 第2節 [略]
<b>第3節 土工</b>	<b>第3節 土工</b>
3-3-1 挖削工	3-3-1 挖削工
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
3-3-2 盛土工	3-3-2 盛土工
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]

改正後	現行
3-3-3 ~ 3-3-6 [略]	3-3-3 ~ 3-3-6 [略]
第4節 ~ 第5節 [略]	第4節 ~ 第5節 [略]
<b>第6節 摊壁工</b> 3-6-1 ~ 3-6-4 3-6-5 プレキャスト擁壁工	<b>第6節 摊壁工</b> 3-6-1 ~ 3-6-4 [略] 3-6-5 プレキャスト擁壁工
1 [略] 2 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、 <u>十分密着させ、背面土砂が吸い出されないように</u> 施工しなければならない。	1 [略] 2 受注者は、プレキャストL型擁壁、プレキャスト逆T型擁壁の目地施工において、 <u>付着、水密性を保つよう</u> 施工しなければならない。
<b>3-6-6 補強土壁工</b> 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 3-6-7 ~ 3-6-8 [略]	<b>3-6-6 補強土壁工</b> 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 3-6-7 ~ 3-6-8 [略]
第7節 [略]	第7節 [略]
<b>第8節 カルバート工</b> 3-8-1 ~ 3-8-3 [略] 3-8-4 現場打カルバート工 1 [略] 2 [略] 3-8-5 プレキャストカルバート工 1 [略]	<b>第8節 カルバート工</b> 3-8-1 ~ 3-8-3 [略] 3-8-4 現場打カルバート工 1 [略] 2 [略] 3-8-5 プレキャストカルバート工 1 [略]

改正後	現行
2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]
<b>第9節 小型水路工</b>	<b>第9節 小型水路工</b>
3-9-1 [略]	3-9-1 [略]
<b>3-9-2 側溝工</b>	<b>3-9-2 側溝工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略]
3-9-3 [略]	3-9-3 [略]
<b>3-9-4 集水樹工</b>	<b>3-9-4 集水樹工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>3-9-5 地下排水工</b>	<b>3-9-5 地下排水工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>第10節 落石防護工</b>	<b>第10節 落石防護工</b>
3-10-1 [略]	3-10-1 [略]

改正後	現行
<b>3-10-2 落石防止網工</b> 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略]	<b>3-10-2 落石防止網工</b> 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略]
<b>3-10-3 落石防止柵工</b> 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略]	<b>3-10-3 落石防止柵工</b> 1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略]
<b>第11節 構造物撤去工</b>	<b>第11節 構造物撤去工</b>
<b>3-11-1 取壊し工</b> 構造物 <u>の</u> 取壊しの施工に <u>当たって</u> は、第1編3-19-3 <u>取壊し工</u> の規定によるものとする。	<b>3-11-1 構造物取壊し工</b> 構造物取壊しの施工に <u>について</u> は、第1編3-19-3 <u>構造物取壊し工</u> の規定によるものとする。
<b>第12節 [略]</b>	<b>第12節 [略]</b>
<b>第13節 路面排水工</b>	<b>第13節 路面排水工</b>
<b>3-13-1 [略]</b>	<b>3-13-1 [略]</b>
<b>3-13-2 側溝工</b>	<b>3-13-2 側溝工</b>
1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略]
<b>3-13-3 ~ 3-13-4 [略]</b>	<b>3-13-3 ~ 3-13-4 [略]</b>
<b>第14節 付帯施設工</b>	<b>第14節 付帯施設工</b>
<b>3-14-1 ~ 3-14-2 [略]</b>	<b>3-14-1 ~ 3-14-2 [略]</b>
<b>3-14-3 標識工</b>	<b>3-14-3 標識工</b>
1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> 材料	1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> 材料
(1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。	(1) 標識工で使用する標識の品質規格は次によるものとする。

改正後							現行													
<u>ア</u> 標識板							<u>1)</u> 標識板													
(ア) [略]							① [略]													
(イ) [略]							② [略]													
(ウ) [略]							③ [略]													
(エ) [略]							④ [略]													
(オ) [略]							⑤ [略]													
(カ) [略]							⑥ [略]													
<u>イ</u> 支柱							<u>2)</u> 支柱													
(ア) [略]							① [略]													
(イ) [略]							② [略]													
(ウ) [略]							③ [略]													
(エ) [略]							④ [略]													
<u>ウ</u> 補強材及び取付金具							<u>3)</u> 補強材及び取付金具													
(ア) [略]							① [略]													
(イ) [略]							② [略]													
(ウ) [略]							③ [略]													
(エ) [略]							④ [略]													
<u>エ</u> 反射シート							<u>4)</u> 反射シート													
[略]							[略]													
表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)																				
表 3-14-1 反射性能 (反射シートの再帰反射係数)																				
<u>封入レンズ型</u>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑	<u>封入レンズ型</u>	観測角°	入射角°	白	黄	赤	青	緑					
	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0		12° (0.2°)	5°	70	50	15	4	9					
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5			30°	30	22	6	1.7	3.5					
		40°	10	7.0	2.0	0.5	1.5			40°	10	7	2	0.5	1.5					
	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0			20° (0.33°)	5°	50	35	10	2	7				
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0			30°	24	16	4	1	3					
		40°	9.0	6.0	1.8	0.4	1.2			40°	9	6	1.8	0.4	1.2					
	2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6			2.0°	5°	5	3	0.8	0.2	0.6				
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3			2.0°	30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3				
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2			2.0°	40°	1.5	1	0.3	0.06	0.2				

改正後								現行								
角広	カプセルレンズ型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	
		30°	150	100	25	11	25		30°	150	100	25	11	25		
		40°	110	70	16	8.0	16		40°	110	70	16	8	16		
		20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	
		30°	100	67	14	7.0	11		30°	100	57	14	7	11		
		40°	95	64	13	7.0	11		40°	95	54	13	7	11		
		2.0°	5°	5.0	3.0	0.8	0.2	0.6	2.0°	5°	5	3	0.8	0.2	0.6	
		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		30°	2.5	1.5	0.4	0.1	0.3		
		40°	1.5	1.0	0.3	0.06	0.2		40°	1.5	1	0.3	0.06	0.2		
角広	プリズム型	12° (0.2°)	5°	430	350	70	30	45	12° (0.2°)	5°	430	350	70	30	45	
		30°	235	190	45	16	23		30°	235	190	45	16	23		
		20° (0.33°)	5°	300	250	45	20	33	20° (0.33°)	5°	300	250	45	20	33	
		30°	150	130	20	10	18		30°	150	130	20	10	18		
		30° (0.5°)	5°	250	200	40	18	25	30° (0.5°)	5°	250	200	40	18	25	
		30°	170	140	20	12	19		30°	170	140	20	12	19		
		1.0°	5°	80	65	12	4.0	9.0	1.0°	5°	80	65	12	4	9	
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0		30°	50	40	8	2.5	5		
角広	封入プリズム型	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4.0	9.0	12° (0.2°)	5°	70	50	15	4	9	
		30°	30	22	6.0	1.7	3.5		30°	30	22	6	1.7	3.5		
		20° (0.33°)	5°	50	35	10	2.0	7.0	20° (0.33°)	5°	50	35	10	2	7	
		30°	24	16	4.0	1.0	3.0		30°	24	16	4	1	3		
		30° (0.5°)	5°	30	25	7.5	2.0	4.5	30° (0.5°)	5°	30	25	7.5	2	4.5	
		30°	15	13	4.0	1.0	2.2		30°	15	13	4	1	2.2		
		1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	1.0°	5°	20	16	5	1.2	3	
		30°	12	10	3.0	0.8	1.8		30°	12	10	3	0.8	1.8		
角広	カプセルプリズム型	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	12° (0.2°)	5°	250	170	45	20	45	
		30°	150	100	25	11	25		30°	150	100	25	11	25		
		20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	20° (0.33°)	5°	180	122	25	14	21	
		30°	100	67	14	7.0	11		30°	100	67	14	7	11		
		30° (0.5°)	5°	150	110	25	13	21	30° (0.5°)	5°	150	110	25	13	21	
		30°	72	54	13	6.0	10		30°	72	54	13	6	10		
		1.0°	5°	20	16	5.0	1.2	3.0	1.0°	5°	20	16	5	1.2	3	
		30°	12	10	3.0	0.8	1.8		30°	12	10	3	0.8	1.8		
角広	広角プリズム型	12° (0.2°)	5°	570	380	75	50	70	12° (0.2°)	5°	570	380	75	50	70	
		30°	235	190	45	16	25		30°	235	190	45	16	25		
		20° (0.33°)	5°	400	280	54	30	50	20° (0.33°)	5°	400	280	54	30	50	
		30°	170	140	20	12	19		30°	170	140	20	12	19		
		30°	5°	300	230	45	30	45	30°	5°	300	230	45	30	45	
		30°	5°	300	230	45	30	45	30°	5°	300	230	45	30	45	

改 正 後								現 行																
		(0.5 °)	30°	170	140	20	12	19			(0.5 °)	30°	170	140	20	12	19							
		1.0°	5°	120	70	14	5.0	10			1°	5°	120	70	14	5	10							
		30°	50	40	8.0	2.5	5.0				30°	50	40	8	2.5	5								
注) 試験及び測定方法は、J I S Z 9117（再帰性反射材）による。																								
(2) ~ (3) [略]								(2) ~ (3) [略]																
3 標識工																								
(1) 標識を製作する場合は以下の仕様によらなければならない。また、既製品を使用する場合はこれら仕様を満たしているものを使用しなければならない。																								
ア	[略]								1)	[略]														
イ	[略]								2)	[略]														
ウ	[略]								3)	[略]														
エ	[略]								4)	[略]														
オ	[略]								5)	[略]														
カ	[略]								6)	[略]														
キ	[略]								7)	[略]														
ク	[略]								8)	[略]														
ケ	[略]								9)	[略]														
コ	[略]								10)	[略]														
サ	[略]								11)	[略]														
シ	[略]								12)	[略]														
ス	[略]								13)	[略]														
セ	[略]								14)	[略]														
メ	受注者は、支柱素材についても前セと同様の方法で鋲止めを施すか、鋲止めペイントによる鋲止め塗装を施さなければならない。								15)	受注者は、支柱素材についても前14)と同様の方法で鋲止めを施すか、鋲止めペイントによる鋲止め塗装を施さなければならない。														
タ	受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。								16)	受注者は、支柱の上塗り塗装につや、付着性及び塗膜硬度が良好で長期にわたって変色、退色しないものを用いなければならない。														
チ	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その膜厚をJ I S H 8641(溶融亜鉛めっき) 2種の(HD Z T77) 77μm(片面の膜厚)以上としなければならない。ただ								17)	受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJ I S H 8641(溶融亜鉛めっき) 2種の(HD Z 55) 550g/m <sup>2</sup> (片面の付着量)以上としなければならない。た														

改 正 後	現 行
<p>し、厚さ 3.2mm 以上、6 mm 未満の鋼材については2種 (HDZ <u>T63</u>) <u>63 <math>\mu</math> m</u> 以上、厚さ 3.2mm 未満の鋼材については2種 (HDZ <u>T49</u>) <u>49 <math>\mu</math> m</u> (片面の<u>膜厚</u>) 以上とするものとする。</p>	<p>だし、厚さ 3.2mm 以上、6 mm 未満の鋼材については2種 (HDZ <u>45</u>) <u>450g/m<sup>2</sup></u> 以上、厚さ 3.2mm 未満の鋼材については2種 (HDZ <u>35</u>) <u>350g/m<sup>2</sup></u> (片面の<u>付着量</u>) 以上とするものとする。</p>
<p><u>ツ</u> [略]</p>	<p><u>18)</u> [略]</p>
<p><u>テ</u> [略]</p>	<p><u>19)</u> [略]</p>
<p><u>ト</u> [略]</p>	<p><u>20)</u> [略]</p>
<p><u>カ</u> [略]</p>	<p><u>21)</u> [略]</p>
<p>(2) ~ (3) [略]</p>	<p>(2) ~ (3) [略]</p>
<p><b>3-14-4 区画線工</b></p>	<p><b>3-14-4 区画線工</b></p>
<p>1 <u>  </u> [略]</p>	<p>1 <u>  </u> [略]</p>
<p>2 <u>  </u> [略]</p>	<p>2 <u>  </u> [略]</p>
<p>3 <u>  </u> [略]</p>	<p>3 <u>  </u> [略]</p>
<p>4 <u>  </u> [略]</p>	<p>4 <u>  </u> [略]</p>
<p>5 <u>  </u> [略]</p>	<p>5 <u>  </u> [略]</p>
<p>6 <u>  </u> [略]</p>	<p>6 <u>  </u> [略]</p>
<p>7 <u>  </u> [略]</p>	<p>7 <u>  </u> [略]</p>
<p>8 <u>  </u> [略]</p>	<p>8 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>3-14-5 縁石工</b></p>	<p><b>3-14-5 縁石工</b></p>
<p>1 <u>  </u> [略]</p>	<p>1 <u>  </u> [略]</p>
<p>2 <u>  </u> [略]</p>	<p>2 <u>  </u> [略]</p>
<p>3 <u>  </u> [略]</p>	<p>3 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>3-14-6 [略]</b></p>	<p><b>3-14-6 [略]</b></p>
<p><b>3-14-7 付属物工</b></p>	<p><b>3-14-7 付属物工</b></p>
<p>1 <u>  </u> [略]</p>	<p>1 <u>  </u> [略]</p>
<p>2 <u>  </u> [略]</p>	<p>2 <u>  </u> [略]</p>
<p>3 <u>  </u> [略]</p>	<p>3 <u>  </u> [略]</p>
<p>4 <u>  </u> [略]</p>	<p>4 <u>  </u> [略]</p>
<p>5 <u>  </u> [略]</p>	<p>5 <u>  </u> [略]</p>
<p>6 <u>  </u> [略]</p>	<p>6 <u>  </u> [略]</p>

改正後	現行
<b>第4章 水路トンネル工事</b> <b>第1節 [略]</b>	<b>第4章 水路トンネル工事</b> <b>第1節 [略]</b>
<b>第2節 一般事項</b> 4-2-1 [略] <b>4-2-2 一般事項</b> 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略]	<b>第2節 一般事項</b> 4-2-1 [略] <b>4-2-2 一般事項</b> 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略]
<b>第3節 [略]</b>	<b>第3節 [略]</b>
<b>第4節 構造物撤去工</b> <b>4-4-1 取壊し工</b> <p>構造物<u>の</u>取壊しの施工に<u>当たって</u>は、第1編3-19-3<u>取壊し工</u>の規定によるものとする。</p>	<b>第4節 構造物撤去工</b> <b>4-4-1 構造物取壊し工</b> <p>構造物取壊し工の施工に<u>について</u>は、第1編3-19-3<u>構造物取壊し工</u>の規定によるものとする。</p>
<b>第5節 トンネル工</b> <b>4-5-1 トンネル掘削工</b> 1 矢板工法 (1) トンネル掘削 ゼ [略] イ [略] ウ [略] ニ [略] オ [略] カ [略]	<b>第5節 トンネル工</b> <b>4-5-1 トンネル掘削工</b> 1 矢板工法 (1) トンネル掘削 1) [略] 2) [略] 3) [略] 4) [略] 5) [略] 6) [略]

改正後	現行
<u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略] <u>ケ</u> [略] <u>コ</u> [略] <u>サ</u> [略] (2) [略] (3) 支保工	<u>7)</u> [略] <u>8)</u> [略] <u>9)</u> [略] <u>10)</u> [略] <u>11)</u> [略] (2) [略] (3) 支保工
<u>ア</u> 一般事項 <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>イ</u> 鋼製支保工 <u>(ア)</u> [略] <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>(エ)</u> [略] <u>(オ)</u> [略]	<u>1)</u> 一般事項 <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>2)</u> 鋼製支保工 <u>①</u> [略] <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>④</u> [略] <u>⑤</u> [略]
2_NATM工法 (1) トンネル掘削 トンネル掘削の施工については、本条1_矢板工法（1）トンネル掘削の規定によるものとする。 (2) 坑内運搬 坑内運搬の施工については、本条1_矢板工法（2）坑内運搬の規定によるものとする。	2_NATM工法 (1) トンネル掘削 トンネル掘削の施工については、本条1_矢板工法（1）トンネル掘削の規定によるものとする。 (2) 坑内運搬 坑内運搬の施工については、本条1_矢板工法（2）坑内運搬の規定によるものとする。
(3) 支保工 <u>ア</u> 一般事項 <u>(ア)</u> 支保工の施工については、本条1_矢板工法（3）支保工の規定によるものとする。 <u>(イ)</u> [略] <u>(ウ)</u> [略] <u>イ</u> 支保工材料 <u>(ア)</u> [略]	(3) 支保工 <u>1)</u> 一般事項 <u>①</u> 支保工の施工については、本条1_矢板工法（3）支保工の規定によるものとする。 <u>②</u> [略] <u>③</u> [略] <u>2)</u> 支保工材料 <u>①</u> [略]

改 正 後	現 行
(イ) [略]	② [略]
(ウ) [略]	③ [略]
(エ) [略]	④ [略]
<u>ウ</u> 吹付けコンクリート	3) 吹付けコンクリート
(ア) [略]	① [略]
(イ) [略]	② [略]
(ウ) [略]	③ [略]
(エ) [略]	④ [略]
(オ) [略]	⑤ [略]
(カ) [略]	⑥ [略]
(キ) [略]	⑦ [略]
<u>エ</u> [略]	4) [略]
<u>オ</u> ロックボルト	5) ロックボルト
(ア) [略]	① [略]
(イ) [略]	② [略]
(ウ) [略]	③ [略]
(エ) [略]	④ [略]
(オ) [略]	⑤ [略]
(カ) [略]	⑥ [略]
<u>カ</u> 防水工	6) 防水工
(ア) [略]	① [略]
(イ) [略]	② [略]
<u>キ</u> 鋼製支保工	7) 鋼製支保工
(ア) [略]	① [略]
(イ) [略]	② [略]
(ウ) [略]	③ [略]
(エ) [略]	④ [略]

改正後	現行
1 矢板工法	1 矢板工法
(1) 一般事項	(1) 一般事項
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
(2) 型枠	(2) 型枠
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
(3) 覆工コンクリート	(3) 覆工コンクリート
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
<u>オ</u> [略]	<u>5)</u> [略]
<u>カ</u> [略]	<u>6)</u> [略]
<u>キ</u> [略]	<u>7)</u> [略]
<u>ク</u> [略]	<u>8)</u> [略]
<u>ケ</u> [略]	<u>9)</u> [略]
<u>ユ</u> [略]	<u>10)</u> [略]
(4) インバートコンクリート	(4) インバートコンクリート
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
2 NATM工法	2 NATM工法

改 正 後	現 行
(1) 一般 ア [略] イ [略] ウ [略]	(1) 一般 1) [略] 2) [略] 3) [略]
(2) 型 枠 型枠の施工については、本条1 矢板工法（2）型枠の規定によるものとする。	(2) 型 枠 型枠の施工については、本条1 矢板工法（2）型枠の規定によるものとする。
(3) 覆工コンクリート ア [略] イ [略] エ [略] エ [略] オ [略] カ [略] キ [略] ク [略]	(3) 覆工コンクリート 1) [略] 2) [略] 3) [略] 4) [略] 5) [略] 6) [略] 7) [略] 8) [略]
(4) インバートコンクリート インバートコンクリートの施工については、本条1 矢板工法（4）インバートコンクリートの規定によるものとする。	(4) インバートコンクリート インバートコンクリートの施工については、本条1 矢板工法（4）インバートコンクリートの規定によるものとする。
4-5-3 ~ 4-5-4 [略]	4-5-3 ~ 4-5-4 [略]
<b>第6節 坑門工</b> 4-6-1 [略] <b>4-6-2 コンクリート工</b> 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略]	<b>第6節 坑門工</b> 4-6-1 [略] <b>4-6-2 コンクリート工</b> 1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略]

改正後	現行
<p><b>第7節 トランジション工</b></p> <p>4-7-1 [略]</p> <p>4-7-2 トランジション工</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>第7節 トランジション工</b></p> <p>4-7-1 [略]</p> <p>4-7-2 トランジション工</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>第8節 [略]</b></p>	<p><b>第8節 [略]</b></p>
<p><b>第5章 水路工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p>	<p><b>第5章 水路工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p>
<p><b>第2節 一般事項</b></p> <p>5-2-1 [略]</p> <p>5-2-2 一般事項</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>第2節 一般事項</b></p> <p>5-2-1 [略]</p> <p>5-2-2 一般事項</p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>第3節 [略]</b></p>	<p><b>第3節 [略]</b></p>
<p><b>第4節 構造物撤去工</b></p> <p><b>5-4-1 取壊し工</b></p> <p>構造物の取壊しに当たっては、第1編3-19-3 取壊し工の規定によるものとする。</p>	<p><b>第4節 構造物撤去工</b></p> <p><b>5-4-1 構造物取壊し工</b></p> <p>構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3 構造物取壊し工の規定によるものとする。</p>

改正後	現行
<b>第5節 [略]</b>	
<b>第6節 開渠工</b>	<b>第6節 開渠工</b>
5-6-1 [略]	5-6-1 [略]
5-6-2 現場打ち開渠工	5-6-2 現場打ち開渠工
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 型枠工の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保の規定によるものとする。	4 型枠工の施工については、第1編3-8-2型枠の規定によるものとする。
5 [略]	5 [略]
5-6-3 プレキャスト開渠工	5-6-3 プレキャスト開渠工
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 [略]	4 [略]
5 [略]	5 [略]
<b>第7節 暗渠工</b>	<b>第7節 暗渠工</b>
5-7-1 [略]	5-7-1 [略]
5-7-2 現場打ち暗渠工	5-7-2 現場打ち暗渠工
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 [略]	4 [略]
5 [略]	5 [略]
5-7-3 プレキャスト暗渠工	5-7-3 プレキャスト暗渠工
1 [略]	1 [略]

改正後	現行
2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>第8節 分水工</b> <b>5-8-1</b> [略] <b>5-8-2 分水工</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> 型枠 <u>  </u> 支保 <u>及び</u> 足場の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、 <u>第1編3-20-11</u> 足場工の規定によるものとする。	<b>第8節 分水工</b> <b>5-8-1</b> [略] <b>5-8-2 分水工</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> 型枠 <u>及び</u> 支保、足場の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、 <u>第20節</u> 足場工の規定によるものとする。
<b>第9節～第10節</b> [略]	<b>第9節～第10節</b> [略]
<b>第11節擁壁工</b> <b>5-11-1</b> [略] <b>5-11-2 現場打ち擁壁工</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] <b>5-11-3 プレキャスト擁壁工</b>	<b>第11節擁壁工</b> <b>5-11-1</b> [略] <b>5-11-2 現場打ち擁壁工</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] <b>5-11-3 プレキャスト擁壁工</b>

改 正 後	現 行
<p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]  <b>5-11-4 ~ 5-11-5 [略]</b></p> <p><b>第12節 ~ 第15節 [略]</b></p> <p><b>第6章 排水路工事、河川工事</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>6-1-1 適用</b></p> <p>本章は、<u>排水路工事、河川工事</u>に係る矢板護岸工、法覆護岸その他これらに類する工種について適用するものとする。</p>	<p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]  <b>5-11-4 ~ 5-11-5 [略]</b></p> <p><b>第12節 ~ 第15節 [略]</b></p> <p><b>第6章 河川及び排水路工事</b></p> <p><b>第1節 適用</b></p> <p><b>6-1-1 適用</b></p> <p>本章は、<u>河川及び排水路工事</u>に係る矢板護岸工、法覆護岸その他これらに類する工種について適用するものとする。</p>
<p><b>第2節 ~ 第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 構造物撤去工</b></p> <p><b>6-4-1 一般事項</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]</p> <p><b>6-4-2 取壊し工</b></p> <p>構造物<u>の</u>取壊しに<u>当たって</u>は、第1編3-19-3<u>取壊し工</u>の規定によるものとする。</p>	<p><b>第2節 ~ 第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 構造物撤去工</b></p> <p><b>6-4-1 構造物取壊し工</b></p> <p><u>1. 一般事項</u>      (1) <u>  </u> [略]      (2) <u>  </u> [略]      (3) <u>  </u> [略]</p> <p><u>2. 構造物取壊し工</u></p> <p>構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3<u>構造物取壊し工</u>の規定によるものとする。</p>
<p><b>第5節 矢板護岸工</b></p> <p><b>6-5-1 [略]</b></p> <p><b>6-5-2 笠コンクリート工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>第5節 矢板護岸工</b></p> <p><b>6-5-1 [略]</b></p> <p><b>6-5-2 笠コンクリート工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]</p>

改 正 後	現 行
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
<b>6－5－3 矢板工</b>  矢板工の施工については、第1編3－4－7矢板工の規定によるものとする。	<b>6－5－3 矢板工</b>  矢板工の施工については、第1編3－4－7矢板工の規定によるものとする。
<b>第6節 法覆護岸工</b>	<b>第6節 法覆護岸工</b>
<b>6－6－1 一 般</b>	<b>6－6－1 一 般</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
<b>6－6－2 作業土工</b>	<b>6－6－2 作業土工</b>
作業土工の施工については、第1編3－3－7作業土工の規定によるものとする。	作業土工の施工については、第1編3－3－7作業土工の規定によるものとする。
<b>6－6－3 コンクリートブロック工</b>	<b>6－6－3 コンクリートブロック工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> 緑化ブロック工の施工については、第1編第3章第5節石 <u>  </u> ブロック積（張）工の規定によるものとする。	5 <u>  </u> 緑化ブロック工の施工については、第1編第3章第5節石 <u>  </u> ブロック積（張）工の規定によるものとする。
6 <u>  </u> 環境護岸ブロック工の施工については、第1編第3章第5節石 <u>  </u> ブロック積（張）工の規定によるものとする。	6 <u>  </u> 環境護岸ブロック工の施工については、第1編第3章第5節石 <u>  </u> ブロック積（張）工の規定によるものとする。
7 <u>  </u> 石張り、石積み工の施工については、第1編第3章第5節石 <u>  </u> ブロック積（張）工の規定によるものとする。	7 <u>  </u> 石張り、石積み工の施工については、第1編第3章第5節石 <u>  </u> ブロック積（張）工の規定によるものとする。
8 <u>  </u> [略]	8 <u>  </u> [略]
<b>6－6－4 多自然型護岸工</b>	<b>6－6－4 多自然型護岸工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> 木杭の施工については、第1編3－4－2既製杭工3 <u>  </u> 木杭工の規定によるものと する。	2 <u>  </u> 木杭の施工については、第1編3－4－2既製杭工3 <u>  </u> 木杭工の規定によるものと する。

改 正 後	現 行
<p>3 <u>巨石張り（積み）</u>、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第1編第3章第5節<u>石ブロック積（張）工</u>の規定によるものとする。</p>	<p>3 <u>巨石張り（積み）</u>、巨石据付及び雑割石張りの施工については、第1編第3章第5節<u>石・ブロック積（張）工</u>の規定によるものとする。</p>
<p>4 <u>〔略〕</u></p>	<p>4 <u>〔略〕</u></p>
<p>5 <u>〔略〕</u></p>	<p>5 <u>〔略〕</u></p>
<p><b>6－6－5 [略]</b></p>	<p><b>6－6－5 [略]</b></p>
<p><b>6－6－6 羽口工</b></p>	<p><b>6－6－6 羽口工</b></p>
<p>1 <u>〔略〕</u></p>	<p>1 <u>〔略〕</u></p>
<p>2 <u>〔略〕</u></p>	<p>2 <u>〔略〕</u></p>
<p>3 <u>〔略〕</u></p>	<p>3 <u>〔略〕</u></p>
<p><b>第7節 根固め工</b></p>	<p><b>第7節 根固め工</b></p>
<p><b>6－7－1 作業土工</b></p>	<p><b>6－7－1 作業土工</b></p>
<p>1 <u>〔略〕</u></p>	<p>1 <u>〔略〕</u></p>
<p>2 <u>〔略〕</u></p>	<p>2 <u>〔略〕</u></p>
<p><b>6－7－2 根固めブロック工</b></p>	<p><b>6－7－2 根固めブロック工</b></p>
<p>1 <u>〔略〕</u></p>	<p>1 <u>〔略〕</u></p>
<p>2 <u>〔略〕</u></p>	<p>2 <u>〔略〕</u></p>
<p>3 <u>〔略〕</u></p>	<p>3 <u>〔略〕</u></p>
<p>4 <u>〔略〕</u></p>	<p>4 <u>〔略〕</u></p>
<p>5 <u>〔略〕</u></p>	<p>5 <u>〔略〕</u></p>
<p>6 <u>〔略〕</u></p>	<p>6 <u>〔略〕</u></p>
<p>7 <u>〔略〕</u></p>	<p>7 <u>〔略〕</u></p>
<p>8 <u>〔略〕</u></p>	<p>8 <u>〔略〕</u></p>
<p><b>6－7－3 捨石工</b></p>	<p><b>6－7－3 捨石工</b></p>
<p>1 <u>〔略〕</u></p>	<p>1 <u>〔略〕</u></p>
<p>2 <u>〔略〕</u></p>	<p>2 <u>〔略〕</u></p>
<p>3 <u>〔略〕</u></p>	<p>3 <u>〔略〕</u></p>
<p>4 <u>〔略〕</u></p>	<p>4 <u>〔略〕</u></p>

改正後	現行
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
<b>6－7－4 沈床工</b>	<b>6－7－4 沈床工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]
8 <u>  </u> [略]	8 <u>  </u> [略]
9 <u>  </u> [略]	9 <u>  </u> [略]
10 <u>  </u> [略]	10 <u>  </u> [略]
11 <u>  </u> [略]	11 <u>  </u> [略]
12 <u>  </u> 受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条7 <u>  </u> ～11 <u>  </u> の規定により施工しな ければならない	12 <u>  </u> 受注者は、改良沈床の施工におけるその他の事項については、本条7 <u>  </u> ～11 <u>  </u> の規定により施工しな ければならない
13 <u>  </u> [略]	13 <u>  </u> [略]
<b>第8節 構渠工</b>	<b>第8節 構渠工</b>
<b>6－8－1 [略]</b>	<b>6－8－1 [略]</b>
<b>6－8－2 構渠工</b>	<b>6－8－2 構渠工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]
8 <u>  </u> [略]	8 <u>  </u> [略]

改正後	現行
<b>第9節 合流工</b>	<b>第9節 合流工</b>
<b>6-9-1 一般</b>	<b>6-9-1 一般</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]
<b>6-9-2 作業土工</b>	<b>6-9-2 作業土工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]
<b>6-9-3 ~ 6-9-5 [略]</b>	<b>6-9-3 ~ 6-9-5 [略]</b>
<b>6-9-6 合流工</b>	<b>6-9-6 合流工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略] 11 <u>  </u> [略] 12 <u>  </u> [略] 13 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略] 11 <u>  </u> [略] 12 <u>  </u> [略] 13 <u>  </u> [略]
<b>第10節 ~ 第15節 [略]</b>	<b>第10節 ~ 第15節 [略]</b>

改正後	現行
<p><b>第7章 管水路工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>7-2-1 [略]</b></p> <p><b>7-2-2 一般事項</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 布設接合</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則 74 条の 2 労働安全衛生規則第 <u>164 条 2 項及び 3 項、並びに平成 4 年 8 月 24 日付け基発第 480 号及び平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成 14 年 3 月 29 日付基安発 0329003 号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。</u></p> <p>(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、<u>基床部</u>内に捨梁を存置してはならない。</p> <p>(11)～(15) [略]</p> <p>(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等の据付に使用するボルト及ナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物部及びコンクリートに覆われる部分は F C D 製を使用するものとする。 ただし、バルブ等でフランジ [略] 継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。 また、ダクタイル鋳鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用する S、S II、N S 形継手についてはステンレスを使用するものとする。</p> <p>(17)～(18) [略]</p> <p>[削る]</p>	<p><b>第7章 管水路工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p><b>7-2-1 [略]</b></p> <p><b>7-2-2 一般事項</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 布設接合</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 受注者は、たて込み簡易土留を使用し管布設を行う場合、クレーン等安全規則 74 条の 2 及び労働安全衛生規則第 <u>164 条 2 項及び 3 項、並びに平成 4 年 8 月 24 日付け基発第 480 号及び平成 4 年 10 月 1 日付け基発第 542 号労働省労働基準局長通達、平成 14 年 3 月 29 日付基安発 0329003 号（土止め先行工法）厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達を遵守しなければならない。</u> <u>なお、管長が 5 m 以上で呼び径 700mm 以上を布設する場合、管搬入口を 30m に一箇所以上設けるものとするが、腹起こし等でこれによらない場合は、別途設計図書によるものとする。</u></p> <p>(10) 受注者は、たて込み簡易土留において捨梁を使用する場合、<u>砂基礎</u>内に捨梁を存置してはならない。</p> <p>(11)～(15) [略]</p> <p>(16) 受注者は、設計図書に示す場合を除き、管継手、バルブ、可とう管、継輪等の据付に使用するボルト及ナットは、地上露出部及び構造物内はステンレスを使用し、地下埋設物部及びコンクリートに覆われる部分は F C D 製を使用するものとする。 ただし、バルブ等でフランジ継手のものは、これに関わらず、ステンレス製を使用するものとする。 また、ダクタイル鋳鉄管のうち地殻変動が予想される管路や高度な耐震性が要求される管路に使用する S、S II、N S 形継手についてはステンレスを使用するものとする。</p> <p>(17)～(18) [略]</p> <p><u>3. 枕木及び梯子胴木基礎工</u></p> <p>(1) 受注者は、枕木基礎の高さを正確に調整した後、管を設計図書に示す位置に保持するものとし、管底が枕木に点接触することのないよう施工しなければならない。</p> <p>(2) 梯子胴木基礎における各部材は、釘、かすがい等で強固に連結し、特に胴木は、地盤の連続的な支持を得るよう相欠き又は重ね構造とし、釘、かすがい等で固定するものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p><u>3 構造物工</u></p> <p>受注者は、分水弁室工、排泥弁室工、空気弁室工、制水弁室工、減水槽工の施工に当たり、第1編3－14－2防食対策工の規定によるものとする。</p>	<p><u>4. 構造物工</u></p> <p>受注者は、分水弁室工、排泥弁室工、空気弁室工、制水弁室工、減水槽工の施工に当たり、第1編3－14－2防食対策工の規定によるものとする。</p>
<p><b>第3節 [略]</b></p>	
<p><b>第4節 構造物撤去工</b></p> <p><b>7－4－1 取壊し工</b></p> <p>構造物<u>の</u>取壊しに<u>当たって</u>は、第1編3－19－3<u>取壊し工</u>の規定によるものとする。</p>	<p><b>第4節 構造物撤去工</b></p> <p><b>7－4－1 構造物取壊し工</b></p> <p>構造物取壊し<u>工の施工について</u>は、第1編3－19－3<u>構造物取壊し工</u>の規定によるものとする。</p>
<p><b>第5節 管体基礎工</b></p> <p><b>7－5－1 砂基礎工</b></p> <p>1 <u>〔略〕</u> 2 <u>〔略〕</u> 3 <u>〔略〕</u> 4 <u>〔略〕</u> 5 <u>〔略〕</u> 6 <u>〔略〕</u></p> <p><b>7－5－2 碎石基礎工</b></p> <p>碎石基礎工の施工については、本章7－5－1砂基礎工の規定に準じて行うものとする。なお、塗覆装鋼管及び鋼製継輪、鋼製可とう管について碎石基礎となる場合は、本章7－6－4钢管布設工2<u>据付</u>（3）塗覆装4）の規定により塗装の保護を行うものとする。</p> <p><b>7－5－3 [略]</b></p>	<p><b>第5節 管体基礎工</b></p> <p><b>7－5－1 砂基礎工</b></p> <p>1 <u>〔略〕</u> 2 <u>〔略〕</u> 3 <u>〔略〕</u> 4 <u>〔略〕</u> 5 <u>〔略〕</u> 6 <u>〔略〕</u></p> <p><b>7－5－2 碎石基礎工</b></p> <p>碎石基礎工の施工については、本章7－5－1砂基礎工の規定に準じて行うものとする。なお、塗覆装鋼管及び鋼製継輪、鋼製可とう管について碎石基礎となる場合は、本章7－6－4钢管布設工2<u>据付</u>（3）塗覆装4）の規定により塗装の保護を行うものとする。</p> <p><b>7－5－3 [略]</b></p>
<p><b>第6節 管体工</b></p> <p><b>7－6－1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工</b></p> <p>1 <u>〔略〕</u> 2 <u>〔略〕</u></p>	<p><b>第6節 管体工</b></p> <p><b>7－6－1 硬質ポリ塩化ビニル管布設工</b></p> <p>1 <u>〔略〕</u> 2 <u>〔略〕</u></p>

改 正 後	現 行
3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> ゴム輪継手を使用する場合は、以下に基づき施工しなければならない。下記以外については、本章7 －6－2 強化プラスチック複合管布設工 1 <u>  </u> 強化プラスチック複合管に準拠するものとする。	6 <u>  </u> ゴム輪継手を使用する場合は、以下に基づき施工しなければならない。下記以外については、本章7 －6－2 強化プラスチック複合管布設工 1 <u>  </u> 強化プラスチック複合管に準拠するものとする。
(1) ~ (3) [略]	(1) ~ (3) [略]
<b>7－6－2 強化プラスチック複合管布設工</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	<b>7－6－2 強化プラスチック複合管布設工</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>7－6－3 ダクタイル鋳鉄管布設工</b> 1 <u>  </u> ダクタイル鋳鉄管 (1) 接合は、前条1 <u>  </u> 強化プラスチック複合管に準じるものとする。 (2) ボルトの締付けに当たっては、前条2 <u>  </u> 鋼製異形管 (2) の規定によるものとする。 (3) [略]	<b>7－6－3 ダクタイル鋳鉄管布設工</b> 1 <u>  </u> ダクタイル鋳鉄管 (1) 接合は、前条1 <u>  </u> 強化プラスチック複合管に準じるものとする。 (2) ボルトの締付けに当たっては、前条2 <u>  </u> 鋼製異形管 (2) の規定によるものとする。 (3) [略]
2 <u>  </u> 鋼製異形管 (1) [略] (2) ボルトの締付けは、本条1 <u>  </u> ダクタイル鋳鉄管 (2) の規定によるものとする。	2 <u>  </u> 鋼製異形管 (1) [略] (2) ボルトの締付けは、本条1 <u>  </u> ダクタイル鋳鉄管 (2) の規定によるものとする。
<b>7－6－4 鋼管布設工</b> 1 <u>  </u> 工場製作 (1) 製 作	<b>7－6－4 鋼管布設工</b> 1 <u>  </u> 工場製作 (1) 製 作
ア <u>  </u> [略] イ <u>  </u> [略] ウ <u>  </u> [略] エ <u>  </u> [略] オ <u>  </u> [略] カ <u>  </u> [略] キ <u>  </u> [略]	1) <u>  </u> [略] 2) <u>  </u> [略] 3) <u>  </u> [略] 4) <u>  </u> [略] 5) <u>  </u> [略] 6) <u>  </u> [略] 7) <u>  </u> [略]
(2) 溶 接	(2) 溶 接

改正後	現行
ア [略] イ [略] ウ [略] エ [略] オ [略] カ [略] キ [略] ク [略] ケ [略]	1) [略] 2) [略] 3) [略] 4) [略] 5) [略] 6) [略] 7) [略] 8) [略] 9) [略]
ユ 溶接部には、有害な次の欠陥がないこと。なお、溶接部の放射線透過試験による合格判定は、JIS Z 3050A基準によるものとし、等級分類は、JIS Z 3104 の第1種及び第2種3類以上とする。ただし、異形管の場合は第1種、第2種及び第4種の3類以上とする。	10) 溶接部には、有害な次の欠陥がないこと。なお、溶接部の放射線透過試験による合格判定は、JIS Z 3050A基準によるものとし、等級分類は、JIS Z 3104 の第1種及び第2種3類以上とする。ただし、異形管の場合は第1種、第2種及び第4種の3類以上とする。
(ア) われ (イ) 溶込み不足 (ウ) ブローホール (エ) アンダーカット (オ) スラグの巻込み (カ) 不整な波形及びピット (キ) 肉厚の過不足 (ク) 融合不良 (ケ) オーバーラップ	①われ ②溶込み不足 ③ブローホール ④アンダーカット ⑤スラグの巻込み ⑥不整な波形及びピット ⑦肉厚の過不足 ⑧融合不良 ⑨オーバーラップ
サ [略] シ [略]	11) [略] 12) [略]
(3) 塗覆装	(3) 塗覆装
ア [略] イ [略] ウ [略] エ [略] オ [略] カ [略] キ [略]	1) [略] 2) [略] 3) [略] 4) [略] 5) [略] 6) [略] 7) [略]
2 据付	2 据付
(1) 据付	(1) 据付
ア [略]	1) [略]

改正後	現行
<u>イ</u> [略] <u>立</u> [略] <u>工</u> [略]	<u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略]
(2) 溶接	(2) 溶接
<u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略] <u>ク</u> [略]	<u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] <u>7)</u> [略] <u>8)</u> [略]
(3) 塗覆装	(3) 塗覆装
<u>ア</u> 繰手溶接部の内外面塗覆装は、本条1工場製作（3）塗覆装の規定によるものとする。 なお、呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わない <u>ことを原則</u> とする。	<u>1)</u> 繰手溶接部の内外面塗覆装は、本条1工場製作（3）塗覆装の規定によるものとする。なお、 呼び径800mm未満では人力による内面塗装を行わない <u>もの</u> とする。
<u>ただし、内面塗装の施工管理、品質管理及び安全管理が確実に行われる場合は、この限りではない。</u>	
<u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略]	<u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略]
3 鋼製異形管	3 鋼製異形管
(1) 鋼製異形管、鋼製可とう管、鋼製継輪の製作、据付けについては、本条1工場製作～2据付の 規定によるものとする。 (2) ボルトの締付けについては、本章7-6-2強化プラスチック複合管布設工2鋼製異形管（2） の規定によるものとする。	(1) 鋼製異形管、鋼製可とう管、鋼製継輪の製作、据付けについては、本条1工場製作～2据付の 規定によるものとする。 (2) ボルトの締付けについては、本章7-6-2強化プラスチック複合管布設工2鋼製異形管（2） の規定によるものとする。
<b>7-6-5 弁設置工</b>	<b>7-6-5 弁設置工</b>
<u>1</u> [略] <u>2</u> [略]	<u>1</u> [略] <u>2</u> [略] <u>3</u> [略]

改正後	現行
3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]
<b>第7節 分水弁室工</b>	
7-7-1 [略]	
<b>7-7-2 弁室工</b>	
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> 受注者は、弁室の底版と側壁部の打継目部については、構造物内への地下水の進入を防ぐため、打継目部の処理を十分に行うとともに、必要に応じ、第1編3-7-12継目4 <u>  </u> の補強等を行うものとする。 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略]	7-7-1 [略] <b>7-7-2 弁室工</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> 受注者は、弁室の底版と側壁部の打継目部については、構造物内への地下水の進入を防ぐため、打継目部の処理を十分に行うとともに、必要に応じ、第1編3-7-12継目4 <u>  </u> の補強等を行うものとする。 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略]
<b>7-7-3 付帯施設設置工</b>	
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>第8節～第11節 [略]</b>	
<b>第12節 減圧水槽工</b>	
7-12-1 [略]	7-12-1 [略]
<b>7-12-2 減圧水槽工</b>	
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]

改正後	現行
<p>4 <u>  </u> [略]      7-12-3 [略]</p>	<p>7-12-3 [略]</p>
<p><b>第13節 スラストブロック工</b>      7-13-1 スラストブロック工</p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>第13節 スラストブロック工</b>      7-13-1 スラストブロック工</p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>第14節 付帯工</b>      7-14-1 [略]      7-14-2 埋設物表示工</p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>第14節 付帯工</b>      7-14-1 [略]      7-14-2 埋設物表示工</p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>第15節 ~ 第18節 [略]</b></p>	<p><b>第15節 ~ 第18節 [略]</b></p>
<p><b>第8章 煙かん施設工事</b>      第1節 ~ 第3節 [略]</p>	<p><b>第8章 煙かん施設工事</b>      第1節 ~ 第3節 [略]</p>
<p><b>第4節 構造物撤去工</b>      8-4-1 <u>取壊し工</u></p> <p>構造物の取壊しに<u>当たって</u>は、第1編3-19-3 <u>取壊し工</u>の規定によるものとする。</p>	<p><b>第4節 構造物撤去工</b>  <b>8-4-1 <u>構造物取壊し工</u></b></p> <p>構造物取壊し工の施工については、第1編3-19-3 <u>構造物取壊し工</u>の規定によるものとする。</p>
<p><b>第5節 ~ 第12節 [略]</b></p>	<p><b>第5節 ~ 第12節 [略]</b></p>
<p><b>第10章 フィルダム工事</b></p>	<p><b>第10章 フィルダム工事</b>      第1節 [略]</p>

改 正 後	現 行
<b>第1節 [略]</b>	
<b>第2節 一般事項</b>	<b>第2節 一般事項</b>
10-2-1 [略]	10-2-1 [略]
<b>10-2-2 一般事項</b>	<b>10-2-2 一般事項</b>
1 __ [略]	1 __ [略]
2 __ [略]	2 __ [略]
<b>第3節 [略]</b>	<b>第3節 [略]</b>
<b>第4節 基礎掘削工</b>	<b>第4節 基礎掘削工</b>
<b>10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削</b>	<b>10-4-1 堤体頂部掘削、10-4-2 堤体部掘削</b>
1 __ 掘削分類	1 __ 掘削分類 掘削は、 <u>次の2種類</u> に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき監督職員が行うものとする。
掘削は、 <u>土砂掘削（転石等を含む）</u> 及び <u>岩盤掘削</u> に分類し、その判定は設計図書に示す判定要領に基づき監督職員が行うものとする。	(1) <u>土砂掘削（転石等を含む）</u> (2) <u>岩盤掘削</u>
ただし、本条5 基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。	ただし、本条5. 基礎地盤面の処理（3）に示す仕上げ掘削は、岩盤掘削に含むものとする。
2 __ 過掘の処理	2 __ 過掘の処理
(1) [略]	(1) [略]
(2) 受注者は、本条2 __ 過掘の処理（1）の埋戻材料及び施工方法について監督職員の承諾を得るものとする。	(2) 受注者は、本条2 __ 過掘の処理（1）の埋戻材料及び施工方法について監督職員の承諾を得るものとする。
(3) [略]	(3) [略]
3 __ [略]	3 __ [略]
4 __ [略]	4 __ [略]
5 __ 基礎地盤面の処理	5 __ 基礎地盤面の処理
(1) [略]	(1) [略]
(2) [略]	(2) [略]
(3) 仕上げ掘削	(3) 仕上げ掘削

改正後	現行
<p>ア [略]  イ [略]  ウ [略]  エ [略]  (4)～(5) [略]  6 [略]  7 [略]</p>	<p>1) [略]  2) [略]  3) [略]  4) [略]  (4)～(5) [略]  6 [略]  7 [略]</p>
<p><b>第5節 原石採取工</b>  <b>10-5-1 [略]</b></p>	<p><b>第5節 原石採取工</b>  <b>10-5-1 [略]</b></p>
<p><b>10-5-2 盛立材採取工</b>  1 材料採取  (1) 受注者は、設計図書に示す場所から盛立材料を採取するものとするが、その材料は、次の事項を満足するものでなければならない。  ア [略]  イ [略]  (2)～(3) [略]  (4) 採取  ア [略]  イ [略]  ウ [略]  2 [略]</p>	<p><b>10-5-2 盛立材採取工</b>  1 材料採取  (1) 受注者は、設計図書に示す場所から盛立材料を採取するものとするが、その材料は、次の事項を満足するものでなければならない。  1) [略]  2) [略]  (2)～(3) [略]  (4) 採取  1) [略]  2) [略]  3) [略]  2 [略]</p>
<p><b>第6節～第7節 [略]</b></p>	<p><b>第6節～第7節 [略]</b></p>
<p><b>第8節 フィルダム堤体工</b>  <b>10-8-1 盛立工</b>  1 基礎地盤確認後の再処理</p>	<p><b>第8節 フィルダム堤体工</b>  <b>10-8-1 盛立工</b>  1 基礎地盤確認後の再処理</p>

改 正 後	現 行
<p>受注者は、次の場合には監督職員の指示に従い、本章 <u>10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削</u> 基礎地盤面の処理（5）の基礎地盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p>	<p>受注者は、次の場合には監督職員の指示に従い、本章 <u>10-4-2 堤体部掘削</u> 基礎地盤面の処理（5）の基礎地盤清掃を行い、盛立直前に監督職員の再確認を受けなければならない。</p> <p>(1) ~ (2) [略]</p>
<p>2 盛立工</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 隣接ゾーンとの盛立</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>ウ [略]</p>	<p>2 盛立工</p> <p>(1) ~ (4) [略]</p> <p>(5) 隣接ゾーンとの盛立</p> <p>1) [略]</p> <p>2) [略]</p> <p>3) [略]</p>
<p>(6) 運搬路等</p> <p>ア [略]</p> <p>イ [略]</p> <p>(7) ~ (11) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p>	<p>(6) 運搬路等</p> <p>1) [略]</p> <p>2) [略]</p> <p>(7) ~ (11) [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 [略]</p> <p>6 [略]</p> <p>7 [略]</p>
<p><b>10-8-2 埋設計器</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>10-8-3 ~ 10-8-4 [略]</p>	<p><b>10-8-2 埋設計器</b></p> <p>1 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>10-8-3 ~ 10-8-4 [略]</p>
<p><b>第9節 監査廊</b></p> <p><b>10-9-1 挖削工</b></p> <p>掘削工の施工については、本章 10-4-1 <u>堤体頂部及び堤体部掘削</u> の規定によるものとする。</p> <p><b>10-9-2 コンクリート工</b></p> <p>1 [略]</p>	<p><b>第9節 監査廊</b></p> <p><b>10-9-1 挖削工</b></p> <p>掘削工の施工については、本章 10-4-1 <u>堤体頂部掘削</u> の規定によるものとする。</p> <p><b>10-9-2 コンクリート工</b></p> <p>1 [略]</p>

改正後	現行
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
<b>10-9-3 埋設工</b>	<b>10-9-3 埋設工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
<b>10-9-4 繼目工</b>	<b>10-9-4 繼目工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]
<b>10-9-5 [略]</b>	<b>10-9-5 [略]</b>
<b>第10節 [略]</b>	<b>第10節 [略]</b>
<b>第11節 グラウチング工</b>	<b>第11節 グラウチング工</b>
<b>10-11-1 コンソリデーショングラウチング工</b>	<b>10-11-1 コンソリデーショングラウチング工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> ボーリング工	3 <u>  </u> ボーリング工
(1) [略]	(1) [略]
(2) 削孔	(2) 削孔
<u>ア</u> [略]	<u>ア</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>イ</u> [略]

改 正 後	現 行
<u>立</u> [略] <u>工</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略]	<u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略]
(3) コア採取及び保管 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略]	(3) コア採取及び保管 <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略]
4 グラウチング工 (1) ~ (2) [略] (3) セメントミルクの製造及び輸送 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>立</u> [略]	4 グラウチング工 (1) ~ (2) [略] (3) セメントミルクの製造及び輸送 <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略]
(4) ~ (6) [略] (7) セメントミルク注入 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>立</u> [略] <u>工</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略] <u>キ</u> [略]	(4) ~ (6) [略] (7) セメントミルク注入 <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略] <u>7)</u> [略]
(8) [略] <b>10-11-2 [略]</b> <b>10-11-3 カーテン<u>グラウチング工</u>及び補助カーテングラウチング工</b> カーテン <u>グラウチング工</u> 及び補助カーテングラウチング工の施工については、本章 10-11-1 コンソリデーショングラウチング工の規定によるものとする。	(8) [略] <b>10-11-2 [略]</b> <b>10-11-3 カーテン<u>補助カーテングラウチング工</u></b> カーテン <u>補助カーテングラウチング工</u> の施工については、本章 10-11-1 コンソリデーショングラウチング工の規定によるものとする。

改正後	現行
<b>第12節～第14節 [略]</b>	<b>第12節～第14節 [略]</b>
<b>第11章 コンクリートダム工事</b> <b>第1節～第3節 [略]</b>	<b>第11章 コンクリートダム工事</b> <b>第1節～第3節 [略]</b>
<b>第4節 基礎掘削</b>	<b>第4節 基礎掘削</b>
<b>11-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削</b>	<b>11-4-1 堤体頂部掘削、11-4-2 堤体部掘削</b>
1. 掘削分類	1. 掘削分類
<p>堤体頂部掘削の掘削分類については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 1.</a> 掘削分類の規定によるものとする。</p>	<p>堤体頂部掘削の掘削分類については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部掘削</a>、第2編 <a href="#">10-4-2 堤体部掘削 1.</a> 掘削分類の規定によるものとする。</p>
2. 過堀の処理	2. 過堀の処理
<p>過堀の処理については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 2.</a> 過堀の処理によるものとする。</p>	<p>過堀の処理については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部掘削</a>、第2編 <a href="#">10-4-2 堤体部掘削 2.</a> 過堀の処理によるものとする。</p>
3. 付帯構造物	3. 付帯構造物
<p>付帯構造物の施工については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 3.</a> 付帯構造物の規定によるものとする。</p>	<p>付帯構造物の施工については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部掘削</a>、第2編 <a href="#">10-4-2 堤体部掘削 3.</a> 付帯構造物の規定によるものとする。</p>
4. 発破の制限	4. 発破の制限
<p>発破の制限については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 4.</a> 発破の制限の規定によるものとする。</p>	<p>発破の制限については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部掘削</a>、第2編 <a href="#">10-4-2 堤体部掘削 4.</a> 発破の制限の規定によるものとする。</p>
5. 基礎地盤面処理	5. 基礎地盤面処理
<p>基礎地盤面処理については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 5.</a> 基礎地盤面の処理の規定によるものとする。</p>	<p>基礎地盤面処理については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部掘削</a>、第2編 <a href="#">10-4-2 堤体部掘削 5.</a> 基礎地盤面の処理の規定によるものとする。</p>
6. 不良岩等の処理	6. 不良岩等の処理
<p>不良岩等の処理については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 6.</a> 不良岩等の処理の規定によるものとする。</p>	<p>不良岩等の処理については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部掘削</a>、第2編 <a href="#">10-4-2 堤体部掘削 6.</a> 不良岩等の処理の規定によるものとする。</p>
7. 基礎地盤の確認及び検査	7. 基礎地盤の確認及び検査
<p>基礎地盤の確認及び検査については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部及び堤体部掘削 7.</a> 基礎地盤の確認及び検査の規定によるものとする。</p>	<p>基礎地盤の確認及び検査については、第2編 <a href="#">10-4-1 堤体頂部掘削</a>、第2編 <a href="#">10-4-2 堤体部掘削 7.</a> 基礎地盤の確認及び検査の規定によるものとする。</p>

改 正 後	現 行
<p>8 基礎地盤確認後の再処理 基礎地盤確認後の再処理については、第2編10-8-1盛立工1 基礎地盤確認後の再処理の規定によるものとする。</p>	<p>8 基礎地盤確認後の再処理 基礎地盤確認後の再処理については、第2編10-8-1盛立工1 基礎地盤確認後の再処理の規定によるものとする。</p>
<h3>第5節 原石採取工</h3> <p>11-5-1 [略]</p> <p>11-5-2 骨材採取工 骨材採取工の施工については、第2編10-5-2盛立材採取工1 材料採取の規定によるものとする。</p>	<h3>第5節 原石採取工</h3> <p>11-5-1 [略]</p> <p>11-5-2 骨材採取工 骨材採取工の施工については、第2編10-5-2盛立材採取工1 材料採取の規定によるものとする。</p>
<h3>第6節 堤体工</h3> <p>11-6-1 コンクリート材料</p> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 練り混ぜ (1)～(7) [略]</p> <p>(8) 受注者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、次に示す配合とならない場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについて、監督職員が指示する場所に運搬し受注者の責任において処理しなければならない。 ア 本章11-6-1コンクリート材料2 配合に示すコンクリートの配合 イ 本章11-6-2コンクリート打設2 内込み準備(4)に示すモルタルの配合</p>	<h3>第6節 堤体工</h3> <p>11-6-1 コンクリート材料</p> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 練り混ぜ (1)～(7) [略]</p> <p>(8) 受注者は、コンクリート製造設備の故障や計量の誤りにより、次に示す配合とならない場合、及び監督職員が廃棄を指示したコンクリートについて、監督職員が指示する場所に運搬し受注者の責任において処理しなければならない。 1) 本章11-6-1コンクリート材料2 配合に示すコンクリートの配合 2) 本章11-6-2コンクリート打設2 内込み準備(4)に示すモルタルの配合</p>
<p>11-6-2 コンクリート打設</p> <p>1 [略] 2 [略] 3 コンクリートの打込み (1)～(3) [略]</p> <p>(4) 受注者は、次の場合にハーフリフト高さとし、施工するリフト数は設計図書によらなければならぬ。</p>	<p>11-6-2 コンクリート打設</p> <p>1 [略] 2 [略] 3 コンクリートの打込み (1)～(3) [略]</p> <p>(4) 受注者は、次の場合にハーフリフト高さとし、施工するリフト数は設計図書によらなければならぬ。</p>

改 正 後	現 行
<u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略]	<u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略]
(5) 受注者は、コンクリートの打上がり速度について、次により行わなければならない。  <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略]	(5) 受注者は、コンクリートの打上がり速度について、次により行わなければならない。  <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略]
(6) ~ (7) [略]	(6) ~ (7) [略]
(8) 受注者は、次の事項に該当する場合、コンクリートの打込みについて監督職員の承諾を得るものとする。  <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略]	(8) 受注者は、次の事項に該当する場合、コンクリートの打込みについて監督職員の承諾を得るものとする。  <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略]
(9) ~ (10) [略]	(9) ~ (10) [略]
4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略] 6 <u> </u> [略]	4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略] 6 <u> </u> [略]
<b>11-6-3 型枠工</b>	<b>11-6-3 型枠工</b>
1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略] 3 <u> </u> [略] 4 <u> </u> [略] 5 <u> </u> [略]
<b>11-6-4 [略]</b>	<b>11-6-4 [略]</b>
<b>11-6-5 冷却工</b>	<b>11-6-5 冷却工</b>
1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略] 2 <u> </u> [略]

改 正 後	現 行
3 <u>冷却用設備</u>	3 <u>冷却用設備</u>
(1) 受注者は、冷却用設備の設置に当たり、次の事項に基づき設置計画図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。	(1) 受注者は、冷却用設備の設置に当たり、次の事項に基づき設置計画図を提出し、監督職員の承諾を得るものとする。
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
<u>オ</u> [略]	<u>5)</u> [略]
<u>カ</u> [略]	<u>6)</u> [略]
(2) [略]	(2) [略]
4 <u>冷却工</u>	4 <u>冷却工</u>
(1) ~ (3) [略]	(1) ~ (3) [略]
(4) 冷却完了後の処置	(4) 冷却完了後の処置
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
5 [略]	5 [略]
11-6-6 繰目グラウチング	11-6-6 繰目グラウチング
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 <u>止水板</u>	3 <u>止水板</u>
(1) 受注者は、次に示す方法により、止水板の接合を行わなければならない。	(1) 受注者は、次に示す方法により、止水板の接合を行わなければならない。
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
(2) ~ (3) [略]	(2) ~ (3) [略]
4 <u>施 工</u>	4 <u>施 工</u>

改 正 後	現 行
(1) 洗浄及び水押し試験 受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押し試験を行い、監督職員の承諾を得るものとする。	(1) 洗浄及び水押し試験 受注者は、埋設管のパイプ詰まりの有無、継目面の洗浄、漏えい箇所の検出のため、洗浄及び水押し試験を行い、監督職員の承諾を得るものとする。
<u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略]	<u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略]
(2) [略]	(2) [略]
(3) 充 水 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略]	(3) 充 水 <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略]
(4) 注 入 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略] <u>オ</u> [略] <u>カ</u> [略]	(4) 注 入 <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略] <u>5)</u> [略] <u>6)</u> [略]
(5) 測 定 受注者は、注入の開始と同時に、次の各測定を行わなければならない。 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略]	(5) 測 定 受注者は、注入の開始と同時に、次の各測定を行わなければならない。 <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略]
11-6-7 ~ 11-6-8 [略]	11-6-7 ~ 11-6-8 [略]
第7節 グラウチング工 11-7-1 ~ 11-7-2 [略]	第7節 グラウチング工 11-7-1 ~ 11-7-2 [略]
11-7-3 カーテン <u>グラウチング工及び</u> 補助カーテングラウチング工	11-7-3 カーテン <u>補助カーテングラウチング工</u>

改 正 後	現 行
<p>カーテン<u>グラウチング工及び</u>補助カーテングラウチング工の施工については、第2編10-11-3カーテン<u>グラウチング工及び</u>補助カーテングラウチング工の規定によるものとする。</p>	<p>カーテン<u>・</u>補助カーテングラウチング工の施工については、第2編10-11-3カーテン<u>・</u>補助カーテングラウチング工の規定によるものとする。</p>
<p><b>第8節 [略]</b></p>	<p><b>第8節 [略]</b></p>
<p><b>第12章 PC橋工事</b></p>	<p><b>第12章 PC橋工事</b></p>
<p><b>第1節 [略]</b></p>	<p><b>第1節 [略]</b></p>
<p><b>第2節 一般事項</b></p>	<p><b>第2節 一般事項</b></p>
<p>12-2-1 [略]</p>	<p>12-2-1 [略]</p>
<p><b>12-2-2 一般事項</b></p>	<p><b>12-2-2 一般事項</b></p>
<p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]</p>	<p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>第3節 コンクリート橋架設工</b></p>	<p><b>第3節 コンクリート橋架設工</b></p>
<p><b>12-3-1 架設工</b></p>	<p><b>12-3-1 架設工</b></p>
<p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> 架設桁架設工 (1) ~ (2) [略] (3) 桁架設については、本条1<u>  </u>クレーン架設工の規定によるものとする。</p>	<p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> 架設桁架設工 (1) ~ (2) [略] (3) 桁架設については、本条1<u>  </u>クレーン架設工の規定によるものとする。</p>
<p>3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> 架設支保工（移動） (1) 架設支保工（移動）に使用する架設機材について、本条2<u>  </u>架設桁架設工の規定によるものとする。 (2) [略] 5 <u>  </u> 片持架設工 (1) [略]</p>	<p>3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> 架設支保工（移動） (1) 架設支保工（移動）に使用する架設機材について、本条2<u>  </u>架設桁架設工の規定によるものとする。 (2) [略] 5 <u>  </u> 片持架設工 (1) [略]</p>

改 正 後	現 行
(2) 架設用作業車の移動については、本条 <u>4</u> 架設支保工（移動）の規定によるものとする。	(2) 架設用作業車の移動については、本条 <u>4</u> 架設支保工（移動）の規定によるものとする。
(3) [略]	(3) [略]
(4) 支保工及び支保工基礎の施工については、次の規定によるものとする。	(4) 支保工及び支保工基礎の施工については、次の規定によるものとする。
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
6 <u> </u> [略]	6 <u> </u> [略]
<b>12-3-2 橫組工</b>	<b>12-3-2 橫組工</b>
1 <u> </u> [略]	1 <u> </u> [略]
2 <u> </u> [略]	2 <u> </u> [略]
3 <u> </u> 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。	3 <u> </u> 受注者は、横締め緊張の施工については、次の規定によらなければならない。
(1) ~ (2) [略]	(1) ~ (2) [略]
(3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行うものとする。	(3) プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行うものとする。
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
(4) ~ (11) [略]	(4) ~ (11) [略]
4 <u> </u> 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。	4 <u> </u> 受注者は、横締めグラウトの施工について、次の規定によらなければならない。
(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。	(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料について、次の規定によるものを使用しなければならない。
<u>ア</u> [略]	<u>1)</u> [略]
<u>イ</u> [略]	<u>2)</u> [略]
<u>ウ</u> [略]	<u>3)</u> [略]
<u>エ</u> [略]	<u>4)</u> [略]
<u>オ</u> [略]	<u>5)</u> [略]
<u>カ</u> [略]	<u>6)</u> [略]
<u>キ</u> [略]	<u>7)</u> [略]
<u>ク</u> [略]	<u>8)</u> [略]
(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られる	(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られる
ことを確認しなければならない。	ことを確認しなければならない。
ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。	ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。

改 正 後	現 行
<p>ア [略]  イ [略]  ウ [略]  エ [略]</p> <p>(3) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 暑中における施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないようにしなければならない。</p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は35°Cを超えてはならない。</p>	<p>1) [略]  2) [略]  3) [略]  4) [略]</p> <p>(3) ~ (5) [略]</p> <p>(6) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過速な硬化などがないようにしなければならない。</p> <p>なお、注入時のグラウトの温度は35°Cを超えてはならない。</p>
12-3-3 [略]	12-3-3 [略]
<b>第4節 橋梁付属物工</b>	<b>第4節 橋梁付属物工</b>
<b>12-4-1 伸縮装置工</b>	<b>12-4-1 伸縮装置工</b>
1 [略] 2 [略]	1 [略] 2 [略]
<b>12-4-2 ~ 12-4-4 [略]</b>	<b>12-4-2 ~ 12-4-4 [略]</b>
<b>12-4-5 橋梁用防護柵工</b>	<b>12-4-5 橋梁用防護柵工</b>
<p>1 受注者は、橋梁防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p>2 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆又は防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆又は防食強化を図らなければならない。</p> <p>(1) [略]  (2) [略]  (3) [略]</p>	<p>(1) 受注者は、橋梁用防護柵工の施工については、設計図書に従い、正しい位置、勾配、平面線形に設置しなければならない。</p> <p>(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む。）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆又は防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆又は防食強化を図らなければならない。</p> <p>① [略]  ② [略]  ③ [略]</p>
<b>12-4-6 [略]</b>	<b>12-4-6 [略]</b>
<b>12-4-7 銘板工</b>	<b>12-4-7 銘板工</b>
	1 受注者は、橋歴板の製作について、材質はJIS H 2202（鋳鉄用銅合金地金）を使用し、寸法及び

改 正 後	現 行
<p>1 受注者は、橋歴板の製作について、材質は J I S H 2202（鋳鉄用銅合金地金）を使用し、寸法及び記載事項は、図 12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない。</p>	<p>記載事項は、図 12-4-1 橋歴板の記載例によらなければならない。</p> <p>2. 受注者は、原則として橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>3. 橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月とする。</p>
<p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p>	<p>板厚 8mm、字厚 5mm、計 13mm</p>
<p>図 12-4-1 橋歴板の記載例</p>	<p>図 12-4-1 橋歴板の記載例</p>
<p>2 受注者は、原則として橋歴板は起点左側、橋梁端部に取付けるものとし、取付け位置については、監督職員の指示によらなければならない。</p> <p>3 橋歴板に記載する年月は、橋梁の完成年月とする。</p>	<p>12-4-8 現場塗装工</p> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略]</p> <p>12-4-8 現場塗装工</p> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略]</p>

改 正 後	現 行
10 <u>  </u> [略]	10 <u>  </u> [略]
11 <u>  </u> [略]	11 <u>  </u> [略]
12 <u>  </u> [略]	12 <u>  </u> [略]
13 <u>  </u> [略]	13 <u>  </u> [略]
14 <u>  </u> [略]	14 <u>  </u> [略]
15 <u>  </u> [略]	15 <u>  </u> [略]
16 <u>  </u> 檢査 (1) ~ (2) [略]	16 <u>  </u> 檢査 (1) ~ (2) [略]
(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎に <u>25点（1点当たり5回測定）</u> 以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200 m <sup>2</sup> に満たない場合は10 m <sup>2</sup> ごとに1点とする。	(3) 受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m <sup>2</sup> 単位毎に <u>25箇所（1箇所当たり5点測定）</u> 以上塗膜厚の測定をしなければならない。ただし、1ロットの面積が200 m <sup>2</sup> に満たない場合は10 m <sup>2</sup> ごとに1点とする。
(4) ~ (5) [略]	(4) ~ (5) [略]
(6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。 <u>ア</u> [略] <u>イ</u> [略] <u>ウ</u> [略] <u>エ</u> [略]	(6) 受注者は、次より塗膜厚の判定をしなければならない。 <u>1)</u> [略] <u>2)</u> [略] <u>3)</u> [略] <u>4)</u> [略]
(7) [略]	(7) [略]
<b>第5節 舗装工</b>	<b>第5節 舗装工</b>
<b>12-5-1 橋面防水工</b>	<b>12-5-1 橋面防水工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
<b>12-5-2 [略]</b>	<b>12-5-2 [略]</b>
<b>12-5-3 グースアスファルト舗装工</b>	<b>12-5-3 グースアスファルト舗装工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]

改 �正 後	現 行																				
2 [略]	2 [略]																				
3 [略]	3 [略]																				
4 [略]	4 [略]																				
5 [略]	5 [略]																				
6 [略]	6 [略]																				
7 [略]	7 [略]																				
8 [略]	8 [略]																				
9 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。 (1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表12-5-4の基準値を満足するものでなければならぬ。	9 受注者は、設計アスファルト量の決定について、次の規定によらなければならない。 (1) 示方配合されたグースアスファルト混合物は表12-5-4の基準値を満足するものでなければならぬ。																				
表 12-5-4 グースアスファルトの基準値	表 12-5-4 グースアスファルトの基準値																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>基 準 値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動性試験、リュエル流動性(240°C)</td><td>3~20 sec</td></tr> <tr> <td>貫入量試験、貫入量(40°C、52.5kg/5cm<sup>2</sup>、30分) 基層 1~6 mm</td><td>表層 1~4 mm 基層 1~6 mm</td></tr> <tr> <td>ホイルtracking 試験、動的安定度(60°C、6.4kg/cm<sup>2</sup>)</td><td>300 回/mm 以上</td></tr> <tr> <td>曲げ試験、破断ひずみ(-10°C、50mm/min)</td><td>8.0 × 10<sup>-3</sup> 以上</td></tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	流動性試験、リュエル流動性(240°C)	3~20 sec	貫入量試験、貫入量(40°C、52.5kg/5cm <sup>2</sup> 、30分) 基層 1~6 mm	表層 1~4 mm 基層 1~6 mm	ホイルtracking 試験、動的安定度(60°C、6.4kg/cm <sup>2</sup> )	300 回/mm 以上	曲げ試験、破断ひずみ(-10°C、50mm/min)	8.0 × 10 <sup>-3</sup> 以上	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th><th>基 準 値</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>流動性試験、リュエル流動性(240°C) sec</td><td>3~20</td></tr> <tr> <td>貫入量試験、貫入量(40°C、52.5kg/5cm<sup>2</sup>、30分) mm 基層 1~6</td><td>表層 1~4 基層 1~6</td></tr> <tr> <td>ホイルtracking 試験、動的安定度(60°C、6.4kg/cm<sup>2</sup>) 回/mm</td><td>300 以上</td></tr> <tr> <td>曲げ試験、破断ひずみ(-10°C、50mm/min)</td><td>8.0 × 10<sup>-3</sup> 以上</td></tr> </tbody> </table>	項 目	基 準 値	流動性試験、リュエル流動性(240°C) sec	3~20	貫入量試験、貫入量(40°C、52.5kg/5cm <sup>2</sup> 、30分) mm 基層 1~6	表層 1~4 基層 1~6	ホイルtracking 試験、動的安定度(60°C、6.4kg/cm <sup>2</sup> ) 回/mm	300 以上	曲げ試験、破断ひずみ(-10°C、50mm/min)	8.0 × 10 <sup>-3</sup> 以上
項 目	基 準 値																				
流動性試験、リュエル流動性(240°C)	3~20 sec																				
貫入量試験、貫入量(40°C、52.5kg/5cm <sup>2</sup> 、30分) 基層 1~6 mm	表層 1~4 mm 基層 1~6 mm																				
ホイルtracking 試験、動的安定度(60°C、6.4kg/cm <sup>2</sup> )	300 回/mm 以上																				
曲げ試験、破断ひずみ(-10°C、50mm/min)	8.0 × 10 <sup>-3</sup> 以上																				
項 目	基 準 値																				
流動性試験、リュエル流動性(240°C) sec	3~20																				
貫入量試験、貫入量(40°C、52.5kg/5cm <sup>2</sup> 、30分) mm 基層 1~6	表層 1~4 基層 1~6																				
ホイルtracking 試験、動的安定度(60°C、6.4kg/cm <sup>2</sup> ) 回/mm	300 以上																				
曲げ試験、破断ひずみ(-10°C、50mm/min)	8.0 × 10 <sup>-3</sup> 以上																				
注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧（（公社）日本道路協会）」を参照する。	注) 試験方法は、「舗装調査・試験法便覧（（公社）日本道路協会）」を参照する。																				
(2) ~ (5) [略]	(2) ~ (5) [略]																				
10 [略]	10 [略]																				
11 [略]	11 [略]																				
12 受注者は、敷均しの施工に当たり、次の規定によらなければならない。 (1) ~ (3) [略] (4) 監督職員が承諾した場合を除き、気温が5°C以下のときに施工してはならない。	12 受注者は、敷均しの施工に当たり、次の規定によらなければならない。 (1) ~ (3) [略] (4) 気温が5°C以上のときに施工しなければならない。																				
13 [略]	13 [略]																				
12-5-4 [略]	12-5-4 [略]																				
第6節 [略]	第6節 [略]																				

改正後	現行
<p><b>第13章 橋梁下部工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p>13-2-1 [略]</p> <p><b>13-2-2 一般事項</b></p> <p>1 [略] 2 [略]</p> <p><b>第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 橋台工</b></p> <p>13-4-1 ~ 13-4-3 [略]</p> <p><b>13-4-4 軸体工</b></p> <p>1 [略] 2 <u>型枠、支保及び足場</u>の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、<u>第1編3-20-11 足場工</u>の規定によるものとする。 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略] 11 [略] 12 [略]</p>	<p><b>第13章 橋梁下部工事</b></p> <p><b>第1節 [略]</b></p> <p><b>第2節 一般事項</b></p> <p>13-2-1 [略]</p> <p><b>13-2-2 一般事項</b></p> <p>1 [略] 2 [略]</p> <p><b>第3節 [略]</b></p> <p><b>第4節 橋台工</b></p> <p>13-4-1 ~ 13-4-3 [略]</p> <p><b>13-4-4 軸体工</b></p> <p>1 [略] 2 <u>型枠及び支保、足場</u>の施工については、第1編第3章第8節型枠及び支保、<u>第20節足場工</u>の規定によるものとする。 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略] 11 [略] 12 [略]</p>

改正後	現行
13 <u>  </u> [略] 14 <u>  </u> [略]	13 <u>  </u> [略] 14 <u>  </u> [略]
<b>第5節 ~ 第7節 [略]</b>	<b>第5節 ~ 第7節 [略]</b>
<b>第14章 頭首工工事</b> <b>第1節 [略]</b>	<b>第14章 頭首工工事</b> <b>第1節 [略]</b>
<b>第2節 一般事項</b> 14-2-1 [略] 14-2-2 一般事項 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	<b>第2節 一般事項</b> 14-2-1 [略] 14-2-2 一般事項 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
14-2-3 定義 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]	14-2-3 定義 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]
<b>第3節 [略]</b>	<b>第3節 [略]</b>
<b>第4節 可動堰本体工</b> 14-4-1 ~ 14-4-6 [略] 14-4-7 床版(堰体)工 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	<b>第4節 可動堰本体工</b> 14-4-1 ~ 14-4-6 [略] 14-4-7 床版(堰体)工 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]

改 正 後	現 行
<b>14-4-8 堤柱工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略] 3 ____ [略]	<b>14-4-8 堤柱工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略] 3 ____ [略]
<b>14-4-9 [略]</b>	<b>14-4-9 [略]</b>
<b>14-4-10 ゲート操作台工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略]	<b>14-4-10 ゲート操作台工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略]
<b>14-4-11 水叩（エプロン）工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略]	<b>14-4-11 水叩（エプロン）工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略]
<b>14-4-12 ~ 14-4-14 [略]</b>	<b>14-4-12 ~ 14-4-14 [略]</b>
<b>第5節 固定堤本体工</b> 14-5-1 ~ 14-5-6 [略]	<b>第5節 固定堤本体工</b> 14-5-1 ~ 14-5-6 [略]
<b>14-5-7 堤体工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略]	<b>14-5-7 堤体工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略]
<b>14-5-8 ~ 14-5-9 [略]</b>	<b>14-5-8 ~ 14-5-9 [略]</b>
<b>第6節 護床工</b> 14-6-1 ~ 14-6-2 [略]	<b>第6節 護床工</b> 14-6-1 ~ 14-6-2 [略]
<b>14-6-3 間詰工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略]	<b>14-6-3 間詰工</b> 1 ____ [略] 2 ____ [略]
<b>14-6-4 ~ 14-6-6 [略]</b>	<b>14-6-4 ~ 14-6-6 [略]</b>
<b>第7節 ~ 第8節 [略]</b>	<b>第7節 ~ 第8節 [略]</b>

改 正 後	現 行
<p><b>第9節 管理橋上部工</b></p> <p><b>14-9-1 一般事項</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]</p> <p><b>14-9-2 プレテンション桁の購入</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      (1) ~ (2) <u>  </u> [略]      (3) コンクリートの施工は、次の規定によるものとする。          ア 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作する。          イ 蒸気養生2を行う場合、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作するものとし、養生終了後、急激に温度を降下させないよう留意しなければならない。          なお、養生室の温度上昇は1時間当たり15°C以下とし、養生中の温度は65°C以下として製作するものとする。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにし、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。</p> <p>3 <u>  </u> [略]</p> <p><b>14-9-3 ポストテンションT( I )桁製作工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]      5 <u>  </u> [略]      6 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>第9節 管理橋上部工</b></p> <p><b>14-9-1 一般事項</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]</p> <p><b>14-9-2 プレテンション桁購入工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      (1) ~ (2) <u>  </u> [略]      (3) コンクリートの施工については、次の規定により製作されたもの。          1) 振動数の多い振動機を用いて、十分に締固めて製作されたもの。          2) 蒸気養生を行う場合は、コンクリートの打込み後2時間以上経過してから加熱を始めて製作されたもの。          また、養生室の温度上昇は1時間当たり15°C以下とし、養生中の温度は65°C以下として製作されたもの。</p> <p>(4) プレストレスの導入については、固定装置を徐々にゆるめ、各PC鋼材が一様にゆるめられるようにして製作されたもの。また、部材の移動を拘束しないようにして製作されたもの。また、養生終了後は急激に温度を降下させてはならない。</p> <p>3 <u>  </u> [略]</p> <p><b>14-9-3 ポストテンションT( I )桁製作工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略]      2 <u>  </u> [略]      3 <u>  </u> [略]      4 <u>  </u> [略]      5 <u>  </u> [略]      6 <u>  </u> [略]</p>

改 正 後	現 行
<p><b>14-9-4 プレキャストブロック桁の購入</b></p> <p>プレキャストブロック桁を購入する場合は、本章 14-9-2 プレテンション桁の購入の規定によるものとする。</p>	<p><b>14-9-4 プレキャストブロック桁購入工</b></p> <p>プレキャストブロック購入については、本章 14-9-2 プレテンション桁購入工の規定によるものとする。</p>
<p><b>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>14-9-5 プレキャストブロック桁組立工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>14-9-6 PCホロースラブ製作工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>14-9-6 PCホロースラブ製作工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>14-9-7 PC箱桁製作工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>14-9-7 PC箱桁製作工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>14-9-8 [略]</b></p>	<p><b>14-9-8 [略]</b></p>
<p><b>14-9-9 架設桁架設工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]</p>	<p><b>14-9-9 架設桁架設工</b></p> <p>1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]</p>
<p><b>14-9-10 ~ 14-9-12 [略]</b></p>	<p><b>14-9-10 ~ 14-9-12 [略]</b></p>
<p><b>第 15 章 機場下部工事</b></p>	<p><b>第 15 章 機場下部工事</b></p>

改正後	現行
<b>第1節 [略]</b>	<b>第1節 [略]</b>
<b>第2節 一般事項</b>	<b>第2節 一般事項</b>
15-2-1 [略]	15-2-1 [略]
<b>15-2-2 一般事項</b>	<b>15-2-2 一般事項</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
<b>第3節 [略]</b>	<b>第3節 [略]</b>
<b>第4節 機場本体工</b>	<b>第4節 機場本体工</b>
15-4-1 作業土工	15-4-1 作業土工
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
15-4-2 ~ 15-4-4 [略]	15-4-2 ~ 15-4-4 [略]
<b>15-4-5 本体工</b>	<b>15-4-5 本体工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
<b>15-4-6 燃料貯油槽工</b>	<b>15-4-6 燃料貯油槽工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]

改正後	現行
2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略]
<b>第5節 遊水池工</b> 15-5-1 ~ 15-5-5 [略] <b>15-5-6 コンクリート床版工</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 15-5-7 [略]	<b>第5節 遊水池工</b> 15-5-1 ~ 15-5-5 [略] <b>15-5-6 コンクリート床版工</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 15-5-7 [略]
<b>第16章 地すべり防止工事</b> <b>第1節 [略]</b>	<b>第16章 地すべり防止工事</b> <b>第1節 [略]</b>
<b>第2節 一般事項</b> 16-2-1 [略] <b>16-2-2 一般事項</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]	<b>第2節 一般事項</b> 16-2-1 [略] <b>16-2-2 一般事項</b> 1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略]
<b>第3節 ~ 第5節 [略]</b>	<b>第3節 ~ 第5節 [略]</b>

改正後	現行
<b>第6節 水抜きボーリング工</b>	<b>第6節 水抜きボーリング工</b>
16-6-1 水抜きボーリング工	16-6-1 水抜きボーリング工
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
16-6-2 面壁工	16-6-2 面壁工
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]
<b>第7節 集水井設置工</b>	<b>第7節 集水井設置工</b>
16-7-1 [略]	16-7-1 [略]
16-7-2 集水井工	16-7-2 集水井工
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
16-7-3 ~ 16-7-4 [略]	16-7-3 ~ 16-7-4 [略]
<b>第8節 抑止杭工</b>	<b>第8節 抑止杭工</b>
16-8-1 [略]	16-8-1 [略]
16-8-2 抑止杭工	16-8-2 抑止杭工
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略]

改正後	現行
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
<b>第9節 水路工</b>	<b>第9節 水路工</b>
16-9-1 承水路工	16-9-1 承水路工
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
16-9-2 [略]	16-9-2 [略]
<b>第10節 暗渠工</b>	<b>第10節 暗渠工</b>
16-10-1 明暗渠工	16-10-1 明暗渠工
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
16-10-2 [略]	16-10-2 [略]
<b>第11節 [略]</b>	<b>第11節 [略]</b>
<b>第12節 アンカーア</b>	<b>第12節 アンカーア</b>
16-12-1 [略]	16-12-1 [略]
16-12-2 受圧版	16-12-2 受圧版
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
16-12-3 プレキャスト受圧板	16-12-3 プレキャスト受圧板
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]

改正後	現行
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
第13節～第15節 [略]	第13節～第15節 [略]
第17章 PCタンク工事 第1節～第3節 [略]	第17章 PCタンク工事 第1節～第3節 [略]
第4節 床版工 17-4-1 床版工	第4節 床版工 17-4-1 床版工
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
第5節 側壁工 17-5-1 側壁工	第5節 側壁工 17-5-1 側壁工
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略]
第6節 [略]	第6節 [略]
第7節 歩廊工 17-7-1 歩廊工	第7節 歩廊工 17-7-1 歩廊工

改正後	現行
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>第8節～第11節 [略]</b>	<b>第8節～第11節 [略]</b>
<b>第18章 ため池改修工事</b> <b>第1節 [略]</b>	<b>第18章 ため池改修工事</b> <b>第1節 [略]</b>
<b>第2節 一般事項</b> 18-2-1～18-2-2 [略]	<b>第2節 一般事項</b> 18-2-1～18-2-2 [略]
<b>18-2-3 定義</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略] 11 <u>  </u> [略] 12 <u>  </u> [略]	<b>18-2-3 定義</b>  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略] 11 <u>  </u> [略] 12 <u>  </u> [略]
<b>第3節 堤体工</b> 18-3-1 雜物除去工  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	<b>第3節 堤体工</b> 18-3-1 雜物除去工  1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]

改 正 後	現 行
<b>18-3-2 表土剥ぎ工</b>	<b>18-3-2 表土剥ぎ工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>18-3-3 ~ 18-3-7 [略]</b>	<b>18-3-3 ~ 18-3-7 [略]</b>
<b>18-3-8 挖削土の流用工</b>	<b>18-3-8 挖削土の流用工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略]
<b>18-3-9 挖削土の搬出工</b>	<b>18-3-9 挖削土の搬出工</b>
1 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、 <u>「建設汚泥処理土利用基準」</u> の第4種 <u>処理土</u> 相当以上（コーン指数（q c）が200kN/m <sup>2</sup> 以上又は一軸圧縮強度（q u）が50kN/m <sup>2</sup> 以上）に改良しなければならない。  なお、第4種 <u>処理土</u> 相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。	1 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、 <u>建設汚泥再生利用技術基準(案)</u> の第4種 <u>建設発生土</u> 相当以上（コーン指数（q c）が200kN/m <sup>2</sup> 以上若しくは一軸圧縮強度（q u）が50kN/m <sup>2</sup> 以上）に改良しなければならない。  なお、第4種 <u>建設発生土</u> 相当以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
2 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「 <u>土壤汚染対策法</u> 」を満たしていることを確認するものとする。	2 受注者は、泥土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に泥土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「 <u>水質汚濁防止法に基づく排水基準（一律排水基準）</u> 」を満たしていることを確認するものとする。
なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。	なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。
<b>18-3-10 堤体盛立工</b>	<b>18-3-10 堤体盛立工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略] 9 <u>  </u> [略] 10 <u>  </u> [略]

改正後	現行
11 <u>  </u> [略]	11 <u>  </u> [略]
12 <u>  </u> [略]	12 <u>  </u> [略]
13 <u>  </u> [略]	13 <u>  </u> [略]
14 <u>  </u> [略]	14 <u>  </u> [略]
15 <u>  </u> [略]	15 <u>  </u> [略]
16 <u>  </u> [略]	16 <u>  </u> [略]
17 <u>  </u> [略]	17 <u>  </u> [略]
18 <u>  </u> [略]	18 <u>  </u> [略]
19 <u>  </u> [略]	19 <u>  </u> [略]
<b>18-3-11 ~ 18-3-13 [略]</b>	<b>18-3-11 ~ 18-3-13 [略]</b>
<b>第4節 地盤改良工</b>	<b>第4節 地盤改良工</b>
<b>18-4-1 浅層改良工</b>	<b>18-4-1 浅層改良工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]
<b>18-4-2 深層改良工</b>	<b>18-4-2 深層改良工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]

改正後	現行
8 <u>  </u> [略]	8 <u>  </u> [略]
9 <u>  </u> [略]	9 <u>  </u> [略]
10 <u>  </u> [略]	10 <u>  </u> [略]
11 <u>  </u> [略]	11 <u>  </u> [略]
<b>第5節 洪水吐工</b>	<b>第5節 洪水吐工</b>
<b>18-5-1 洪水吐工</b>	<b>18-5-1 洪水吐工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
<b>第6節 取水施設工</b>	<b>第6節 取水施設工</b>
<b>18-6-1 取水施設工</b>	<b>18-6-1 取水施設工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]
5 <u>  </u> [略]	5 <u>  </u> [略]
6 <u>  </u> [略]	6 <u>  </u> [略]
7 <u>  </u> [略]	7 <u>  </u> [略]
<b>18-6-2 ゲート及びバルブ製作工</b>	<b>18-6-2 ゲート及びバルブ製作工</b>
1 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略]
2 <u>  </u> [略]	2 <u>  </u> [略]
3 <u>  </u> [略]	3 <u>  </u> [略]
4 <u>  </u> [略]	4 <u>  </u> [略]

改正後	現行
<b>18-6-3 取水ゲート工</b>	<b>18-6-3 取水ゲート工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略]
<b>18-6-4 土砂吐ゲート工</b>	<b>18-6-4 土砂吐ゲート工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略]
<b>第7節 浚渫工</b>	<b>第7節 浚渫工</b>
<b>18-7-1 土質改良工</b>	<b>18-7-1 土質改良工</b>
1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略]	1 <u>  </u> [略] 2 <u>  </u> [略] 3 <u>  </u> [略] 4 <u>  </u> [略] 5 <u>  </u> [略] 6 <u>  </u> [略] 7 <u>  </u> [略] 8 <u>  </u> [略]
9 <u>  </u> 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、 <u>建設汚泥処理土利用基準</u> の第4種 <u>処理土相</u> 当以上（コーン指数（ $q_c$ ）が200kN/m <sup>2</sup> 以上若しくは一軸圧縮強度（ $q_u$ ）が50kN/m <sup>2</sup> 以上）に改良しなければならない。  なお、第4種 <u>処理土相</u> 以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。	9 <u>  </u> 受注者は、泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する場合、 <u>建設汚泥再生利用技術基準(案)</u> の第4種 <u>建設発生土相</u> 当以上（コーン指数（ $q_c$ ）が200kN/m <sup>2</sup> 以上若しくは一軸圧縮強度（ $q_u$ ）が50kN/m <sup>2</sup> 以上）に改良しなければならない。  なお、第4種 <u>建設発生土相</u> 以下の泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。

改 正 後	現 行
<p>10 受注者は、浚渫土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に浚渫土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「<u>土壤汚染対策法</u>」を満たしていることを確認するものとする。</p> <p>なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</p>	<p>10 受注者は、浚渫土を他事業、他工事で再利用する場合、事前に浚渫土に含まれる有害物質に関する試験を行い、「<u>水質汚濁防止法に基づく排水基準（一律排水基準）</u>」を満たしていることを確認するものとする。</p> <p>なお、基準を満たしていない場合は監督職員と協議するものとする。</p>
<p><b>第 20 章 推進工事</b></p> <p><b>第 1 節 ~ 第 3 節 [略]</b></p>	<p><b>第 20 章 推進工事</b></p> <p><b>第 1 節 ~ 第 3 節 [略]</b></p>
<p><b>第 4 節 推進工</b></p> <p><b>20-4-1 立坑工</b></p> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略]</p> <p><b>20-4-2 [略]</b></p> <p><b>20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）</b></p> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略] 11 [略]</p>	<p><b>第 4 節 推進工</b></p> <p><b>20-4-1 立坑工</b></p> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略]</p> <p><b>20-4-2 [略]</b></p> <p><b>20-4-3 推進作業（密閉型：泥水、泥土圧、土圧、泥濃式推進工法）</b></p> <p>1 [略] 2 [略] 3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略] 11 [略]</p>

改正後	現行
12 [略]	12 [略]
<b>20-4-4 推進作業（開放型：刃口推進工法）</b>	<b>20-4-4 推進作業（開放型：刃口推進工法）</b>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
<b>20-4-5 滑材及び裏込め注入</b>	<b>20-4-5 滑材及び裏込め注入</b>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
3 [略]	3 [略]
4 [略]	4 [略]
5 [略]	5 [略]
6 [略]	6 [略]
<b>20-4-6 立坑内管布設工</b>	<b>20-4-6 立坑内管布設工</b>
1 [略]	1 [略]
2 [略]	2 [略]
<b>第5節 仮設工</b>	<b>第5節 仮設工</b>
<b>20-5-1 通信<b>及</b>び換気設備工</b>	<b>20-5-1 通信<b>及</b>び換気設備工</b>
通信設備及び換気設備については、配置人員及び使用機械等を十分検討し、設置、維持管理するものとする。	通信設備及び換気設備については、配置人員及び使用機械等を十分検討し、設置、維持管理するものとする。
<b>20-5-2 ~ 20-5-6 [略]</b>	<b>20-5-2 ~ 20-5-6 [略]</b>

## 改正後

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表											
指 示	承 諾	協 議	提 出	報 告							
章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容							
<b>第1編 共通編</b>											
規則											
1-1-1	・設計図書間で相違があるとき	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同	1-1-1	・SI単位と非SI単位との数値が	1-1-3	・設計図書の照査を行い該当する	1-1-24	・特定建設資材の分別解体等及び	1-1-24	・特定性投資材の分別解体等及び
1-1-3	・設計図書の照査範囲を超える資料の作成	1-1-3	・契約図書及びその他の図書の第	1-1-19	・三者への使用:伝達	1-1-4	・請負代金内訳書_工程表	1-1-25	・管理基準及び現地値から外れ	1-1-25	・再資源化
1-1-5	・詳細な施工計画書	1-1-22	・施工計画書の使用について設計	1-1-5	・図面に示されていない場合	1-1-6	・着手前に既工計画書(当初・変更)	1-1-26	・施工方法の改善策	1-1-26	・履行報告
1-1-11	・工事用地等の復旧方法	1-1-5	・施工小計書の記載内容の省略	1-1-17	・中止期間中の維持・管理に関する規定	1-1-28	・電子化の範囲等	1-1-40	・履行報告	1-1-37	・地下埋設物等を発見した場合
1-1-16	・調査・試験に対する協力	1-1-17	・電子化の範囲等	1-1-24	・定めのない工種の施工管理	1-1-6	・施工計画台帳(低入札の場合)	1-1-42	・環境への影響が予知された又は発生した場合	1-1-43	・環境への影響が予知された又は発生した場合
1-1-17	・工事の一時中止	1-1-22	・建設副産物の任怠設工事への使用及び返還	1-1-38	・地下埋設物等に損害を与えた場合の補修	1-1-14	・施工体制台帳および施工体系図	1-1-41	・文化財を発見した場合	1-1-44	・文化財を発見した場合
1-1-20	・支給材料及び貸与品の引渡し場所	1-1-24	・工事材料の品質を証明する資料	1-1-42	・落成対策型を仕様できない場合	1-1-46	・下請負人の社会保険等加入に関する規定	1-1-46	・下請負人の社会保険等加入に関する規定	1-1-46	・設計図書及び契約そのものが法令と矛盾等している場合
1-1-21	・工事現場発生品の引渡し場所	1-1-24	・工事材料の品質を証明する資料	1-1-42	・落成対策型を仕様できない場合	1-1-46	・官庁との交渉等の内容	1-1-46	・官庁との交渉等の内容	1-1-47	・関係官公庁への手続き内容(事前)及び状況
1-1-25	・管理基準及び現地値から外れた場合	1-1-38	・公衆に迷惑を及ぼす施工方法	1-1-52	・発明又は考案した場合の出願権及び権利の帰属等	1-1-52	・下請負人が社会保険等未加入である場合の特別事業申請書	1-1-52	・発明又は考案した場合の出願権及び権利の帰属等	1-1-52	・社会保険等加入者無の確認に必要な届出
1-1-31	・修繕の必要があると認めた場合		・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあつた施工機械の使用	1-1-47	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合	1-1-17	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合	1-1-54	・文化財を発見した場合の処理	1-1-55	・官庁との交渉等の内容
1-1-32	・工事の出来高に関する資料の作成		・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合	1-1-47	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合	1-1-20	・支給材料(又は貸与品)の請求書、受領書、返還書	1-1-20	・文化財を発見した場合の特別事業申請書	1-1-51	・創意工夫等に関する資料
1-1-38	・工事検査に必要な仮設物の位置	1-1-48	・用地幅員、測量標及び多角点等の移設			1-1-22	・建設発生土搬出帳票及び廃棄物管理票	1-1-22	・社会保険等の提出額の確定	1-1-53	・業務の遂行により発明又は考案したとき
1-1-41	・事故報告書の提出期限					1-1-44	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-44	・社会保険等加入者無の確認に必要な届出	1-1-55	・既得の措置を講じた場合の内容
1-1-39	・環境への影響が予知され又は発生した場合					1-1-24	・監督職員の立会議	1-1-25	・監督職員の立会議		
1-1-43	・文化財を発見した場合の処理					1-1-25	・施工管理記録、写真等の資料	1-1-26	・施工管理記録、写真等の資料		
1-1-46	・監修官公庁への手続きが困難な場合					1-1-26	・施工段階認証	1-1-27	・段階認証書面		
1-1-48	・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合					1-1-26	・確認状況写真	1-1-27	・出来形数量及び出来形図		
	・測量標及び多角点を設置するための基準点					1-1-26	・出来形数量及び出来形図	1-1-28	・出来形測量に基づく出来形図		
1-1-49	・提出書類の書式等に定めのない場合					1-1-27	・完工通知書、設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び	1-1-29	・完工通知書、設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び		

## 現 行

参考1 土木工事共通仕様書における「指示・承諾・協議・提出・報告」の一覧表											
指 示	承 諾	協 議	提 出	報 告							
章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容	章・節・条 内 容							
<b>第1編 共通編</b>											
規則											
1-1-1	・設計図書間で相違があるとき	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同	1-1-1	・SI単位と非SI単位との数値が異なる場合	1-1-2	・品質を証明する試験機関及び同	1-1-1	・SI単位と非SI単位との数値が異なる場合	1-1-24	・特定性投資材の分別解体等及び再資源化
1-1-3	・設計図書の照査範囲を超える資料の作成	1-1-3	・契約図書及びその他の図書の第	1-1-19	・三者への使用:伝達	1-1-4	・請負代金内訳書_工程表	1-1-25	・管理基準及び現地値から外れ	1-1-25	・履行報告
1-1-5	・詳細な施工計画書	1-1-22	・建設副産物の使用について設計	1-1-5	・図面に示されていない場合	1-1-6	・着手前に既工計画書(当初・変更)	1-1-26	・施工方法の改善策	1-1-26	・地下埋設物等を発見した場合
1-1-11	・工事用地等の復旧方法	1-1-5	・施工小計書の記載内容の省略	1-1-17	・中止期間中の維持・管理に関する規定	1-1-28	・電子化の範囲等	1-1-40	・履行報告	1-1-43	・環境への影響が予知された又は発生した場合
1-1-16	・調査・試験に対する協力	1-1-17	・電子化の範囲等	1-1-24	・定めのない工種の施工管理	1-1-6	・施工計画台帳(低入札の場合)	1-1-42	・環境への影響が予知された又は発生した場合	1-1-43	・環境への影響が予知された又は発生した場合
1-1-17	・工事の一時中止	1-1-22	・建設副産物の任怠設工事への使用	1-1-22	・地下埋設物等に損害を与えた場合の補修	1-1-14	・施工体制台帳および施工体系図	1-1-41	・文化財を発見した場合	1-1-44	・文化財を発見した場合
1-1-20	・支給材料及び貸与品の引渡し場所	1-1-24	・工事材料の品質を証明する資料	1-1-42	・落成対策型を仕様できない場合	1-1-46	・下請負人の社会保険等加入に関する規定	1-1-46	・下請負人の社会保険等加入に関する規定	1-1-46	・設計図書及び契約そのものが法令と矛盾等している場合
1-1-21	・工事現場発生品の引渡し場所	1-1-24	・工事材料の品質を証明する資料	1-1-42	・落成対策型を仕様できない場合	1-1-46	・官庁との交渉等の内容	1-1-46	・官庁との交渉等の内容	1-1-47	・関係官公庁への手続き内容(事前)及び状況
1-1-25	・管理基準及び現地値から外れた場合	1-1-38	・公衆に迷惑を及ぼす施工方法	1-1-52	・発明又は考案した場合の出願権及び権利の帰属等	1-1-52	・下請負人が社会保険等未加入である場合の特別事業申請書	1-1-52	・発明又は考案した場合の出願権及び権利の帰属等	1-1-52	・社会保険等加入者無の確認に必要な届出
1-1-31	・修繕の必要があると認めた場合		・設計図書に指定した建設機械以外のより条件にあつた施工機械の使用	1-1-47	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合	1-1-17	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合	1-1-54	・文化財を発見した場合の処理	1-1-55	・官庁との交渉等の内容
1-1-32	・工事の出来高に関する資料の作成		・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合	1-1-47	・設計図書に定められた施工時期及び施工時間を変更する場合	1-1-20	・支給材料(又は貸与品)の請求書、受領書、返還書	1-1-20	・文化財を発見した場合の特別事業申請書	1-1-51	・創意工夫等に関する資料
1-1-38	・工事検査に必要な仮設物の位置	1-1-48	・用地幅員、測量標及び多角点等の移設			1-1-22	・建設発生土搬出帳票及び廃棄物管理票	1-1-22	・社会保険等の提出額の確定	1-1-53	・業務の遂行により発明又は考案したとき
1-1-41	・事故報告書の提出期限					1-1-44	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画及び実施状況	1-1-44	・社会保険等加入者無の確認に必要な届出	1-1-55	・既得の措置を講じた場合の内容
1-1-39	・環境への影響が予知され又は発生した場合					1-1-24	・監督職員の立会議	1-1-25	・監督職員の立会議		
1-1-43	・文化財を発見した場合の処理					1-1-25	・施工管理記録、写真等の資料	1-1-26	・施工管理記録、写真等の資料		
1-1-46	・監修官公庁への手続きが困難な場合					1-1-26	・施工段階認証	1-1-27	・段階認証書面		
1-1-48	・測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合					1-1-26	・確認状況写真	1-1-27	・出来形数量及び出来形図		
	・測量標及び多角点を設置するための基準点					1-1-26	・出来形数量及び出来形図	1-1-28	・出来形測量に基づく出来形図		
1-1-49	・提出書類の書式等に定めのない場合					1-1-27	・完工通知書、設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び	1-1-29	・完工通知書、設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び		

改正後

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
工事報告書等の資料 ・事故報告書 ・第三者に損害を与えた場合の 回避可決に関する判断資料 ・工事用道路の施工計画書 ・法令、条例等による許可書類の 写し ・官公庁の休日又は夜間に作業を 行う場合の理由を付した書面 ・工事測量の結果 ・工事請負契約に係る提出書類 ・発注者用掛金收納書 ・異常建設資材使用状況報告書 ・出船證明書									
<b>材料</b>									
2-1-2	・工事材料	2-1-2	・指示された工事材料	2-1-1	・環境負荷低減に資する物品等の使用	2-1-2	・監督員が指示する工事材料の見本 又は資料(使用前)	2-7-1	・アルカリ骨材反応抑制対策の方法及び 使用した骨材の試験結果
2-1-3	・工事材料の試験及び検査	2-6-3	・JIS及び土木学会基準に適合しない 混和材料を使用する場合	2-4-11 及び 2-6-1	・セメントに高炉セメントB種以 外を使用する場合				
<b>施工共通事項</b>									
3-2-2	・工事記録の提出	3-3-2	・張って仕上げ面を超えて発破を 行ったときの修復工法	3-2-2	・基準点及び水準点の移設	3-2-2	・工事記録	3-2-2	・架空線等上空施設の現地調査結果
3-10-2	・養生期間	3-3-3	・水中盛土の気泡及び材料等	3-3-1	・工事目的に影響する漏水が発生 した場合	3-3-3	・移設した基準及び水準点の成果図 ・盛土方法が設計図面に示されていない 場合の施工方法	3-3-1	・観測記録
		3-3-7	・張って仕上げ面を超えて発破を 行ったときの修復工法		・設計図面に仕開物の処理及び除去 作業区分が示されていない場合	3-3-5	・オーブンケーンが設計図面に 示されない場合に 元示さざるに達したとき、底面の 支持地盤条件が設計図面を満足 していることが確認できる資料	3-3-2	・漏水発生により行った応急処置 ・崩落、地すべり等が生じた場合又は その恐れがある場合の措置
		3-3-8	・受入れ地の地形が実測困難な場合		・設計図面に土表の運搬場所が指定 されていない場合	3-3-6	・地盤沈下等に伴う応急処置を行った 場合		
		3-4-2	・杭先端部の環状形状	3-3-2	・土質の差し変化及び予期しない 埋設物を見出した場合	3-3-8	・受入地の地形を実測した資料	3-4-2	・鋼杭の溶接結果
		3-4-3	・遮へいした場合等の溶接操作業 以外の場合		・崩落、地すべり等が生じた場合、 又は、そのおそれがある場合の 対処方法	3-4-1	・実測に代わる資料 ・杭の施工記録	3-5-4	・植物が枯死した場合の原因調査及び 再植の結果
		3-4-6	・減圧沈下を併用する場合		・基礎地盤の支持力が得られない場合等 ・計画配合の修正等が必要な場合	3-4-2	・埋込み工法における支持層の確認結果 ・溶接工の資格認定書の写し	3-6-3	・発芽不適箇所が生じた場合の原因 調査及び再施工の結果
		3-5-5	・鉛石積(張)の合端のモルタル目的		・基礎地盤の支持力が得られない場合等 ・計画配合の修正等が必要な場合	3-4-3	・床板完了後の杭頭部の杭孔確認写真		
		3-7-3	・計画配合の修正等が必要な場合		・発破施工時の防護柵等が設計図面に 示されていない場合	3-4-6	・アンカー定着部位の確認結果 ・製造会社の材料試験結果、配合の 決定に関する資料	3-7-9	・アルカリ骨材抑制対策の方法
		3-7-7	・全塗化セイオン量の許容値を 0.8kg/m <sup>3</sup> 以下とする場合		・盛土する地盤に予期しない不良地盤 が現れた場合の処理方法	3-7-2	・ガス圧接部の欠陥による外観検査 及び路盤面に異常が発見した場合	3-9-4	・ガス圧接部の欠陥による外観検査 及び路盤面に異常が発見した場合
		3-7-12	・伸縮維目の目地の材質等が設計 図面に示されていない場合	3-3-3	・盛土する地盤に予期しない不良地盤 が現れた場合の処理方法				
		3-9-2	・鉄筋配置の施工における形状保 留		・沈下等の有する現象があった場合				

現行

改正後

現 行

## 改正 後

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
		3-13-6	・薬液注入施工に伴う現場責任者 ・薬液注入の工法及び材料		■ ・著しく沈下が困難な場合の処理方法				
		3-21-2	・漏水処理施設を設置する場合の 漏水処理施設計画書等	3-4-7	・矢板が入らない、あるいは破損及び 打ち込み傾斜の著しい場合				
		3-21-3	・試験結果より漏水対策を講じる 必要がある場合の方法	3-5-1	・排水孔の位置が設計図書に示されて いない場合の施工方法				
				3-6-4	・漏水が発生した場合の施工方法 ・伸縮目地、水抜き孔の施工において 設計図書により難い場合				
				3-6-6	・周辺地盤、アンカ一定着地盤に影響 がある場合 ・削孔が不能となった場合の処置方法				
				3-7-1	・コンクリート使用量が少量で共通仕様書 に示されていない場合				
				3-7-2	・トラックアジテータ以外を使用する 場合				
				3-7-10	・練り混ぜから打ち終わるまでの 時間が規定する時間を超える場 合				
				3-7-11	・表3-7-2に示していないヤメン トを使用する際の湿润養生期間				
				3-7-12	・設計書に示されていない打撃回 数を設ける場合				
				3-8-2	・添用例により認証マークが確認 できない場合				
				3-9-3	・鉄筋のガス圧接箇所が設計図書 どおりに施工できない場合の処 置方法				
				3-11-2	・路床及び路盤面に異常を発見した場合 の処理方法処置方法				
				3-11-3	・透骨材料の加熱温度				
					・路盤面に異常を発見した場合の 処置方法				
				3-11-4	・路盤面に異常を発見した場合の 処置方法				
				3-12-2	・脚部構の設置位置に支障がある場合 又は止めされていない場合 ・金具類の規格及び塗装等が設計図書 に示されていない場合				

現行

## 改正後

指示		承諾		協議		提出		報告	
章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容
				3-13-1	・改良工法、改良材、投入量の変更を行なう場合				
				3-13-2	・所定のCBRを満足しない場合の処置方法				
				3-13-5	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法				
				3-13-6	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法				
				3-13-7	・地下埋設物を発見した場合の対応方法				
				3-15-1	・復旧する耕土層の確保が困難となった場合				
				3-16-2	・発生土が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-16-3	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-17-8	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-17-9	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-17-11	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-18-1	・境界杭の設置が設計図書に示されていない場合				
				3-18-2	・境地権者との間にトラブルが生じた場合				
				3-19-3	・鋼矢板及び鋼機の引き抜き後、地盤に変化が生じた場合				
				3-19-4	・根固めブロックに付着した土砂、泥土ごみを現場内において取り除いた後、運搬し難い場合				
				3-19-5	・道路施設の撤去で損傷等の悪影響が生じた場合の措置				
				3-20-9	・設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合の処分方法				
				3-20-10	・粉じん濃度3mg/m <sup>3</sup> を達成することが困難と考えられる場合				
					・粉じん濃度3mg/m <sup>3</sup> を達成することが困難となる場合				

## 現行

指示		承諾		協議		提出		報告	
章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容	章・節・条	内容
				3-13-5	知置方法				
				3-13-6	・施工現場周辺の地盤等への影響が生じた場合の対応方法				
				3-13-7	・地下埋設物を発見した場合の対応方法				
				3-15-1	・鋼面に異常を発見した場合の処置方法				
				3-16-2	・復旧する耕土層の確保が困難となった場合				
				3-16-3	・発生土が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-17-8	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-17-9	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-17-11	・発生材が再利用に耐えない場合の処置方法				
				3-18-1	・鋼矢板の設置が設計図書に示されていない場合				
				3-18-2	・境地権者との間にトラブルが生じた場合				
				3-19-3	・鋼矢板及び鋼機の引き抜き後、地盤に変化が生じた場合				
				3-19-4	・道路施設の撤去で損傷等の悪影響が生じた場合の措置				
				3-19-5	・設計図書に示された場所以外で撤去物を処分する場合の処分方法				
				3-20-9	・粉じん濃度3mg/m <sup>3</sup> を達成することが困難となる場合				
				3-20-10	・工事車両が車輪に泥土、土砂を付着したまま現場外に出るおそれがある場合				

## 改 正 後

指 示		承 諸		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				3-20-10	因縁と考えられる場合 ・工事事務が車輪に泥土、土砂を付着したまま現場外に出るおそれがある場合 ・工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合				
				3-21-2	・濁水処理後の汚泥等の処理方法				
				3-21-3	・管銛目試験の実施が困難な場合				
<b>第2項 工事別運ほ場整備工事</b>									
		1-2-2	・石様の処理を地区外に処理する場合	1-2-2	・計画以外の場所で排水及び濁水処理を使用する場合に行う必要が生じた場合				
				1-3-4	・貯葉排水の効果が阻害されるおそれがある場合				
				1-4-5	・取水口及び分水施設が現地と適合しない場合				
				1-4-6	・樹、管渠、谷口、吐口が現地と適合しない場合				
<b>農地造成工事</b>									
		2-3-1	・計画以外の箇所で暗渠排水の必要があると認められるときの処理方法	2-5-1	・土壤改良材の保証書	2-3-1	・計画以外の箇所で暗渠排水の必要があると認められるとき		
		2-3-2	・伐開物の処分方法 ・設計図書に技術及び技術の集積場所及び処理方法が示されていない場合 ・岩盤又は軽石等、不適当な土質、多量の湧水が出現した場合 ・設計図書に雜物及び石様の処理方法が示されていない場合						
		2-5-1							
<b>農道工事</b>									
3-13-2	・側溝設置による勾配	3-8-5	・指針の規定以外の施工方法による場合	3-3-1	・路床面の支持力が得られない場合 又は均等性に疑問がある場合				
3-14-3	・区画線の施工場所、施工方法 施工種類	3-9-2	・自由勾配側溝の底版コンクリート厚さが設計図書により難い場合	3-6-6	・盛土及び溝面材に異常な変異が観測された場合				
		3-14-3	・規定の品質以外の反射シートを用いる場合	3-8-5	・設計図書に示された掘削勾配により難い場合				
				3-9-2	・設計図書に示された水路勾配により難い場合 ・軟弱地盤が出現した場合の施工方法 ・ゴルゲートフリュームのあけこしを行う				

## 現 行

指 示		承 諸		協 議		提 出		報 告		
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	
					-工事用機械及び車両の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合					
					3-21-2	・濁水処理後の汚泥等の処理方法				
					3-21-3	・管銛目試験の実施が困難な場合				
<b>第2項 工事別運ほ場整備工事</b>										
		1-2-2	・ <b>石様等の処理を適正に処理する以外の場合は</b>	1-2-2	・石様の処理を地区外に処理する場合	1-2-2	・計画以外の場所で排水及び濁水処理を使用する場合に行う必要が生じた場合			
						1-3-4	・暗渠排水の効果が阻害されるおそれがある場合			
						1-4-5	・取水口及び分水施設が現地と適合しない場合			
						1-4-6	・樹、管渠、谷口、吐口が現地と適合しない場合			
<b>農地造成工事</b>										
					2-3-1	・計画以外の箇所で暗渠排水の必要があると認められるときの処理方法	2-5-1	・土壤改良材の保証書	2-3-1	・計画以外の箇所で暗渠排水の必要があると認められるとき
					2-3-2					
					2-5-1	・設計図書に抜根及び排根の集積場所及び処理方法が示されていない場合 ・岩盤又は軽石等、不適当な土質、多量の湧水が出現した場合 ・設計図書に雜物及び石様の処理方法が示されていない場合				
<b>農道工事</b>										
3-13-2	・側溝設置による勾配	3-8-5	・指針の規定以外の施工方法による場合	3-6-5	・指針の規定以外の施工方法による場合	3-3-1	・路床面の支持力が得られない場合 又は均等性に疑問がある場合			
3-14-3	・区画線の施工場所、施工方法 施工種類	3-9-2	・自由勾配側溝の底版コンクリート厚さが設計図書により難い場合	3-9-2	・自由勾配側溝の底版コンクリート厚さが設計図書により難い場合	3-6-6	・盛土及び溝面材に異常な変異が観測された場合			
		3-14-3	・規定の品質以外の反射シートを用いる場合	3-8-5	・規定の品質以外の反射シートを用いる場合	3-8-5	・設計図書に示された掘削勾配により難い場合			
				3-9-2	・設計図書に示された水路勾配により難い場合 ・軟弱地盤が出現した場合の施工方法 ・ゴルゲートフリュームのあけこしを行う必要が生じた場合の布設方法	3-9-2				

改正後

指 示		承 諸		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				3-9-4 3-9-5 3-10-2 3-14-3 3-14-7	必要が生じた場合の布設方法 ・集水坑の高さ調整が必要な場合 ・新たに地下水脈を発見した場合の対策 ・アンカーピンの打ち込みが岩盤で 不可能な場合 ・落石防止鋼工が設計図書に示す設置 方法により難い場合 ・横樋の設置において障害物がある場合 ・設計図書に視線誘導標の設置位置が 示されていない場合 ・設計図書に距離標の設置位置が 示されていない場合 ・設計図書に道路標の設置位置が 示されていない場合				
<b>水路トンネル工事</b>									
4-5-1 ・支保工の間隔	4-2-2 ・坑内観察調査、内空変位測定、 天端沈下測定及び地表沈下測定の 計測結果	4-5-1 ・地山の部分的な突出で岩質が堅硬で かつ履工の強度に影響がないものを 設計巻厚線内に入れる場合 ・余幅が生じた場合の充電材料及び 施工方法 ・逆巻き区間を千鳥以外の方法で 抜き掘りする場合 ・鋼製支保工を使用する場合の加工図 ・鋼製支保工の曲げ加工で冷間加工 以外の加工を行う場合	4-5-1 ・断面岩質分類表の変更 ・底盤支承面が軟弱で次下のおそれが ある場合の沈下防止を図るための方法 ・支保工パターンが地山条件により、 より難い場合 <b>・金網工に使用する材料が湧水等 に漏り、これにより難い場合</b> ・吹付けコンクリートの灌式方法が湧水 等により、より難い場合 ・地山からの湧水のため吹き付け コンクリートの施工が困難な場合 ・ロックドールが施工できない場合、又は 増打ちが必要な場合 ・地山条件やせん孔の状況、湧水状況 により、設計で示す仕様で施工できない 場合 ・地山の岩質、地質、せん工の状況から 定着方式、定着材が出来ない場合	4-2-2 ・坑内観察調査、内空変位測定、天端 沈下測定及び地表面沈下測定の計測結果 (検査時) ・地質、湧水、その他自然現象、支保工 、履工等の状況記録(請求)	4-2-2 ・岩の分類の境界が現地と一致しない 場合の確認資料(検査時) ・火薬取扱量、火薬取扱主任の経歴書	4-2-2 ・施工中の異常及び支障を与える おそれがある場合、又は灾害防止 の措置をとった場合 4-5-1 ・岩の分類の境界が現地と一致しない 場合 ・支保工に異常が発生した場合			
4-5-2 ・履工の施工時期 ・履工の型枠 ・鋼製移動式の型枠のものを使用 する場合 ・インパートの掘削部を掘削線を越えて 掘り過ぎた場合の処理方法及び 充電材料	4-5-2 ・履工の施工時期 ・履工の型枠 ・鋼製移動式の型枠のものを使用 する場合 ・インパートの掘削部を掘削線を越えて 掘り過ぎた場合の処理方法及び 充電材料	4-5-2 ・坑内観察調査、内空変位測定、天端 沈下測定及び地表面沈下測定の計測結果 (検査時) ・地山条件やせん孔の状況、湧水状況 により、設計で示す仕様で施工できない 場合 ・地山の岩質、地質、せん工の状況から 定着方式、定着材が出来ない場合	4-5-2 ・坑工のコンクリート打設に湧水がある 場合 ・鋼製支保工以外の支保材料を設計巻 厚線内に入れる場合の施工方法 ・計測Aの結果による履工コンクリート の打設時期						

現行

指 示		示 諾		協 譲		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				3-9-4 3-9-5 3-10-2	・集水樹の高さ調整が必要な場合 ・新たに地下水脈を発見した場合の対策 ・アンカーピンの打ち込みが岩盤で不可能な場合 ・落石防止工が設計図書に示す設置方法により難い場合				
				3-14-3 3-14-7	・標識の設置において障害物がある場合 ・設計図面に視線誘導標の設置位置が示されていない場合 ・設計図面に距離標の設置位置が示されていない場合 ・設計図面に道路筋の設置位置が示されていない場合				
<b>水路トンネル工事</b>									
4-5-1 ・支保工の間隔	4-2-2 ・坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果	4-5-1 ・地山の部分的な突出で岩質が堅硬でかつ巣工の強度に影響がないものを設計基準線内に入れる場合 ・余塙が生じた場合の充電材料及び施工方法 ・逆巣き区間を千鳥以外の方法で抜き廻りする場合 ・鋼製支保工を使用する場合の加工箇所 ・鋼製支保工の曲げ加工で冷間加工以外の加工を行う場合	4-5-1 ・掘削岩質分類表の変更 ・底版支承面が軟弱で沈下のおそれがある場合の沈下防止を図るための方法 ・支保工パーソンが地山条件により、より難い場合 ・吹付けコンクリートの溝式方法が湧水等により、より難い場合 ・地山からの湧水のため吹き付けコンクリートの施工が困難な場合 ・ロックボルトが施工できない場合、又は増打ちが必要な場合 ・地山条件やせん孔の状況、湧水状況により、設計で示す仕様で施工できない場合 ・地山の岩質、地質、せん工の状況から定着方式、定着材が出来ない場合 ・段工のコンクリート打設に湧水がある場合 ・鋼製支保工以外の支保材料を設計基準線内に入れる場合の施工方法 ・計測の結果による段工コンクリートの打設時期	4-2-2 ・坑内観察調査、内空変位測定、天端沈下測定及び地表沈下測定の計測結果(検査時)	4-5-1 ・岩の分類の境界が現地と一致しない場合 ・火薬取扱量、火薬取扱主任の経験書	4-2-2 ・施工中の異常及び支障を与えるおそれがある場合、又は災害防止の措置をとった場合	4-5-1 ・支保工に異常が発生した場合		
4-5-2 ・段工の施工時期 ・段工の型枠 ・鋼製移動式の壁式以のものを使用する場合 ・インバートの掘削で溶剤洗を継続して振り過ぎた場合の処理方法及び充電材料	4-5-2 ・段工の施工時期 ・段工の型枠 ・鋼製移動式の壁式以のものを使用する場合 ・インバートの掘削で溶剤洗を継続して振り過ぎた場合の処理方法及び充電材料	4-5-2 ・段工のコンクリート打設に湧水がある場合 ・鋼製支保工以外の支保材料を設計基準線内に入れる場合の施工方法 ・計測の結果による段工コンクリートの打設時期	4-5-3 ・裏込注入、の注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等 ・設計図面に示す注入圧力に達しない						

改正後

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
				4-5-3	・表記注入、の注入材料、注入時期、 注入圧力、注入の終了時期等 ・設計図書に示す注入圧力に達しない 場合				
<b>水路工事</b>									
		5-2-2	・伸縮継目又は伸縮継目の位置を設計 図書の規定によらない場合	5-5-3	・事業協会規格以外の製品を使用する 場合、底版接合鉄筋の継手の施工 方法	5-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した 施工計画書	5-2-2	・暗渠工及びサイホン工の施工中の 管体沈下の観測結果
		5-6-3	・事業協会規格以外の製品を使用する 場合、底版接合鉄筋の継手の施工方法						
		5-11-2	・設計図書に示す以外の打継目を施工 する場合						
<b>河川及び排水路工事</b>									
				6-7-1	・根固め工の施工で予期しない障害 となる工作物等が現れた場合				
				6-7-3	・捨石工で捨石基礎に影響がある場合の 施工方法				
				6-9-1	・設計図書に定められていない仮締切 を設置する場合				
				6-9-2	・基礎下面の土質が不適当の場合の 処理				
				6-9-6	・仮締切内に予期しない湧水がある場合 の処置				
					・鋼構造物埋設と本体コンクリートの 同時施工が困難な場合				
<b>管路工事</b>									
7-2-2	・管体及びゴム管等の損傷を発見した 場合	7-2-2	・管番号を記載した管割図  <b>・複数にともない変更となった管 割図</b>	7-5-1	・急な切断勾配に砂基盤を施工する 場合及び湧水が多い場合	7-6-2	・接着剤の性質等に関する資料	7-2-2	・管体及びゴム管等の損傷を発見した 場合
		7-6-4	・鋼管の製作図書	7-6-4	・管付の際、不適当な部材を発見した 場合	7-6-4	・鋼管の製作図書  ・現場溶接に従事する溶接工の資格 等を証明する書類	7-6-4	・管の接続後の点検結果  ・溶接部の判定記録
<b>烟かん施設工事</b>									
		8-9-3	・放水器具の承認図及び試験成績書等	8-9-1	・給水栓の設置が現地状況からより 難い場合	8-9-3	・放水器具の承認図及び試験成績書等		
				8-9-2	・放水施設の設置が現地状況からより 難い場合				
<b>フィルダム工事</b>									
10-4-1	・風化岩等不良岩及び破碎帶、断層の 処理	10-4-1	・掘削の処理に使用する埋戻材料及び 施工方法	10-13-1	・開工の施工時期	10-4-1	・設計図書に示す資料及び基礎地盤 の確認に必要な資料	10-8-2	・埋設後、計器の作動状況の検査  ・観測計器の動作確認
10-5-2	・基礎地盤からの湧水処理の方法  ・盛立材料をダム盛立工事以外の工事 に使用する場合	10-5-2	・盛立材料をダム盛立工事以外の工事 に使用する場合	10-13-2	・グラウチングトンネルの施工の詳細	10-5-2	・盛立材料の品質管理試験結果	10-9-3	・コンクリートの打込みで完了後、 観測計器の設置に係る諸結果

現行

指 示		承 諾		協 譼		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
<b>水路工事</b>									
		5-2-2	・伸縮締目又は伸縮締目の位置を設計図書の規定によらない場合	5-6-3	・事業協会規格以外の製品を使用する場合、底版接合鋼筋の締手の施工方法	5-6-3	・事業協会規格以外の製品を使用する場合、底版接合鋼筋の締手の施工方法	5-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書
		5-6-3	・事業協会規格以外の製品を使用する場合、底版接合鋼筋の締手の施工方法						・鉄策工及びサイホン工の施工中の締手沈下の検査結果
			・設計図書に示す以外の打継目を施工する場合						
<b>河川及び排水路工事</b>									
				6-7-1	・根固め工の施工で予期しない障害となる工作物等が現れた場合				
				6-7-3	・捨石工で捨石基礎に影響がある場合の施工方法				
				6-9-1	・設計図書に定められていない仮締切を設置する場合				
				6-9-2	・基礎下面の土質が不適当の場合の処理				
				6-9-2	・仮締切内に予期しない湧水がある場合の処理				
				6-9-6	・鋼構造物設置と本体コンクリートとの同時施工が困難な場合				
<b>管水路工事</b>									
7-2-2	・管体及びゴム栓等の損傷を発見した場合	7-2-2	・管番号を記載した管割図	7-5-1	・急な鋸歎勾配に砂巻縫を施工する場合及び湧水が多い場合	7-2-2	・布設にともない変更となった管割図	7-2-2	・管体及びゴム栓等の損傷を発見した場合
		7-6-4	・钢管の製作図書	7-6-4	・振付の際、不適当な部材を発見した場合	7-6-2	・接着剤の性質等に関する資料		・管の接続後の点検結果
						7-6-4	・钢管の製作図書		
							・埋設溶接に従事する溶接工の資格等を証明する書類	7-6-4	・溶接部の判定記録
<b>供かん施設工事</b>									
		B-9-3	・放水器具の承認図及び試験成績書等	B-9-1	・給水栓の設置が現地状況からより難い場合	B-9-3	・放水器具の承認図及び試験成績書等		
				B-9-2	・放水施設の設置が現地状況からより難い場合				
<b>フィルダム工事</b>									
10-4-1	・風化岩等不良岩及び破碎帶、断層の処理	10-4-1	・過塗の処理に使用する埋戻材料及び施工方法	10-13-1	・閉塞工の施工時期	10-4-1	・設計図書に示す資料及び基礎地盤の確認に必要な資料	10-8-2	・埋設後、計器の作動状況の検査
10-5-2	・基礎地盤からの湧水処理の方法	10-5-2	・盛立材料をダム盛立工事以外の工事に使用する場合	10-13-2	・グラウチングトンネルの施工の詳細	10-5-2	・盛立材料の品質管理試験結果	10-9-3	・コンクリートの打込み完了後、観測計器の作動確認
	・盛立材料をダム盛立工事以外の工事に使用する場合					10-8-2	・観測計器の設置に係る諸結果		
	・構立材料が品質試験の結果から	10-8-1	・構立ゾーンの一部を先行して構立て			10-8-3	・計器製造者の品質又は性能に関する資料		

## 改 正 後

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告					
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容				
10-8-1	<p>に使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・盛立材料が品質試験の結果から不適当と認めた場合</li> <li>・盛立材料の試験</li> <li>・基礎地盤の確認後、地盤を長期間放置した場合、又は地盤が著しく変化した場合</li> <li>・盛立材料が設計図書に示す品質と合致しない場合</li> <li>・污水や流水の影響がある場合の材料盛立て前の処理方法</li> <li>・盛立材料の転圧が不適当と認めた場合の処理方法</li> <li>・統計計画の測定値に異常が発生した場合の処理方法</li> <li>・造水材が設計図面に示す含水比を確保できない場合の処理方法</li> <li>・転圧した層の密着が確保できない場合の処理方法</li> <li>・コンクリート構造物がダム堤体に接する場合の処理方法</li> <li>・水平打継目の処理を行う時期</li> <li>・基礎グラウチングの施工</li> <li>・削孔中に岩質の変化が認められた場合</li> <li>・採取したコアの納入場所</li> <li>・セメントミルクを注入圧力及びセメントミルクの配合、切替え</li> <li>・セメントミルク注入効果の判定を行い、チェック孔の位置、方向、深度、及びその処理方法等</li> </ul>	10-8-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛立ゾーンの一部を先行して盛立てる場合、その範囲と形状等</li> <li>・遮水ゾーン及びフィルターボーンを横断する運搬路を設ける場合の構造及び位置</li> <li>・雨水の浸透を防ぐ措置</li> <li>・転圧機械を斜面付近でダム軸と直角方向に走行させる場合</li> <li>・埋設機器の性能検査</li> <li>・設計図面に示されていない打継目、又は施工上必要と認められない打継目をやむを得ず設ける場合</li> <li>・やむを得ずビッチングを行う場合</li> <li>・長時間打ち止めした水平打継目の処理</li> <li>・追加削孔の削孔位置</li> <li>・グラウチング用配管の配管方法</li> <li>・セメントミルクの製造方法及び輸送方法</li> <li>・水及びセメント等の計量方法</li> <li>・セメントミルク注入記録の整理方法</li> <li>・追加グラウチングの追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等</li> <li>・頭蓋コンクリートの運搬及び打込み方法</li> <li>・仮締切等からの漏水がある場合の処理方法</li> </ul>	10-9-3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計器製造者の品質又は性能に関する資料</li> <li>・軽量計器の設置に係る諸結果</li> <li>・計量装置の検査結果</li> <li>・各孔ごとの注入時間、注入圧力及び注入量を記録した資料</li> <li>・水押し試験及び透水試験の部類</li> </ul>	10-11-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計量装置の検査結果</li> <li>・各孔ごとの注入時間、注入圧力及び注入量を記録した資料</li> <li>・水押し試験及び透水試験の記録</li> </ul>						
10-9-2		10-9-4		10-11-1									
10-9-4													
10-11-1													
10-13-1													
<b>コンクリートダム工事</b>													
11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合</li> <li>・規定の配合とならないコンクリート等の破棄及び運搬場所</li> <li>・ハーフリフト高さについて</li> <li>・冷却管の事故等が発生した場合の打込みコンクリートの除去等</li> </ul>	11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合</li> <li>・規定の配合とならないコンクリート等の破棄及び運搬場所</li> <li>・ハーフリフト高さについて</li> <li>・冷却管の事故等が発生した場合の打込みコンクリートの除去等</li> </ul>	11-8-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断落の規模、位置が明確になった時点</li> </ul>	11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境配合に関する資料、又は配合の修正が必要になった場合はその資料</li> <li>・計量装置の検査結果</li> <li>・ミキサの練混ぜ性能の試験結果</li> <li>・強制練りミキサの性能試験結果</li> <li>・打込みブロックの工程計画</li> <li>・打込みコンクリートの打上がり速度</li> <li>・計量装置に示す以外の材料でコンクリートを打継ぐ場合</li> </ul>	11-8-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セメントミルクの比重測定上所、時期の結果</li> </ul>	11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合</li> <li>・環境配合に関する資料、又は配合の修正が必要になった場合はその資料</li> <li>・計量装置の検査結果</li> <li>・ミキサの練混ぜ性能の試験結果</li> <li>・強制練りミキサの性能試験結果</li> <li>・打込みブロックの工程計画</li> <li>・型枠の構造図</li> <li>・冷却管の設計計画図</li> </ul>	11-6-6	
11-6-2													
11-6-5		11-6-2											

## 現 行

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告			
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容		
10-8-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適当と認めた場合</li> <li>・盛立材料の試験</li> <li>・基礎地盤の確認後、地盤を長期間放置した場合、又は地盤が著しく変化した場合</li> <li>・盛立材料が設計図書に示す品質と合致しない場合</li> <li>・污水や流水の影響がある場合の材料盛立て前の処理方法</li> <li>・盛立材料の転圧が不適当と認めた場合の処理方法</li> <li>・統計計画の測定値に異常が発生した場合の処理方法</li> <li>・造水材が設計図面に示す含水比を確保できない場合の処理方法</li> <li>・転圧した層の密着が確保できない場合の処理方法</li> <li>・コンクリート構造物がダム堤体に接する場合の処理方法</li> <li>・水平打継目の処理を行う時期</li> <li>・基礎グラウチングの施工</li> <li>・削孔中に岩質の変化が認められた場合</li> <li>・採取したコアの納入場所</li> <li>・セメントミルクを注入圧力及びセメントミルクの配合、切替え</li> <li>・セメントミルク注入効果の判定を行い、チェック孔の位置、方向、深度、及びその処理方法等</li> </ul>	10-8-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適当と認めた場合</li> <li>・盛立材料の試験</li> <li>・基礎地盤の確認後、地盤を長期間放置した場合、又は地盤が著しく変化した場合</li> <li>・盛立材料が設計図書に示す品質と合致しない場合</li> <li>・污水や流水の影響がある場合の材料盛立て前の処理方法</li> <li>・盛立材料の転圧が不適当と認めた場合の処理方法</li> <li>・統計計画の測定値に異常が発生した場合の処理方法</li> <li>・造水材が設計図面に示す含水比を確保できない場合の処理方法</li> <li>・転圧した層の密着が確保できない場合の処理方法</li> <li>・コンクリート構造物がダム堤体に接する場合の処理方法</li> <li>・水平打継目の処理を行う時期</li> <li>・基礎グラウチングの施工</li> <li>・削孔中に岩質の変化が認められた場合</li> <li>・採取したコアの納入場所</li> <li>・セメントミルクを注入圧力及びセメントミルクの配合、切替え</li> <li>・セメントミルク注入効果の判定を行い、チェック孔の位置、方向、深度、及びその処理方法等</li> </ul>	10-9-4	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適当と認めた場合</li> <li>・盛立材料の転圧</li> <li>・遮水ゾーン及びフィルターボーンを横断する運搬路を設ける場合の構造及び位置</li> <li>・雨水の浸透を防ぐ措置</li> <li>・各孔ごとの注入時間、注入圧力及び注入量を記録した資料</li> <li>・水押し試験及び透水試験の部類</li> </ul>	10-11-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適当と認めた場合</li> <li>・盛立材料の転圧</li> <li>・遮水ゾーン及びフィルターボーンを横断する運搬路を設ける場合の構造及び位置</li> <li>・雨水の浸透を防ぐ措置</li> <li>・各孔ごとの注入時間、注入圧力及び注入量を記録した資料</li> <li>・水押し試験及び透水試験の部類</li> </ul>				
10-9-2		10-9-4		10-11-1							
10-9-4											
10-11-1											
10-13-1											
<b>コンクリートダム工事</b>											
11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合</li> <li>・規定の配合とならないコンクリート等の破棄及び運搬場所</li> <li>・ハーフリフト高さについて</li> <li>・冷却管の事故等が発生した場合の打込みコンクリートの除去等</li> </ul>	11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合</li> <li>・規定の配合とならないコンクリート等の破棄及び運搬場所</li> <li>・ハーフリフト高さについて</li> <li>・冷却管の事故等が発生した場合の打込みコンクリートの除去等</li> </ul>	11-8-7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・断層の規模、位置が明確になった時点</li> </ul>	11-6-1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・骨材をダム本体コンクリート工事以外に使用する場合</li> <li>・規定の配合とならないコンクリート等の破棄及び運搬場所</li> <li>・ハーフリフト高さについて</li> <li>・冷却管の事故等が発生した場合の打込みコンクリートの除去等</li> </ul>	11-6-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セメントミルクの比重測定上所、時期の結果</li> </ul>	11-6-6	
11-6-2											
11-6-5		11-6-2									

改正後

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
11-6-6	の処置 ・冷却完了後の外部配管等の撤去 ・継目グラウチングの注入中、異常を認めた場合の処理方法 ・注入完了後の各ヘッド管口部及びダイヤルゲージ取付金具等の存置、撤去 ・セメントミルクの比重測定場所、時期		・設計図書に示す以外の材質でコンクリートを打打継ぐ場合 ・やむを得ずコールドジョイントを設ける場合の施工方法 ・日平均気温が4°C以下になるおそれのある場合でのコンクリートの打込みを行う場合 ・打込み温度が25°C以上になるおそれのある場合でのコンクリートの打込みを行う場合 ・降雨、降雪、強風等でのコンクリートの打込みを行う場合 ・各リフトの上面を排水のために勾配をつける場合 ・打継目を長期間放置する場合の表面の保護等				・型枠の構造図 ・冷却管の設計計画図 ・冷却用設備の設計計画図		
		11-6-3	・特殊な箇所で調製型枠以外の型枠を使用する場合 ・型枠の組み立てが規定外の方法で行う場合 ・型枠の取り外し時期及び順序 ・型枠取り外し後の処理方法						
		11-6-5	・設計図書に示す冷却管以外のものを使用する場合 ・冷却管の設計計画図 ・冷却用設備の設計計画図						
		11-6-6	・圧力計の検査及び設置箇所 ・充水用水槽以外を設ける場合 ・水及びセメントの計量方法 ・洗浄及び水押し試験、材料 ・継目グラウチングの注入開始 ・圧力計の記録方法 ・総目の動きを測定する計器の形式、規格、記録方法及び設置場						
PO工事事項									
12-4-7	・鋸板の取付位置	12-3-2	・グラウトを普通ポルトランドセメント以外の材料で使用する場合	12-3-2	・PC鋼材の切断を機械的手法以外で行う場合	12-3-2	・緊張管理計画書 ・道路標示方所に基づく管理記録	12-2-2	・輸送中の部材に損傷を与えた場合
12-4-8	・巻装が困難となる場合の巻装方法			12-4-8	・塗分付差量の測定結果がNaCl150mg/m <sup>3</sup> 以上となった場合	12-4-8	・塗膜厚検査による塗膜厚測定記録	12-3-2	・緊張管理計画書で示した荷重計の示度とPC鋼材の抜き出し量
		12-4-8	・防錆材の使用						

現行

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
II-6-6	<ul style="list-style-type: none"> <li>-継目グラウチングの注入中、異常を認めた場合の処理方法</li> <li>-注入完了後の各ヘッド管口部及びダイヤルゲージ取付金物等の存置、撤去</li> <li>-セメントミルクの比重測定上所、時期 <u>おそれのある場合でのコンクリートの打込みを行う場合</u></li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>-やむを得ずコールドジョイントを設ける場合の施工方法</li> <li>-日平均気温が4°C以下になるおそれのある場合でのコンクリートの打込みを行う場合</li> <li>-打込み温度が25°C以上になるおそれのある場合でのコンクリートの打込みを行う場合</li> <li>-降雨、降雪、強風等でのコンクリートの打込みを行う場合</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>-冷却用設備の設計計画図</li> </ul>		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>-リートの打込みを行う場合</li> <li>-各リフトの上面を排水のために勾配をつける場合</li> <li>-打継目を長期間放置する場合の表面の保護等</li> </ul>						
II-6-3			<ul style="list-style-type: none"> <li>-特殊な箇所で鋼製型枠以外の型枠を使用する場合</li> <li>-型枠の組み立てが規定外の方法で行う場合</li> <li>-型枠の取り外し時期及び順序</li> <li>-型枠取り外し後の処理方法</li> </ul>						
II-6-5			<ul style="list-style-type: none"> <li>-設計図面に示す冷却管以外のものを使用する場合</li> <li>-冷却管の設計計画図</li> <li>-冷却用設備の設計計画図</li> </ul>						
II-6-6			<ul style="list-style-type: none"> <li>-圧力計の検査及び設置箇所</li> <li>-充水用水槽以外を設ける場合</li> <li>-水及びセメントの計量方法</li> <li>-洗浄及び水押し試験、材料</li> <li>-継目グラウチングの注入開始</li> <li>-圧力計の記録方法</li> <li>-継目の動きを測定する計器の型式、規格、記録方法及び設置場</li> </ul>						
PC橋工事事項									
II-4-7	-継板の取付位置	12-3-2	-グラウトを普通ポルトランドセメント以外の材料で使用する場合	12-3-2	-PC鋼材の切断を機械的手法以外で行う場合	12-3-2	-道路橋示方所に基づく管理記録 ■緊張管理計画書	12-2-2	-輸送中の鋼材に損傷を与えた場合
II-4-8	-塗装が困難となる場合の塗装方法			12-4-8	-塗分け差量の測定結果がNaCl150mg/m <sup>2</sup> 以上となった場合	12-4-8	-塗膜厚検査による塗膜厚測定記録	12-3-2	-緊張管理計画書で示した荷重計の示度とPC鋼材の抜き出し量の測定値との関係が許容範囲を超える場合
		12-4-8	-防船材の使用			12-5-3	-配合が設計図面に示す品質が得られることが確認できる資料		
		12-5-3	-グースアスファルトの配合設計	12-5-3	-基盤面に異常を発見したときの				

## 改 正 後

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
	12-5-3	・グースアスフルトの配合設計		12-5-3	・検査方法	12-5-3	・配合が設計図書に示す品質が得られることが確認できる資料		の測定値との関係が許容範囲を超える場合
<b>橋梁下部工事</b>									
	13-4-4	・露出した鉄筋の防錆にモルタルベースト以外のものを使用する場合	げ以外の方法で行う場合	13-4-4	・支承部を接着した状態で工事を完了する場合でモルタル仕上	13-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書		
<b>鋼管工事</b>									
				14-4-7	・鋼構造物の埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合	14-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書		
<b>機場下部工事</b>									
				15-2-2	・関連工事と施工上競合する部分及び特徴的な事項以外の調整	15-2-2	・施工上支撑となる基準点及び水準点の移設成業		
				15-4-1	・施工上支撑となる基準点及び水準点の移設		・排水施設の設置に伴う揚水量、地下水位、地盤の沈下等の観測記録		
				15-4-6	・地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合の処理		・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書		
<b>地すべり防止工事</b>									
	16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後ににおいても湧水がない場合	16-8-2	・鉄筋の維手を重ね継手により難い場合	16-6-1	・集水井内部の換気方法等	16-7-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書	
						16-7-2	・設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合		
						16-8-2	・孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことが確認できる資料		
						16-8-2	・土留工の施工がより難い場合		
						16-7-2	・ライナーブレードなどで掘削可能なとなった場合、又は補強リングが必要となつた場合		
						16-7-2	・グラウトの注入方法		
						16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後ににおいても湧水がない場合		
<b>PCタンク工事</b>									
				17-2-2	・PCタンク完成後に水張り試験を行うことがより難しい場合				
				17-7-1	・歩道工を設計図書に基づいて施工できない場合				
				17-9-1	・付帯設備工を設計図書に基づいて施工できない場合				

## 現 行

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
									処置方法
<b>橋梁下部工事</b>									
				13-4-4	・露出した鉄筋の防錆にモルタルベースト以外のものを使用する場合	13-4-4	・支承部を接着した状態で工事を完了する場合でモルタル仕上	13-2-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書
<b>頭首工事</b>									
						14-4-7	・鋼構造物の埋設と本体コンクリートの同時施工が困難な場合	14-2-2	・PC杭等の輸送計画を記載した施工計画書
<b>機場下部工事</b>									
						15-2-2	・関連工事と施工上競合する部分及び軽微な事項以外の調整	15-2-2	・施工上支撑となる基準点及び水準点の移設成果
				15-4-1	・施工上支撑となる基準点及び水準点の移設		・排水施設の設置に伴う揚水量、地下水位、地盤の沈下等の観測記録		・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書
				15-4-6	・地盤反力が設計図書に示す数値を下回る場合の処理		・既設機械設備取付、各種配線等、二次コンクリート打設の接着及びアンカーフジン埋設位置等(關係者)		
<b>地すべり防止工事</b>									
	16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後ににおいても湧水がない場合	16-8-2	・鉄筋の維手を重ね継手により難い場合	16-6-1	・集水井内部の換気方法等	16-7-2	・既製杭等の輸送計画を記載した施工計画書	
					16-7-2	・設計図書に示す設置位置及び深度とすることが困難な場合			
					16-8-2	・孔底が設計図書に示す支持地盤に達したことが確認できる資料			
					16-8-2	・土留工の施工がより難い場合			
					16-7-2	・ライナーブレードなどで掘削可能なとなった場合、又は補強リングが必要となつた場合			
					16-7-2	・グラウトの注入方法			
					16-7-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後ににおいても湧水がない場合			
<b>PCタンク工事</b>									
						17-2-2	・PCタンク完成後に水張り試験を行うことがより難しい場合	16-2-2	・施工中工事区域内に新たな垂裂の発生等異常を認めた場合
						17-7-1	・歩道工を設計図書に基づいて施工できない場合	16-2-2	・掘削中の地質構造、湧水等の記録
						17-9-1	・付帯設備工を設計図書に基づいて施工できない場合	16-2-2	・集水井の掘削が予定深度まで達しない前に湧水があった場合、又は予定深度まで掘削した後ににおいても湧水がない場合

## 改 正 後

指 示		承 諾		協 約		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
<b>ため池改修工事</b>									
18-3-8 -土質試験の試験項目 18-4-1 -浸透流出水のpH測定方法等 18-4-2 -浸透流出水のpH測定方法等 18-7-1 -浸透流出水のpH測定方法等									
18-4-1 -使用する固化材の添加量 18-4-2 -セメント系ミルクの添加量 18-7-1 -使用する固化材の添加量	18-4-1 -・詳物除去が完全にできない場合 18-4-2 -・設計図書に示されていない地表物等 18-7-1 -・現地状況により樹木の根等が除去できない場合 18-3-3 -・地盤改良が必要となった場合 18-3-9 -・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 18-3-10 -・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合 18-4-1 -・湧水の排除方法 18-4-2 -・コンタクトクリーを施工する場合の厚さ及び施工方法 18-4-3 -・乾燥によるクラックが発生した場合の処理範囲 18-4-4 -・固化材以外の改良方法を行う場合 18-4-5 -・セメント系ミルク以外の地盤改良を行う場合 18-7-1 -・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 18-7-1 -・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合	18-3-1 -・詳物除去が完全にできない場合 18-4-1 -・固化材による地盤改良の施行方法等を記載した施工計画書 18-4-2 -・セメント系ミルクによる地盤改良の施工方法等を記載した施工計画書 18-6-2 -・ゲート及びバルブの承諾図書等(2部) 18-7-1 -・泥土改良の施工方法等を記載した施工計画書	18-3-8 -・土質試験結果 18-4-1 -・固化材による地盤改良の施行方 法等を記載した施工計画書 18-4-2 -・セメント系ミルクによる地盤改 良の施工方法等を記載した施工 計画書 18-6-2 -・ゲート及びバルブの承諾図書等 (2部) 18-7-1 -・泥土改良の施工方法等を記載し た施工計画書	18-4-2 -・サウンディング試験等による現 況地盤の確認結果					
<b>推進工事</b>									
	20-4-4 -推進工の刃口の製作図面 20-4-5 -骨材及び裏込材	20-4-3 -推進中に推力が急激に変化した 場合 -異常な湧水及び転石等で作業に 支障が生じた場合の事後の処理 -周囲の構造物に異常を発見した 場合の事後の処理 -推進上部の地上面上に異常を発見 した場合の事後の処理 -溶材等を注入中に変位を発見し た場合の事後の処理 -注入作業の実施時間 -汚水及び処理水の処理が規定に より難い場合	20-4-3 -推進日報 20-4-4 -推進工の刃口の製作図面	20-4-3 -・推進作業に異常が発生した場合 -・異常な湧水及び転石等で作業に 支障が生じた場合					

## 現 行

指 示		承 諾		協 約		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
<b>ため池改修工事</b>									
18-3-8 -土質試験の試験項目 18-4-1 -浸透流出水のpH測定方法等 18-4-2 -浸透流出水のpH測定方法等 18-7-1 -浸透流出水のpH測定方法等									
18-4-1 -使用する固化材の添加量 18-4-2 -セメント系ミルクの添加量 18-7-1 -使用する固化材の添加量	18-4-1 -・詳物除去が完全にできない場合 18-4-2 -・設計図書に示されていない地表物等 18-7-1 -・現地状況により樹木の根等が除去できない場合 18-3-3 -・地盤改良が必要となった場合 18-3-9 -・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 18-3-10 -・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合 18-4-1 -・湧水の排除方法 18-4-2 -・コンタクトクリーを施工する場合の厚さ及び施工方法 18-4-3 -・乾燥によるクラックが発生した場合の処理範囲 18-4-4 -・固化材以外の改良方法を行う場合 18-4-5 -・セメント系ミルク以外の地盤改良を行う場合 18-7-1 -・泥土等軟弱な土砂を現場外へ搬出する必要がある場合 18-7-1 -・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合	18-4-1 -・使用する固化材の添加量 18-4-2 -・セメント系ミルクの添加量 18-7-1 -・使用する固化材の添加量	18-3-1 -・詳物除去が完全にできない場合 18-4-1 -・固化材による地盤改良の施行方法等を記載した施工計画書 18-4-2 -・セメント系ミルクによる地盤改良の施工方法等を記載した施工計画書 18-6-2 -・ゲート及びバルブの承諾図書等(2部) 18-7-1 -・泥土改良の施工方法等を記載した施工計画書	18-3-8 -・土質試験結果 18-4-1 -・固化材による地盤改良の施行方法等を記載した施工計画書 18-4-2 -・セメント系ミルクによる地盤改良の施工方法等を記載した施工計画書 18-6-2 -・ゲート及びバルブの承諾図書等(2部) 18-7-1 -・泥土の有害物質の試験で基準を満たしていない場合	18-4-2 -・サウンディング試験等による現況地盤の確認結果				
<b>推進工事</b>									
	20-4-4 -推進工の刃口の製作図面 20-4-5 -骨材及び裏込材	20-4-3 -推進中に推力が急激に変化した 場合 -異常な湧水及び転石等で作業に 支障が生じた場合の事後の処理 -周囲の構造物に異常を発見した 場合の事後の処理 -推進上部の地上面上に異常を発見 した場合の事後の処理 -溶材等を注入中に変位を発見し た場合の事後の処理 -注入作業の実施時間 -汚水及び処理水の処理が規定に より難い場合	20-4-3 -推進日報 20-4-4 -推進工の刃口の製作図面	20-4-3 -・推進作業に異常が発生した場合 -・異常な湧水及び転石等で作業に 支障が生じた場合					
	20-4-4 -推進工の刃口の製作図面 20-4-5 -骨材及び裏込材	20-4-3 -推進中に推力が急激に変化した 場合 -異常な湧水及び転石等で作業に 支障が生じた場合の事後の処理 -周囲の構造物に異常を発見した 場合の事後の処理 -推進上部の地上面上に異常を発見 した場合の事後の処理 -溶材等を注入中に変位を発見し た場合の事後の処理 -注入作業の実施時間 -汚水及び処理水の処理が規定に より難い場合	20-4-3 -推進日報 20-4-4 -推進工の刃口の製作図面	20-4-3 -・推進作業に異常が発生した場合 -・異常な湧水及び転石等で作業に 支障が生じた場合					

## 改正後

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
			20-5-4	・添加材及び骨材注入設備が設計図書により難い場合					

## 現 行

指 示		承 諾		協 議		提 出		報 告	
章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容	章・節・条	内 容
			20-5-4	より難い場合 ・添加材及び骨材注入設備が設計図書により難い場合					

## 改正後

## 現行

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

提出書類	該当文書		様式有 無	受注者 保管 契約の 必要性	監督職員 へ提出	受注者 保管 監督職員 へ提出 する 必要が 無し	備考
	共通仕様書	契約款					
①工事着手時	監督員通知書	-	第9条第1項	有		○	
	現場代理人等通知書	-	第10条第1項	有 ○	○		経歴書、実務経験証明書を添付する。
	工程表	共仕1-1-4	第3条第1項	有 ○	○		
	建設工事下請負通知書	-	第7条	有 ○	○		
	建設業退職金共済組合認証購入確認書			有 ○	○		提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	建設労災補償共済等確認書	共仕1-1-53	-	有 ○	○		提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	労働保険立証明締結			○	○		
	工事カルテ受領書	共仕1-1-7	-	○ ○			請負代金額500万円以上の場合は提出する
	施工計画書	共仕1-1-8	-	○ ○			経営的な場合の変更施工計画書は記載内容省略可。(工期や数量だけの変更等の場合)
	施工体制台帳	共仕1-1-14	-	有 ○ ○			下請総金額3000万円以上の場合は提出する。(建設業法24条の7) (下請総額3000万円以下であっても、作成することが望ましいとされている) (建設省建設局建設業課長通達、平成13年3月30日 施工体制台帳の作成等について(通知))
	施工体系図	共仕1-1-14	-	有 ○ ○			
	施工体制台帳(低入札価格調査)	共仕1-1-8	-	○ ○			
	再生資源利用促進計画書 (建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-22	-	有 ○ ○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	再生資源利用計画書 (建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-23	-	有 ○ ○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	請負代金内訳書	共仕1-1-4	第3条第1項	有 ○ ○			契約図書で規定された場合に提出する
	前払金請求書	-	第35条第1項	○ ○			
②随時	設計図書の照査確認資料			○ ○			契約書18条第1項1～5号に該当する事実があつた場合のみ監督職員に提出する(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
	設計図書の照査確認資料	共仕1-1-3	-		○		契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示なし。受注者で保管する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共仕1-1-48	-	○ ○			仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。
	工事測量結果(設計図書との照合)			○ ○			設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に報告する。
	工事履行報告書	共仕1-1-36	第11条	有 ○ ○			工事月報、定期報告書(月分)実施工程表、工事日報、工事写真を添付する。
	工事打合簿 (指示・協議・通知・承諾・提出・届出)	共仕1-1-2 共仕1-1-28		有 ○ ○			
	建設リサイクル法に基づく通知書	共仕1-1-23	-	○ ○			建設工事に係わる資材の再資源化等に係わる法律第11条
	再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-22 共仕1-1-23	-	有 ○ ○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	再生資源利用計画書(実施書) (建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-22 共仕1-1-23	-	有 ○ ○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	建設発生土搬出帳票	共仕1-1-22	-	○ ○			
	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	共仕1-1-22	-	○ ○			
	品質証明員通知書	共仕1-1-29(5)	-	○ ○			
	品質証明書	共仕1-1-29(1)		有 ○ ○			
	工事材料(検査・確認)請求書	共仕1-1-25	第13条第2項	有 ○ ○			
	材料品質證明資料	共仕1-1-24		○ ○			
	工事材料搬出承認願	二	第13条第4項	有 ○ ○			
	(材料調合・施工)立会請求書	共仕1-1-25	第14条	有 ○ ○			

参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

提出書類	該当文書		様式有 無	受注者 保管 契約の 必要性	監督職員 へ提出	受注者 保管 監督職員 へ提出 する 必要が 無し	備考
	共通仕様書	契約款					
①工事着手時	監督員通知書	-	第9条第1項	有			○
	現場代理人等通知書	-	第10条第1項	有 ○	○		経歴書、実務経験証明書を添付する。
	工程表	共仕1-1-5	第3条第1項	有 ○	○		
	建設工事下請負通知書	二	第7条	有 ○	○		
	建設業退職金共済組合証紙購入確認書			有 ○ ○ ○			提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	建設労災補償共済等確認書	共仕1-1-54	-	有 ○ ○ ○			提出出来ない事情がある場合は理由を書面で提出する。
	労働保険立証明締結			○ ○ ○ ○			
	工事カルテ受領書	共仕1-1-8	-	○ ○ ○ ○			請負代金額500万円以上の場合は提出する
	施工計画書	共仕1-1-6	-	○ ○ ○ ○			軽微な場合の変更施工計画書は記載内容省略可。(工期や数量だけの変更等の場合)
	施工体制台帳	共仕1-1-15	-	有 ○ ○ ○ ○			下請総金額3000万円以上の場合は提出する。(建設業法24条の7) (下請総額3000万円以下であっても、作成することが望ましいとされている) (建設省建設局建設業課長通達、平成13年3月30日 施工体制台帳の作成等について(通知))
	施工体系図	共仕1-1-15	-	有 ○ ○ ○ ○			
	施工体制台帳(低入札価格調査)	共仕1-1-7	-	○ ○ ○ ○			
	再生資源利用促進計画書 (建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-23	-	有 ○ ○ ○ ○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	再生資源利用計画書 (建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-24	-	有 ○ ○ ○ ○			施工計画書に含め提出する。(該当する再生資源がある場合)
	請負代金内訳書	共仕1-1-4	第3条第1項	有 ○ ○ ○ ○			契約図書で規定された場合に提出する
	前払金請求書	-	第35条第1項	○ ○ ○ ○			
②随時	設計図書の照査確認資料			○ ○ ○ ○			契約書18条第1項1～5号に該当する事実があつた場合のみ監督職員に提出する(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
	設計図書の照査確認資料	共仕1-1-3	-		○ ○ ○ ○ ○		契約書18条第1項1～5号に該当する事実がない場合(設計図書と一致している場合)は、監督職員への提示なし。受注者で保管する。(契約書第18条第1項の範囲を超えないこと)
	工事測量成果表(仮BM及び多角点の設置)	共仕1-1-49	-	○ ○ ○ ○ ○			仮BM及び多角点の設置に関する測量結果は監督職員に提出する。
	工事測量結果(設計図書との照合)			○ ○ ○ ○ ○			設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に報告する。
	工事履行報告書	共仕1-1-36	第11条	有 ○ ○ ○ ○			工事月報、定期報告書(月分)実施工程表、工事日報、工事写真を添付する。
	工事打合簿 (指示・協議・通知・承諾・提出・届出)	共仕1-1-2 共仕1-1-29		有 ○ ○ ○ ○			設計図書と差異があった場合にのみ監督職員に報告する。
	建設リサイクル法に基づく通知書	共仕1-1-24	-	○ ○ ○ ○ ○			建設工事に係わる資材の再資源化等に係わる法律第11条
	再生資源利用促進計画書(実施書) (建設副産物を搬出する場合)	共仕1-1-23	-	○ ○ ○ ○ ○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	再生資源利用計画書(実施書) (建設資材を搬入する場合)	共仕1-1-24	-	○ ○ ○ ○ ○			該当する再生資源がある場合に提出する。
	建設発生土搬出帳票	共仕1-1-23	-	○ ○ ○ ○ ○			
	産業廃棄物管理表 (マニフェスト)	共仕1-1-23	-	○ ○ ○ ○ ○			
	品質証明員通知書	共仕1-1-30(5)	-	○ ○ ○ ○ ○			
	品質証明書	共仕1-1-30(1)		有 ○ ○ ○ ○			
	工事材料(検査・確認)請求書	共仕1-1-28	第13条第2項	有 ○ ○ ○ ○			
	材料品質證明資料	共仕1-1-25		○ ○ ○ ○ ○			
	工事材料搬出承認願	二	第13条第4項	有 ○ ○ ○ ○			
	(材料調合・施工)立会請求書	共仕1-1-28	第14条	有 ○ ○ ○ ○			

改正後

## 参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

	提出書類	該当文書		様式有無	受注者書類作成の必要性	監督職員へ提出	受注者保管	その他監督職員へ提出する必要が無し	備考
		共通仕様書	契約約款						
	工事(材料調合・施工)通知書	共仕1-1-25	第14条	有	○	○			
	ダンプトラック管理表	共仕1-1-44	一	有	○	○			
	建設発生土搬出量等管理表			有	○	○			
	出鋤証明書	共仕1-1-58	一	有	○	○			
	工事の(全部・一部)一時中止について 工事の(全部・一部)一時中止の(全部・一部)再開について	共仕1-1-17	第20条	有				○	
	工期延長請求書	共仕1-1-19	第22条	有	○	○			変更工程表を添付する
	工期短縮請求書		第23条	有				○	
	協議開始日通知書		24条、25条、第26条、31条	有				○	
	請負代金額変更請求書		第26条	有				○	
	関係官公庁協議資料	共仕1-1-46	一		○	○			関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)
	段階確認書	共仕1-1-25 共仕1-1-28	一	有	○	○			・契約図面で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(請負者が作成する出来形管理資料にて、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員等が現場した場合の状況写真は不要。
	確認・立会書	共仕1-1-25	一		○	○			
	休日、夜間作業届	共仕1-1-47	一		○	○			週間会議、メール等で受発注者双方が事前に把握していれば不要 (現道上の工事を除く)
	臨機措置通知書	共仕1-1-54	第27条	有	○	○			
	天災その他不可抗力による損害通知書	共仕1-1-51	第30条	有	○	○			別紙 被災内訳及び内容確認書を添付する
	天災その他不可抗力による損害確認通知書			有				○	
	天災その他不可抗力による損害届け出書			有	○	○			
	第3者に損害を与えた場合の回避可決の判断資料	共仕1-1-42	一		○	○			
	使用する建設機械の資料	共仕1-1-42	一		○	○			排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、提出する
	工事目的物の(全部・一部)使用承認書	共仕1-1-35	第34条1項	有	○	○			部分使用がある場合に提出する
	指定部分引渡書		第39条	有	○	○			
	解除通知書		第46条、第47条、第48条、第49条2、第50条、第51条	有					
	高度技術・創意工夫・社会性等に関する実状況(説明資料)	共仕1-1-50	一	有	○	○			高度技術・創意工夫を実施すれば提出できる
	安全管理安全教育訓練実施資料	共仕1-1-38	一		○		○		実施状況の提示とし、具体的な実施内容は提出不要
	火薬類の使用計画書	共仕1-1-39	一		○	○			
	工事事故速報	共仕1-1-41	一	有	○	○			事故が発生した場合に提出する
	工事事故報告書		一	有	○	○			事故が発生した場合に提出する
安全管理	支給品貸与品	支給材料受払簿 支給品精算書 支給材料及び貸与品要求書 支給材料引渡通知書 支給材料受領書	共仕1-1-20	第15条		○ 有 有 有 有	○ ○ ○ ○ ○		
	現場発生品調書	共仕1-1-21	一	有	○	○			現場発生品がある場合に提出する。
	工事完成図	共仕1-1-27	一		○	○			
	完成通知書	共仕1-1-31	第32条						
	引渡書	二	第32条						
既済部分検査	電子納品成果物(CD)	共仕1-1-28							
	請負工事既済部分確認請求書	共仕1-1-32	第38条2項	有	○	○			
	出来高内訳書			○	○				
	出来高図、数量計算書			○	○				
	部分払込請求書		第38条5項		○	○			
修補関係書類	中間前払込請求書	共仕1-1-32	第35条2		○	○			
	修補完了報告書	共仕1-1-31	第32条6項	有	○	○			
	修補請求書	共仕1-1-31	第45条	有				○	

現行

## 参考2 土木工事共通仕様書に基づく提出書類一覧表

提出書類	該当文書		様式有無	受注者書類作成の必要性	監督課員へ提出	受注者保管	その他監督職員へ提出する必要が無し	備考
	共通仕様書	契約約款				監督職員へ提示		
工事(材料調査・施工)通知書	共仕1-1-26	第14条	有	○	○			
ダンプトラック管理表	共仕1-1-45	—	有	○	○			
建設余土搬出量等管理表	共仕1-1-45	—	有	○	○			
出勤証明書	共仕1-1-57	—	有	○	○			
工事の(全部・一部)一時中止について	共仕1-1-18	第20条	有				○	
工事の(全部・一部)一時中止の(全部・一部)再開について	共仕1-1-18		有				○	
工期延長請求書	共仕1-1-20	第21条	有	○	○		変更工程表を添付する	
工期短縮請求書	共仕1-1-20	第22条	有				○	
協議開始日通知書		第23条、24条、25条、30条	有				○	
請負代金額変更請求書		第25条	有				○	
関係官公庁協議資料	共仕1-1-47	—		○	○		関係官公庁と協議が必要な場合に届出後の書類を提出する。(届出前の事前資料は提出不要)	
段階確認書	共仕1-1-28 共仕1-1-29	—	有	○	○		・契約図面で規定された場合のみ対象 ・段階確認書に添付する資料を新たに作成する必要はない。(請負者が作成する出来形管理資料に、確認した実測値を手書きで記入する) ・監督職員等が塗壘した場合の状況写真は不要	
確認・立会書	共仕1-1-26	—		○	○			
休日、夜間作業届	共仕1-1-48	—		○	○		週間工程会議、メール等で受発注者双方が事前に把握している場合は不要 (現道上の工事を除く)	
疏根指置通知書	共仕1-1-55	第26条	有	○	○			
天災その他不可抗力による損害通知書	共仕1-1-52	第28条	有	○	○		別紙 被災内訳及び内容確認書を添付する	
天災その他不可抗力による損害確認通知書	共仕1-1-52		有				○	
天災その他不可抗力による損害競争災害	共仕1-1-52		有	○	○			
第三者に損害を与えた場合の回避司法の判断資料	共仕1-1-43	—		○	○			
使用する建設機械の資料	共仕1-1-43	—		○	○		排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、提出する	
工事目的物の(全部・一部)使用承諾書	共仕1-1-38	第34条1項	有	○	○		部分使用がある場合に提出する	
指定部分引渡書		第39条	有	○	○			
解除通知書		第49条	有					
高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況(説明資料)	共仕1-1-51	—	有	○	○		高度技術、創意工夫を実施すれば提出できる	
安全管理安全教育訓練実施資料	共仕1-1-39	—		○		○	実施状況の様式とし、具体的な実施内容は提出要	
火薬類の使用計画書	共仕1-1-40	—		○	○			
工事事故速報	共仕1-1-42	—	有	○	○		事故が発生した場合に提出する	
工事事故報告書	共仕1-1-42	—	有	○	○		事故が発生した場合に提出する	
支給品貸与品	支給材料受払簿 支給品精算書有 支給材料及び貸与品要求書 支給材料引渡通知書 支給材料受領書	第15条			○	○		
工事検査	現場発生品調書 工事完成図 完成通知書 引渡書 電子納品成果物(CD)		有					
	共仕1-1-22 共仕1-1-28		有	○	○		現場発生品がある場合に提出する。	
	共仕1-1-32		有	○	○			
	第31条							
	二 第31条							
既済部分検査	請負工事既済部分確認請求書 出来高内訳書 出来高圖、数量計算書 部分金額請求書	第38条2項	有	○	○			
修補関係書類	中間前払金請求書 修補完了報告書 修補請求書		○	○				
	共仕1-1-33		○	○				
	第35条3項							
	共仕1-1-32		有	○	○			
	第31条1項							
	共仕1-1-32	第45条	有				○	

\*様式は、沖縄県農林水産部工事監督要領様式集を参照すること。



土木工事共通仕様書【農業農村整備編】の制定について (平成23年3月14日農村第2125号農林水産部長通知) 一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<b>土木工事共通仕様書【農業農村整備編】</b>	<b>土木工事共通仕様書【農業農村整備編】</b>
目 次	目 次
<p><b>第1編 共 通 編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>1－1－1～1－1－3 [略]</p> <p>1－1－4 請負代金内訳書及び<u>工程表</u></p> <p><u>[削除]</u></p> <p>1－1－5 施工計画書</p> <p>1－1－6 低入札価格調査対象工事の措置</p> <p>1－1－7 工事実績情報サービス（コリンズ）への登録</p> <p>1－1－8 監督職員</p> <p>1－1－9 現場技術員</p> <p>1－1－10 主任技術者等の資格</p> <p>1－1－11 工事用地等の使用</p> <p>1－1－12 工事の着手</p> <p>1－1－13 工事の下請負</p> <p>1－1－14 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1－1－15 受注者相互の協力</p> <p>1－1－16 調査、試験に対する協力</p> <p>1－1－17 工事の一時中止</p> <p>1－1－18 設計図書の変更</p> <p>1－1－19 工期変更</p> <p>1－1－20 支給材料及び貸与品</p> <p>1－1－21 工事現場発生品</p>	<p><b>第1編 共 通 編</b></p> <p><b>第1章 総 則</b></p> <p><b>第1節 総 則</b></p> <p>1－1－1～1－1－3 [略]</p> <p>1－1－4 請負代金内訳書及び<u>工事費構成書</u></p> <p><u>1－1－5 工程表</u></p> <p>1－1－6 施工計画書</p> <p>1－1－7 低入札価格調査対象工事の措置</p> <p>1－1－8 工事実績情報サービス（CORINS）への登録</p> <p>1－1－9 監督職員</p> <p>1－1－10 現場技術員</p> <p>1－1－11 主任技術者等の資格</p> <p>1－1－12 工事用地等の使用</p> <p>1－1－13 工事の着手</p> <p>1－1－14 工事の下請負</p> <p>1－1－15 施工体制台帳及び施工体系図</p> <p>1－1－16 受注者相互の協力</p> <p>1－1－17 調査・試験に対する協力</p> <p>1－1－18 工事の一時中止</p> <p>1－1－19 設計図書の変更</p> <p>1－1－20 工期変更</p> <p>1－1－21 支給材料及び貸与品</p> <p>1－1－22 工事現場発生品</p>